

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月
酪農学園大学

目 次

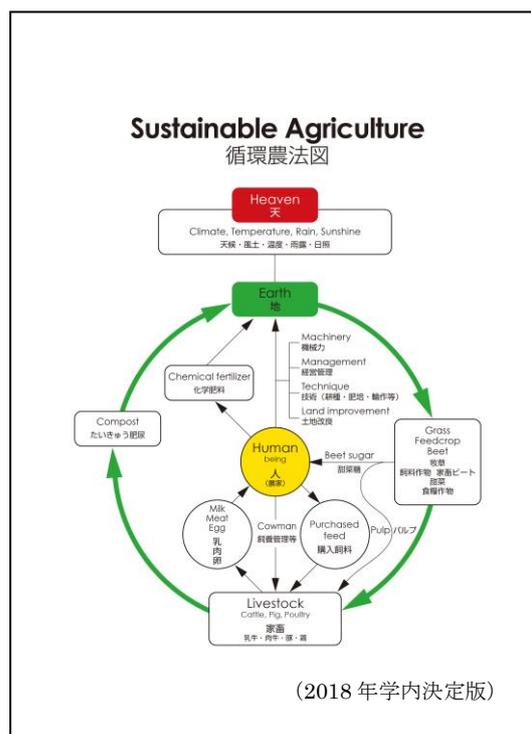
I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学生	14
基準 3 教育課程	43
基準 4 教員・職員	66
基準 5 経営・管理と財務	78
基準 6 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	92
基準 A 建学の理念に基づいた実学教育	92
基準 B 実践的学修と地域連携	96
V. 特記事項	101
VI. 法令等遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	115
エビデンス集（データ編）一覧	115
エビデンス集（資料編）一覧	116

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

酪農学園大学（以下「本学」という。）の建学の精神は「神を愛し、人を愛し、土を愛す」という「三愛主義」であり、「三愛主義とそれに基づく健土健民」の実現が基本理念である。本学が掲げる「三愛主義」は、キリスト教の教えをもとにした人間教育主義であり、多様な隣人への寛容な精神と、人類存続の礎である大地を尊ぶ精神の涵養である。

「健土健民」は、文字通り「健やかな土に健やかな民が育まれる」という考え方であり、本学の創設者 黒澤西蔵はこの「健土健民」を熱心に説き、今日でも本学の全ての教育研究の基軸をなしている。「健土健民」が意味するところは、人は環境－植物－動物－食に支えられた存在であり、健康な「土－草－牛－乳－人」のつながり、健康な「自然－植物（作物）－動物（家畜）－食－人」のつながりを、さらに、健康な「環境－植物－動物－物質・エネルギー－人」のつながりを保つことである。創設者 黒澤西蔵は、この基本理念を「循環農法図」として表し、本学の教育研究は、常に時代の流れに合った「循環農法」の具現化を目指している。さらに、自然科学と人文社会科学が融合し連携を強めた「実学教育」の中において「三愛主義に基づく健土健民」を実現しようとするのが本学の基本理念である。



2. 使命・目的

本学の使命は、建学の精神を常に受け継ぎ、「健土健民」の教えを実践し、「生命を紡ぐ大学」として大地が生み出す命を未来につなぎ、全人類の福祉向上に貢献する担い手の養成を使命としている。建学の精神に基づく教育は、大学として 60 年の歴史を刻み、酪農を中心とする農業振興に大きく貢献してきた。これを受け継ぐ新しい教育は、「農・食・環境・生命」を基軸として、自然との調和の取れた循環農業の維持・発展を図り、人と動物の生命の存続と福祉に貢献し、世界的活動に参加する人材を育てることを目的としている。具体的には、主体的に世界の変化に対応し、課題を見極め、課題解決に対し幅広く、柔軟かつ総合的な判断力を持った担い手を育てることである。さらに、世界で起こる多様な問題の解決能力を持ち、多角度から物事を観察する能力、総合的思考力、的確な判断力、豊かな人間性を持った人材を輩出することが本学の使命であり、本学で展開される教育研究はその達成を目的としている。

3. 大学の個性・特色

本学の学士教育は 2 学群・5 学類からなる。この学群・学類制は学生の修学のための組

織であり、農業を総合科学として学ぶための横断的な教育体制である。初年次に実施する酪農学園教育は、新入生全員がキリスト教の教えと建学の精神を学ぶとともに、本学が有する大規模な農場施設と豊かな自然環境の中で「家畜に触れ、作物を知り、土の役割を理解する」ことによって、「健土健民」及び「循環農法」を実学として修得する貴重な機会を経験する。これは本学の特色ある教養教育の一つである。学生は酪農学園教養教育の修得に始まり、専門基礎教育を経て専門教育へと学びを進める独自の教育システムにより成長する。学群・学類における専門教育では体系的かつ学際的に学び、多様で応用可能な知識の蓄積、思考力、探求力、問題解決能力、コミュニケーション能力を修得し、さらに生命を尊ぶ豊かな人間性を構築する。このようにして、人類を含む地球上のあらゆる生命と自然環境との調和と共生に貢献する人材を養成し社会に送り出すことのできる教育研究の環境が本学の個性であり特色でもある。加えて、本学の建学の精神で育った卒業生を6万人輩出しており、農学分野で広く活発に社会貢献を果たすとともに本学の重要な支援者になっている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大正初期の北海道は連年の冷害凶作により、特に農村は疲弊していた。創立者 黒澤西蔵はデンマーク農業に学び、北海道の大地を酪農によって沃土として農業・食料の生産地としての確立発展を図るべく、農民組織である北海道製酪販売組合連合会（通称：酪連）を立ち上げ、その事業のひとつに、酪農教育・農民教育の機関として北海道酪農義塾を設置した。

昭和 8(1933)年 10 月	北海道酪農義塾を設置
昭和 9(1934)年 2 月	北海道酪農義塾酪農科と製酪科を設置
昭和 17(1942)年 3 月	財団法人興農義塾野幌機農学校の設置認可
昭和 17(1942)年 6 月	興農義塾野幌機農学校を設置
昭和 19(1944)年 2 月	北海道酪農義塾を廃止
昭和 23(1948)年 4 月	興農義塾野幌機農学校を野幌機農高等学校（全日制農業課程）と変更（学制改革）
昭和 23(1948)年 8 月	野幌高等酪農学校（通信教育）を設置
昭和 24(1949)年 5 月	財団法人興農義塾野幌機農学校を財団法人酪農学園と変更
昭和 24(1949)年 7 月	酪農学園大学部を設置
昭和 25(1950)年 3 月	酪農学園大学部を廃止
昭和 25(1950)年 4 月	酪農学園短期大学酪農科を設置
昭和 26(1951)年 1 月	財団法人酪農学園を学校法人酪農学園と変更
昭和 30(1955)年 7 月	野幌機農自動車学校（各種学校）を設置
昭和 33(1958)年 4 月	酪農学園女子高等学校（全日制普通課程）を設置
昭和 35(1960)年 4 月	酪農学園大学を設置
	酪農学園大学酪農学部酪農学科を設置
	酪農学園女子高等学校を三愛女子高等学校と変更
昭和 37(1962)年 4 月	酪農学園短期大学製造科を設置

酪農学園大学

昭和 38(1963)年 4 月	酪農学園大学酪農学部農業経済学科を設置
昭和 39(1964)年 4 月	酪農学園大学酪農学部獣医学科を設置 酪農学園短期大学酪農科第 2 コースを設置
昭和 39(1964)年 6 月	野幌機農高等学校を酪農学園機農高等学校と変更 野幌高等酪農学校を酪農学園短期大学酪農学校と変更 野幌機農自動車学校を酪農学園自動車学校と変更
昭和 47(1972)年 3 月	酪農学園短期大学製造科を廃止
昭和 49(1974)年 4 月	酪農学園短期大学生活専攻コースを設置
昭和 50(1975)年 4 月	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻（修士課程）を設置
昭和 51(1976)年 6 月	酪農学園自動車学校を廃止
昭和 53(1978)年 4 月	酪農学園大学酪農学部獣医学科 6 年制に変更
昭和 56(1981)年 4 月	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医学専攻（博士課程）を設置 酪農学園大学大学院酪農学研究科酪農学専攻（修士課程）を設置
昭和 59(1984)年 4 月	酪農学園機農高等学校を酪農学園大学附属高等学校と変更
昭和 60(1985)年 4 月	酪農学園短期大学を北海道文理科短期大学と変更 北海道文理科短期大学教養学科を設置
昭和 63(1988)年 4 月	酪農学園大学酪農学部食品科学科を設置 三愛女子高等学校をとわの森三愛高等学校（共学）と変更
平成 2(1990)年 4 月	北海道文理科短期大学経営情報学科を設置
平成 3(1991)年 1 月	酪農学園短期大学酪農学校を廃止
平成 3(1991)年 4 月	酪農学園大学大学院酪農学研究科食生産利用科学専攻（博士課程） を設置 酪農学園大学附属高等学校ととわの森三愛高等学校を統合してと わの森三愛高等学校に変更
平成 6(1994)年 4 月	酪農学園大学酪農学部食品流通学科を設置
平成 7(1995)年 4 月	酪農学園大学大学院酪農学研究科フードシステム専攻（修士課程） を設置
平成 8(1996)年 4 月	酪農学園大学獣医学部獣医学科を設置（酪農学部獣医学科を改組）
平成 10(1998)年 4 月	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科を設置 酪農学園大学環境システム学部地域環境学科を設置 北海道文理科短期大学を酪農学園大学短期大学部と変更 北海道文理科短期大学酪農科を酪農学園大学短期大学部酪農学科 と変更
平成 11(1999)年 12 月	酪農学園大学短期大学部教養学科を廃止 酪農学園大学短期大学部経営情報学科を廃止
平成 13(2001)年 4 月	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻を設置 酪農学園大学酪農学部食品科学科健康栄養学専攻を設置
平成 14(2002)年 10 月	酪農学園大学酪農学部獣医学科を廃止
平成 15(2003)年 4 月	酪農学園大学大学院酪農学研究科食品栄養科学専攻（修士課程） （博士課程）を設置

酪農学園大学

平成 17(2005)年 4 月	酪農学園大学環境システム学部環境マネジメント学科を設置 酪農学園大学環境システム学部生命環境学科を設置
平成 22(2010)年 7 月	酪農学園大学環境システム学部経営環境学科を廃止
平成 23(2011)年 4 月	酪農学園大学農食環境学群循環農学類を設置 酪農学園大学農食環境学群循食と健康学類を設置 酪農学園大学農食環境学群環境共生学類を設置 酪農学園大学獣医学群獣医学類を設置 酪農学園大学獣医学群獣医保健看護学類を設置
平成 24(2012)年 10 月	酪農学園大学短期大学部を廃止
平成 27(2015)年 4 月	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻(修士課程)を設置
平成 28(2016)年 1 月	酪農学園大学酪農学部農業経済学科を廃止
平成 28(2016)年 3 月	酪農学園大学酪農学部食品科学科健康栄養学専攻・食品流通学科、環境システム学部地域環境学科を廃止
平成 28(2016)年 8 月	酪農学園大学酪農学部食品科学科食品科学専攻を廃止
平成 29(2017)年 3 月	酪農学園大学酪農学部酪農学科、酪農学部、環境システム学部環境マネジメント学科を廃止
平成 29(2017)年 9 月	酪農学園大学環境システム学部生命環境学科、環境システム学部を廃止
平成 31(2019)年 4 月	とわの森三愛高等学校の校名を酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校に変更

2. 本学の現況

- (1) 大学名 酪農学園大学
 (2) 所在地 北海道江別市文京台緑町 582 番地
 (3) 学部構成

ア 学群

学群名	学類名
農食環境学群	循環農学類
	食と健康学類
	〃 (管理栄養士コース)
	環境共生学類
獣医学群	獣医学類
	獣医保健看護学類

イ 学部 (平成 23 (2011) 年 3 月募集停止)

学部名	学科名
獣医学部	獣医学科

酪農学園大学

ウ 大学院

研究科名	専攻名
酪農学研究科	酪農学専攻修士課程
	フードシステム専攻修士課程
	食品栄養科学専攻修士課程
	食生産利用科学専攻博士課程
	食品栄養科学専攻博士課程
獣医学研究科	獣医学専攻博士課程
	獣医保健看護学専攻修士課程

(4) 学生数、教員数、職員数（令和2(2020)年5月1日現在）

ア 学群等学生数

(人)

学群等名		農食環境学群			獣医学群		獣医学部	合計
学類等名		循環農 学類	食と健康 学類	環境共生 学類	獣医 学類	獣医保健 看護学類	獣医 学科	
学年	性別							
1	男	165	92	92	53	12	0	414
	女	103	94	53	91	57	0	398
	計	268	186	145	144	69	0	812
2	男	181	85	90	58	14	0	428
	女	85	65	59	99	58	0	366
	計	266	150	149	157	72	0	794
3	男	173	77	89	63	4	0	406
	女	98	87	44	65	47	0	341
	計	271	164	133	128	51	0	747
4	男	174	82	82	67	11	0	416
	女	87	99	57	73	53	0	369
	計	261	181	139	140	64	0	785
5	男				69		0	69
	女				75		0	75
	計				144		0	144
6	男				69		1	70
	女				68		0	68
	計				137		1	138
合計	男	693	336	353	379	41	1	1,803
	女	373	345	213	471	215	0	1,617
	計	1,066	681	566	850	256	1	3,420

酪農学園大学

イ 大学院学生数

(人)

研究科名		酪農学					獣医学		合計
専攻名		酪農学 (修士)	フード システム (修士)	食品栄 養科学 (修士)	食生産 利用科学 (博士)	食品栄 養科学 (博士)	獣医学 (博士)	獣医保健 看護学 (修士)	
学年	性別								
1	男	7	0	0	0	0	3	0	10
	女	6	0	2	0	0	2	0	10
	計	13	0	2	0	0	5	0	20
2	男	6	0	1	0	0	3	1	11
	女	5	0	1	3	1	5	0	15
	計	11	0	2	3	1	8	1	26
3	男				2	3	3		8
	女				1	1	4		6
	計				3	4	7		14
4	男						5		5
	女						2		2
	計						7		7
合計	男	13	0	1	2	3	14	1	34
	女	11	0	3	4	2	13	0	33
	計	24	0	4	6	5	27	1	67

ウ 教員数

(人)

農食環境学群	99
獣医学群	59
計	158
助手	11
非常勤講師	106

エ 職員数

(人)

専任	81
嘱託	68
計	149
臨時	79

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

学校法人酪農学園は、「学校法人酪農学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 3 条において、その目的を「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、キリスト教の精神に基づいて、神、人、土を愛する三愛主義を建学の精神とした人格の完成を目指し、健土健民の思想の下、高邁な学識と技能を有する知行合一の有能な農業人並びに社会の人材を養成すること」と定めている【資料 1-1-1 学校法人酪農学園寄附行為】。

本学はこの寄附行為に基づき、「酪農学園大学学則」（以下「大学学則」という。）【資料 1-1-2】第 1 条第 1 項に本学の目的として、「キリスト教の精神によって人間教育を行い、酪農の科学と実際並びに高度の学術を教育・研究し、もって神を愛し、人を愛し、土を愛する三愛の精神に徹する有為な社会人及び指導者を養成すること」と定めている。また、「酪農学園大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）【資料 1-1-3】第 1 条第 1 項には「酪農学並びに獣医学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めている。これに基づき、学士課程の各学群（農食環境学群と獣医学群）及び大学院の各研究科（獣医学研究科と酪農学研究科）に、それぞれの教育の基本方針を設定している。

農食環境学群の基本方針は、「健土健民および循環思想のもとで持続的な社会の発展に寄与する人物の育成を使命としている。そのために、専門基礎教育と専門分野の学問体系について座学、実験、実習を通して専門的知識と技術を修得し、課題発見と解決する能力を身につけ社会に貢献できる人物の輩出を行なう。」と定めている。

獣医学群の基本方針は、「建学の精神（三愛精神・健土健民・実学教育）に基づき、獣医学と獣医保健看護学およびその関連科学分野の教育を通して生命を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び自然環境との調和とその共存に貢献する人材を育てる。すなわち、専門知識・技術及び総合的な判断力を習得し、国際的視野に立って人と動物の健康保持、環境保全ならびに食料の安定供給に寄与してワンヘルスに貢献できる人材を養成することである。また、高等教育機関として、地域社会における知識・文化の中核、さらに将来に向けた地域活性化の拠点として、上記の人材を教育することを目的とする。獣医学群教育はライフサイエンスに根ざし実践を目指した応用科学であり、医学、

農学、生物学などのほか、動物の愛護・福祉など広範囲な学問分野を含む。獣医学群の教育は獣医学類と獣医保健看護学類が相互に協力して、様々な分野で求められている広範囲な専門知識と技術を取得し、チーム獣医療を実践できる人材の育成を教育の基本方針とする。」と定めている。

- ・両学群基本方針：<https://www.rakuno.ac.jp/outline/educationpolicy.html>

酪農学研究科の基本方針は、「酪農学園創立の基本精神に基づいて、酪農学とその関連科学領域に関する精深かつ不断の研究を進め、その成果を広く社会に還元することで人類の福祉と自然環境の保全並びに産業と文化の進展に貢献することを目的とする。」と定めている。

- ・酪農学研究科基本方針：<https://gra.rakuno.ac.jp/dairy/policy2.html>

獣医学研究科の基本方針は、「酪農学園創立の基本精神である三愛精神に基づく健土健民思想により、獣医学とその関連科学を創造的に研究・発展させ、その成果を人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に寄与し、本学の建学の精神を地球規模で実現する、社会に有意な高度専門技術者や研究者を世に送り出すことを目的としている。」と定めている。

- ・獣医学研究科基本方針：<https://gra.rakuno.ac.jp/veterinary/policy.html>

「酪農学園 100 年ビジョン」として、「酪農学園のめざす姿ー創立 100 年に向けてー」【資料 1-1-4】を策定し、平成 25(2013)年 10 月、これを冊子として酪農学園創立 80 周年記念式典において学内外の関係者に配付し広く公表するとともに、後日全教職員に配付した。この中に「酪農学園のミッション」として、「酪農学園は農業を基盤とした人間教育を中心とする建学の精神の更なる具体化を使命とする」、「実学教育を基本とする「農・食・環境・生命」の教育を通じて明日を切り拓く「力」を育て、地域と世界の継続的な発展に貢献する人材を送り出す」と明瞭かつ簡潔に記述している。

平成 29(2017)年、現理事長は、平成 23(2011)年の改組は道半ばであり、完成へ向けて全教職員が意識を一致させ、本学が目指す教育改革の原点を再確認するため、「酪農学園の教育改革の原点」【資料 1-1-5】を自ら刊行し、全教職員に配付した。

本学のこうした教育目的は、「三愛主義」、「健土健民」、「実学教育」及び「循環農法」という 4 つの言葉をもって簡潔に表現することができる。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的、教育目的、3 つのポリシーは、大学 HP（ホームページ）等に掲載し広く社会に公表している。また、大学説明会やオープンキャンパスにおいて、入学前の生徒や保護者に説明し、学生には入学時に配付する「履修ガイド」の巻頭に 3 つのポリシーを明記し、本学の教育方針を伝えている。

さらに、学生、ステークホルダーへの公表や入学前の生徒、保護者に対し入試広報等で分かり易く説明できるように「3 つのポリシーの簡略化版」【資料 1-1-6】を策定し、「大学案内」、「入学試験要項」【資料 1-1-7】に掲載している。

1-1-③ 個性・特色の明示

「三愛主義」、「健土健民」、「実学教育」及び「循環農法」の理念のもと、我が国唯一

の酪農学の単科大学として昭和 35(1960)年に開設し、時代の要請を踏まえ 3 学部 8 学科を有し、酪農・畜産、食の生産・加工・流通・消費、農村経済、獣医療並びに環境に関わる教育・研究・普及に携わり実績を上げてきた。平成 23(2011)年度からは、さらに理念を深化させるべく、全学共通教育である基盤教育（自校教育、教養教育、キャリア教育等）を確立し、専門基礎教育から専門教育への移行を明確にした 2 学群 5 学類へと統合・発展させた。農食環境学群は、農学を中心とする自然科学系と社会科学系の研究室が存在し、現実社会に即した実学的要素に富んだ個性豊かな学群である。また、獣医学群は、生命・自然を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び動物・人・環境の調和と共存に具体的に貢献するための学群である。

大学院においては、日本で唯一の酪農学研究科を設置し、また、獣医学研究科には平成 27(2015)年 4 月に獣医保健看護学専攻修士課程を設置するなど、個性・特色ある専攻を有している。

キャンパスには、酪農学園フィールド教育研究センター、附属動物医療センターや乳製品製造実験実習室等の実習施設を配置し、極めて実学的要素の強い教育環境を整備している。また、地域協定等に基づく学外フィールドも多く、これらの施設やフィールドは基盤教育にも利用し、特色ある教育を展開している。

・地域等との連携協定一覧：<https://www.rakuno.ac.jp/exc/cooperation.html>

こうした特色から、農業に関わる各種情報の提供、環境教育・野生動物対策における貢献や獣医療の提供等、本学は産業界や地域社会の知の拠点として、他の大学とも連携しながら社会貢献を果たしており、その活動は教育目的・理念を学内外に十分明示している。

1-1-④ 変化への対応

開学以来不変である建学の精神と理念の下、教育の使命と目的は一貫しており、その遂行のため教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係する法令と常に照らし合わせ、学内規則の改正を行っている。直近では、私立学校法改正に伴う寄附行為の改正（令和元(2019)年 11 月 26 日理事会）、「学校法人酪農学園ガバナンス・コード」の策定（令和 2(2020)年 1 月 29 日理事会）を行い、社会情勢の変化に対し積極的に対応している【資料 1-1-8 2019 年度理事会開催状況】。

大学の取組みに関する様々な情報は、大学 HP に加えて Facebook、Twitter、Instagram、YouTube、LINE といった SNS を通して広くステークホルダーを含む社会に対して情報を公開している（大学 HP：<https://www.rakuno.ac.jp/outline.html>）。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は、寄附行為、大学学則及び大学院学則（以下「学則」という。）に明記するとともに、全教職員に配付した「酪農学園のめざす姿」にも記載し、また、「学校法人酪農学園職員研修規程」【資料 1-1-9】に定める新任者研修、全体研修を毎年度実施していく中で、教職員に啓発し、理解を深めていく。本学の教育目的を簡潔に表す「三愛主義」、「健土健民」、「実学教育」及び「循環農法」の 4 つの言葉を常に中期計画や年次毎の計画に明記し、全学一体となった計画の実行により具体化を図る。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則に定める使命・目的を遂行するため、学長は、教育研究に関する重要な事項について、教授会、関係委員会の意見を聴くこととしている。教授会及び関係委員会の意見は、学群長、委員長を通じ評議会に諮り、大学院においては、研究科委員会から大学院委員会に諮り審議する。議決事項は学長から常任理事会に報告し、常任理事会の決定事項は評議会を通じて教員へフィードバックする。

評議会は、学長、学群長、研究科長、学類長、教育センター長及び評議会の下に設置する委員会の長で構成している【資料 1-2-1 酪農学園大学教授会規程(第 8 条)】。また、大学事務会議は、大学事務局長、部次長及び課長による役職者により構成し、月 2 回程度の会議を開催し、情報を共有している。共有した情報は各部署の課員へ伝達する。

現在の 3 つのポリシーは、学群・学類、研究科を中心に検討を重ねて原案を策定し、学外有識者や教授会の意見を取り入れ、最終的に評議会において決定したものである【資料 1-2-2 評議会資料 (3 ポリシー)】。

これらにより、本学の使命・目的及び教育目的に対する役員、教職員の理解と支持は、十分に得られている。

1-2-② 学内外への周知

本学の建学の精神は、入学式や学位記授与式、保護者懇談会等の大学行事での挨拶で常に触れている。この他、学則、大学案内、入試要項及び大学 HP 等を通じて学内外に公開している（建学の精神：<https://www.rakuno.ac.jp/outline/spirit.html>）。

また、出版物として、「黒澤酉蔵」（昭和 36(1961)年出版）、「酪農学園の歴史と使命」（昭和 45(1970)年出版）、「反芻自戒」（昭和 47(1972)年出版）、「健やかなる土」（平成元(1989)年出版）、「酪農学園創立 50 年記念史」（昭和 58(1983)年出版）及び「創立 60 周年写真集」、「健土建民」（平成 5(1993)年出版）、「酪農学園史二」（平成 15(2003)年出版）、「酪農学園史三」（平成 25(2013)年出版）等を刊行し、学内外に広く配布し、建学の精神を周知している。

特に、新入生には、新入生オリエンテーションにおいて「学生生活の手引き」で、また基盤教育科目「建学原論」（1 年通年科目）【資料 1-2-3 「建学原論」シラバス】において、本学の歴史及び建学の精神を取り上げ、丁寧に説明している。なお、「建学原論」のテキスト「酪農学園の創立 黒澤酉蔵と建学の精神」は、大学 HP で公開している

(https://www.rakuno.ac.jp/wp-content/themes/rgu/file/spirit_03.pdf)。

保護者・卒業生・教職員へは、情報誌として「酪農学園だより」(学校法人酪農学園、年2回発行)、「健土健民」(公益財団法人酪農学園後援会、年3回発行)、「身土不二」(公益財団法人酪農学園後援会、年4回発行)、「人づくり通信」(公益財団法人酪農育英会、年1回発行)、「校友会会報」(酪農学園大学同窓会、年1回発行)等により各種題材を基に建学の精神の伝承をしている【資料1-2-4「学園だより」ほか関連出版物(抄)】。

教職員には全体研修会を定期的に開催し、本学の使命や目的を再確認する機会を設けている【資料1-2-5 学校法人酪農学園職員研修規程】【資料1-2-6 2019年度職員全体研修の実施計画について】。

大学HPでは、学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報として、簡略版を含む3つのポリシーと教育課程、シラバス、重要な規則、財務情報等の基本情報以外に、経営計画や外部評価結果、奨学金制度、実務家教員担当科目、入学生・在学生数、1年生の単位修得・GPA(Grade Point Average)の状況、授業アンケート集計結果、校舎の耐震化率に至るまでの詳細な情報公開を実施している。これらの多くの情報をHPほか多様なSNS(Facebook、Twitter、Instagram、YouTube、LINE)を活用して学内外に公表している【資料1-2-7 酪農学園大学HP・情報公開】。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の中長期的な計画の中では、平成23(2011)年4月からスタートした新教育課程(2学群5学類体制)への全学的改組が最も大きな計画であった。

この改組により3学部8学科体制から3つのポリシーを明確にした2学群5学類体制への変更、教育センターの設置、キリスト教の精神による人間教育の実施、建学の精神を教授するための自校教育である酪農学園学(「建学原論」、「循環型農業論」)や「実学教育」を实践する「健土健民入門実習(農場実習)」及び「基礎演習I」内での作物栽培とその成果を発表する場「収穫感謝祭」を開催できる教育組織へと改編した。

これらは、大学学則第1条に規定する「酪農学園大学は、キリスト教の精神によって人間教育を行い、酪農の科学と実際並びに高度の学術を教育・研究し、もって神を愛し、人を愛し、土を愛する三愛の精神に徹する有為な社会人及び指導者を養成することを目的とする。」とした、建学の精神を学生へと継承する目的と合致している。

現在の3つのポリシーは、平成24(2012)年10月25日全学教授会において決定した「酪農学園大学の建学の精神に基づく教育基本方針」、「農食環境学群の教育基本方針」、「獣医学群の教育基本方針」、「大学院における研究・教育の基本方針」をベースとして、教育カリキュラム、関連法を踏まえながら、その改正に向けた検討に十分な時間を費やし、平成29(2017)年11月の評議会で決定した。また、平成30(2018)年1月の評議会で「簡略化版」を決定している。そのポリシーの中には本学の使命・目的及び教育目的を反映している。

現在の中長期計画は、「酪農学園創立100周年に向けて酪農学園がめざすべき姿」がベースになっている。この「めざすべき姿」を計画として策定するにあたり、平成23(2011)

年7月に酪農学園将来構想委員会及び酪農学園将来構想委員会専門部会を設置し、①現状と課題、②基本構想（学園創立100周年となる平成45(2033)年を目標年）、③施設の整備構想、④財務目標を構想のフレームとして設定した。その後、平成25(2013)年1月開催の理事会で「酪農学園のめざす姿－創立100年に向けて－」を承認し、それを具現化するために「アクションプラン」を策定することを決定した。平成25(2013)年3月開催の理事会では「酪農学園のめざす姿 アクションプラン」(原案)の取り進めを説明し、部署ヒアリング、課題の抽出を経て、「アクションプラン2014」【資料1-2-8】は完成した。その後、18歳人口が令和2(2020)年度から急激に減少推移する外部環境の変化に対応すべく「2020年に向けた経営改革」【資料1-2-9】を理事会で決議（平成27(2015)年5月）し、平成28(2016)年度からアクションプランと並行して、その取組みを進めることになった。

令和2(2020)年4月から私立学校法改正に基づく中期計画策定の義務化を機に、「アクションプラン」と「2020年に向けた経営改革」の両計画は、「学校法人酪農学園中期計画2020年度～2025年度」【資料1-2-10】に移行した。

この中期計画は、従来のアクションプランを基盤に置きつつ新たな視点を加え、本学が実践する全ての教育活動等を教育、研究、業務運営、財務、自己点検・外部評価、キャンパス環境、国際化、社会貢献の8つの視点に分類し、理事者の意向と各部署の意見を踏まえて策定した。これにより、「酪農学園のめざす姿－創立100年に向けて－」に示した酪農学園のミッション及びビジョン達成の道標が完成した。

この中期計画に基づき、本学は教育・研究等における建学の精神の継承を果たすとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みも同時に推進していく。

教育においては、建学の精神を推進する「実学教育」の充実と3ポリシーが有機的に連携する教育プログラムの実践により、一層の質保証に取り組む。

研究においては、本学における独自性・自発性を尊重し、重点領域を定めた研究拠点の構築、研究の国際化、研究成果の社会還元等に取り組む。

これら教育・研究を円滑かつ発展的に行っていくために、業務運営及び財務において、時代の変化に柔軟かつ迅速に対応する事務組織体制を構築し、財政安定を図る恒常的な財務点検・見直しに取り組む。自己点検・外部評価においては、その客観性及び妥当性の担保並びに運営改善を目的に実施し、継続的発展に向けた改革に取り組む。キャンパス環境においては、多様な学生に対応する学修環境と「実学教育」を推進する教育環境整備に取り組む。国際化においては、学術交流、人材交流等を推進し、地域と世界を繋ぐ人材育成に取り組む。社会貢献においては、本学の建学の精神を具現化し、広く社会に普及するため、生涯学習の推進をはじめ「知」の創造拠点として地域に根差した活動に取り組む。

中期計画には指標や数値目標も設定し、計画実現のためのPDCA体制サイクルを効果的に循環させ、定期的な計画進捗状況の確認及び中間評価の実施、改善・対応策の検討に取り組む。

以上、本学の中期計画には、建学の理念・教育目的及びそれを実行する教育研究組織について明確に位置付けしている。

なお、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、大学には2つの学群と5つの

学類、大学院には2つの研究科を設置し、それぞれ必要な教員を配置するとともに、事務組織として大学部門と法人部門に「事務組織規程」や「職員職務規程」等によって、それぞれの役割を明確にした部課等を設置し、必要な職員を配置している（「基準4」で詳細記述）。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学において建学の精神は、学長や理事長が大学の公式行事や会議の場で言及するとともにHPや各種出版書籍に記載し、広く理解されるよう努めている。また、学生にも酪農学園学の授業科目（「建学原論」やキリスト教関係科目等）を通して教育している。地球環境、食料と農業、生命に関する問題が注目される現代において、建学の精神の具体化を謳う本学の教育目的や目標について、市民公開講座、講演会、研修会等で一般社会や教職員に向けて分かり易く広めていくよう努める。

本学の建学の精神である「三愛主義」、「健土健民」、「実学教育」及び「循環農法」を学ぶための施設と組織的特色を本学は有しており、法令に適合した現在の状況を堅持しつつ、社会的要請の変化に応じて大学・大学院の使命・目的を変化に応じて検討する。

【基準1の自己評価】

本学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、建学の精神に関する4つの言葉「三愛主義」、「健土健民」、「実学教育」及び「循環農法」に基づいた教育目的を明確に定めている。この建学の精神は、大学の源流である短期大学創立（昭和25(1950)年）当時、酪農人とその指導者を養成するという教育方針に具体化した。地球環境、食料と農業、生命に関する問題が注目される現代においては、より広い範囲での社会的要請が存在し、本学の果たすべき役割の重要性が今こそ強まっている。本学は、建学の精神や教育目的を学生や教職員に伝えることに日々努めており、学外へ周知する努力についても継続して行っている。

本学は、時代の変化、社会的要請の推移に対応し、新たな学部・学科（学群・学類）の開設や改組を行ってきた。また、将来における本学の姿を取りまとめるとともに、年度毎の達成目標を定めている。今後も建学の精神やこれまで培ってきた経験を活かしながら、教育計画を継続して検証する。さらに、本学教育目的の達成に向けた計画的、効果的な教育活動のために、目標の設定と達成度の検証を繰り返し実施しようとしている。このようなことから「基準1」を十分満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシー（AP）の周知について、以下の通り、学士課程は大学の HP に、修士課程及び博士課程は大学院の HP に掲載している。その他「大学履修ガイド」、「大学院要覧」【資料 2-1-1】の巻頭に掲載している。

- ・ 大学 AP : <https://www.rakuno.ac.jp/outline/educationpolicy.html>
- ・ 酪農学研究科 AP : <https://gra.rakuno.ac.jp/dairy/policy2.html>
- ・ 獣医学研究科 AP : <https://gra.rakuno.ac.jp/veterinary/policy.html>

また、入学試験要項には、具体性を持たせ受験者に分かり易く伝えることを目的として、平成 30(2018)年 1 月に評議会で決定した簡略版【資料 2-1-2 3 つのポリシーの簡略化版】を巻頭に掲載し、本学がどのような学生を求めているのかを宣言している【資料 2-1-3 2020 大学入学試験要項 3 ページ】。

現在の 3 つのポリシーは、平成 29(2017)年 11 月の評議会で決定したものであるが、平成 24(2012)年 10 月 25 日全学教授会において決定した「酪農学園大学の建学の精神に基づく教育基本方針」【資料 2-1-4】、つまり大学全体のポリシーは、大学学則第 1 条に規定する教育目的を踏まえ、改正することなく一貫している。

アドミッション・ポリシーは、大学、学群・学類、研究科・専攻毎に定めている【資料 2-1-5 アドミッション・ポリシー】。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の建学の理念に共感し、入学を希望する者のうち、本学のアドミッション・ポリシーに沿った学生を幅広く受け入れるため、様々な入試制度を設けている【資料 2-1-6 2020 大学入学試験要項 4~40 ページ】。なお、各種入学試験において提出される志望理由書や調査書等の出願書類、面接試験での確認に加え、本学の受験者がどのようなイベント（オープンキャンパス、入試説明会等）に参加し出願しているのか、の調査を通して、アドミッション・ポリシーを理解した入学者であるかの検証を行っている。

1) 推薦入学試験

建学の精神を理解し、本学への明確な入学意思を持った優秀な人材を確保すること、また、多種多様な学生を確保することで、学生が相互に刺激を与えながら専門的な能力や態度を高めていくことを期待し、高等学校在学中の学習成績や課外活動等も評価対象とする様々な推薦入学試験を行っている。

ア) 一般推薦入学試験（対象：全ての学類）

一般的な公募制推薦入学試験制度

イ) 産業振興特別推薦入学試験

- ・A 推薦（対象：循環農学類及び食と健康学類（管理栄養士コース含む。））

専門学科を有する高等学校を対象とする入学試験制度

- ・B 推薦（対象：循環農学類及び食と健康学類（管理栄養士コースを除く。））

農業後継者又は地域産業後継者を対象とする入学試験制度

ウ) 環境共生貢献推薦入学試験（対象：環境共生学類）

将来環境共生に貢献する意思があり本学が指定する技術を有する者等を対象とした入学試験制度

エ) 指定校推薦入学試験（対象：全ての学類）

本学が指定した高等学校の学校長推薦による入学試験制度

オ) アグリマイスター推薦入学試験（対象：循環農学類及び食と健康学類（管理栄養士コースを除く。））

全国農業高等学校長協会が実施するアグリマイスター顕彰制度を活用した入学試験制度

カ) 生産動物医療推薦入学試験（対象：獣医学類）

生産動物臨床獣医師を志望する者を対象とした入学試験制度

キ) 動物病院後継者育成推薦入学試験（対象：獣医学類）

2 親等以内の親族が獣医師であり、その業を継承し、地域に貢献しようとする者を対象とした入学試験制度

ク) 生産動物看護部門推薦入学試験（対象：獣医保健看護学類）

生産動物医療分野の動物看護師を志望する者を対象とした入学試験制度

ケ) 農業高校及び農業大学校推薦入学試験（対象：獣医学類）

生産動物医療に関わる獣医師を志望する者で、高等学校又は大学校の農業に関する学科を卒業又は卒業見込みの者を対象とした入学試験制度

コ) 学士推薦入学試験（対象：獣医学類）

学士以上の学位を有する者で、出身大学長又は学部長等の推薦を受けた者を対象とした入学試験制度

サ) 自己推薦入学試験（対象：循環農学類、食と健康学類（管理栄養士コースを除く。）及び環境共生学類）

自己推薦書に基づき、本学への入学を特に熱望する者を対象とした入学試験制度

※注) 獣医学類の上記コ)を除く推薦入学試験全てと上記ク)は、1浪までを対象とする。

この他、附属高校である「酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校」については、内部進学制度を設けている【資料 2-1-7 2020 大学入学試験要項（内部進学）】。附属高校と大学の緊密な連携は、酪農学園が建学の精神を具現化し、かつ学園の教育的効果を最大限に発揮し、持続的発展を果たすために不可欠なものと位置付けしている【資料 2-1-8 2019 年度事業報告書 13 ページ 2】。循環農学類及び食と健康学類（管理栄養士コースを除く。）については、入試区分（専願・併願）毎に高校在学時の評定値を出願資格に組み込み、選抜においては調査書を参考に面接を行っている。また、環境共生学類においても、高校3年間と大学4年間の高大一貫教育を通じて、生徒と学習到達度を把握しな

がら、道内のみならず国内外の環境保全と地域振興を両立できる人材を協力して育成することを目的として、調和の取れた学力と生徒の態度、倫理観及び環境保全に対する意欲等を併せて総合的に進学の可否を決定するとしたアドミッション・ポリシーに則り、出願資格には高校で実施される模擬試験の成績とオープンキャンパスへの参加を含み、選抜については、調査書を参考に面接にて行っている。管理栄養士コースにおける内部進学制度では、高校3年間と大学4年間の高大一貫教育を通じて、生徒と学習到達度を把握しながら、国民の健康を維持・増進する有為な管理栄養士を協力して育成することを目的としているため、調和の取れた学力と生徒の態度、倫理観及び管理栄養士を目指す意欲等を併せて総合的に進学の可否を決定するとしたアドミッション・ポリシーに則り、出願資格には高校で実施される模擬試験の成績を含み、選抜については調査書を参考に面接にて行っている【資料 2-1-9 2020 大学入学試験要項（内部進学）1～7 ページ（循環農学類・食と健康学類・環境共生学類）】。

獣医学類における内部進学制度では、附属高校の「獣医・理数コース」からのみ受験者を受け付けている。この制度は、高校3年間と大学6年間の高大一貫教育を通じて、生徒と学習到達度を把握しながら、科学者であるとともにより質の高い獣医療及び衛生管理の技術をもつ有為な獣医師を育成することを目的としている。そのため、調和の取れた学力と生徒の態度、倫理観及び各人の理想とする獣医師を目指す意欲等を併せて、獣医学類への進学可否を決定するとしたアドミッション・ポリシーに則り、出願資格に大学入試センター試験や模擬試験における指定科目（5教科7科目）の得点を出願資格に含めている。また、獣医保健看護学類における内部進学制度では、高校3年間と大学4年間の高大一貫教育を通じて、生徒と学習到達度を把握しながら、動物看護学とその関連分野に対して能動的な学習を行うことができ、動物・人間とふれあうことの実践を通じて生命を尊ぶ豊かな感性を育み、動物のよき理解者として人類と動物の福祉に貢献しようとする高い目的意識を持った人材を育成することを目的とする。そのため、調和の取れた学力と生徒の態度、倫理観及び動物看護師を目指す意欲等を併せて総合的に進学可否を決定するとしたアドミッション・ポリシーに則り、出願資格には高校で実施される模擬試験の成績を含み、選抜については調査書を参考に面接にて行っている【資料 2-1-10 2020 大学入学試験要項（内部進学）8～12 ページ（獣医学類・獣医保健看護学類）】。

2) 学力入学試験

学力入学試験には、本学専任教員等により構成する出題・採点委員会で作成した学力試験問題を課す学力入学試験（第1期・第2期）、大学入試センター試験を利用したセンター試験利用入学試験（前期・後期）、それらを併用した学力入学試験・センター試験併用型入学試験の3つがある。第1期及び第2期学力入学試験は、「一般学力入学試験」と総称しており、全ての学群・学類が対象となる。一般学力入学試験の選抜方法は、学群・学類毎に、第1期及び第2期に共通して、獣医学類においては300点満点、その他の学類においては200点満点の試験と出願書類により選抜している。

また、大学入試センター試験利用入学試験は、大学入試センター試験の受験者の中から、各学群・学類で定めるセンター試験受験科目の成績と出願書類により選抜している。

なお、学力入学試験・センター試験併用型入学試験については、対象を環境共生学類

のみとし、選択 1（英語・国語）は本学独自の学力試験、選択 2（数学・理科・社会）は大学入試センター試験の結果により選抜を行っている。

3) 特別選抜試験

本学の教育方針を理解する有為な人材を確保するため、下記ア) イ) の入試選抜試験を行っている。

ア) 社会人特別選抜試験は、社会人として 3 年以上の実務経験を有し、他の高等教育機関に在籍していない者を対象にした特別選抜試験である（ただし、獣医学類は 4 年制大学卒業者及び大学在籍歴のある者を除く。）。選抜方法は小論文と面接、出願書類により総合的に選抜している【資料 2-1-11 2020 大学入学試験要項（社会人特別選抜）1～3 ページ】。

イ) 外国人留学生特別選抜試験では、外国の国籍を有し、日本以外の通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、または、これに準ずる者を対象として、小論文と面接、出願書類により総合的に選抜を行っている【資料 2-1-12 2020 大学入学試験要項（外国人留学生）1～4 ページ】。

本制度により上記 1)、2) の入学試験で入学した学生とはまた異なる価値観を持った入学生が、本学教育組織や他の学生に良い効果を与えてくれることを期待している。

4) 大学院入学試験

酪農学研究科及び獣医学研究科の全ての専攻を対象に、第 1 期(8 月)と第 2 期(2 月)に入学試験を行い、学力試験、面接、研究課題調書及び成績証明書を総合評価して入学者の可否を決定している【資料 2-1-13 2021 大学院入学試験要項】。

本学のアドミッション・ポリシーや教育内容を広く周知し、受験者の適正な大学選びの一助となるよう、以下の場で本学への理解を深めてもらっている。

1) オープンキャンパス

本学で年 3 回（4 日間）開催するほか、東京及び大阪で出張オープンキャンパスを各 1 回開催している。実際に受験希望者や保護者に本学の環境や雰囲気を感じてもらおうのと同時に、模擬授業や学類の紹介等を行っている。

2) 学外ミニセミナー

令和元(2019)年度途中まで週末土曜日に不定期に実施してきた。酪農学園東京オフィスを利用して本学の教員が受験希望者と近距離かつフレンドリーな雰囲気の中で講義を展開していたが、東京オフィスの閉鎖に伴い、令和 2(2020)年度から全国相談会に統合している。

3) 全国相談会

入試広報センター職員や教員が青森、宮城、群馬、東京、愛知、大阪、広島、福岡（令和元(2019)年度実績）の各都市に出向き、直接受験希望者や保護者を相手に大学説明や入試説明等を行っている。

4) 出張セミナー

高校からの要請により本学の教員が高校へ直接出向き、大学の講義を展開している。

5) 見学者の受入

毎年 5 月中旬から 10 月末までの土日祝日を除く平日に随時受け入れており、入試広

報センター職員が見学者に同行して、施設見学等の学内案内をしている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、これまで入学者数の約 50%を推薦入試から、残りを学力入試から受け入れている【資料 2-1-14 2020 年度入学者数等について】。

<2020 年度入学者数等について> (資料 2-1-14 再計) (単位：人)

試験区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者数割合
推薦	540	535	427	423	53.9%
学力	2,277	2,158	1,043	362	46.1%
特別選抜	3	3	0	0	0.0%
合計	2,820	2,696	1,470	785	100.0%

学類によって違いはあるものの、教育の質低下を防ぐため、また、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」第 1 条第 1 項第 3 号の規定を考慮し、入学定員の 1.14 倍を目安に入学者を確保している。大学全体の入学定員 700 人に対し、1.14 倍の約 800 人の受入れを目標としつつ、農食環境学群、獣医学類、獣医保健看護学類それぞれ過去 5 年間の平均入学定員超過率を考慮し、合格者数を決定している【資料 2-1-15 大学等の設置基準の一部改正に関して】。

平成 28(2016)年度以降の入学定員充足率は、農食環境学群で 1.07~1.15 倍、獣医学類で 1.13~1.23 倍、獣医保健看護学類では 1.05~1.30 倍の範囲で推移している。令和元(2019)年度に食と健康学類において入学定員を下回ったが、その減少分は農食環境学群全体でカバーし、収容定員充足率が高くなりつつあった獣医保健看護学類では入学定員と同程度の入学者数に抑えるなど、常に状況を確認しながら対応することで適切な学生の受入れに努めている。現制度において、大幅な定員未充足や定員超過はなく、学生数は適正であり、教育指導上の問題はないと判断している。

なお、編入学試験については、2 年次及び 3 年次への編入学試験を行っており、在籍学生数を考慮して受け入れている。ただし、獣医学類においては、カリキュラムの関係から、平成 30(2018)年度から編入学試験を廃止している。

大学院入学定員充足率は、入学定員数が少ないこともあって年度により偏りが生じている。平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの 5 年間の入学定員に対する平均充足率は、酪農学研究科で 0.83 倍、獣医学研究科で 1.33 倍となっているが、各専攻に偏りがみられ、酪農学専攻（修士課程）及び獣医学専攻（博士課程）では 2.00 倍以上と高い比率となっている【資料 2-1-16 共通基礎データ様式 2】。

特に獣医学専攻の入学定員充足率が高いのは、社会人並びに一旦就業後の入学希望者の割合が高止まりしていることが主な理由である。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者の受入れについては、受入れ方針を明確に掲げ周知に努めているところであるが、今後も継続してその努力を重ね、受験者が適正な理由で本学を選択できるよう情報を発信していく。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れについて、

効果的な検証を引き続き検討する。ここ 5 年間の状況として、令和元(2019)年度に食と健康学類で定員に少し満たない入学者数となったが、それ以外の学類及び大学全体の入学者数は入学定員を超えており、概ね安定した受験者数と入学者数を確保し、また、過去に常態的に存在していた推薦入試における第 2 志望合格者（第 1 志望以外の学類への不本意入学）に関しても、予め受験者に対し適切な説明を継続してきたことで、減少している。

本学のような実験、実習を教育課程に多く取り入れた教育体制では、特段の方策を講じない限り、入学者数の増加や減少は教育の質低下につながる。令和 3(2021)年度入試から新設する「学力の 3 要素」に通じた「日本学校農業クラブ活動」に着目した推薦入学試験のように今後においても、本学の特色を活かす入試制度の検討や入試制度における選抜上の工夫を行い、本学を第 1 希望として、本学の受入方針に適した生徒等が多く受験し、適正な入学者数を確保できるよう努めていく。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1) 学修の支援体制

学生への学修支援は、教育センター教務課職員が関係部署、学群・学類、そして、学生毎に配置する「学生担当教員」と連携を取りながら、履修の指導・確認や成績、単位修得に関する指導・支援を行っている。

学年開始時には、学生への教務ガイダンス（履修指導、進級卒業指導等）、学類ガイダンス（教育の特色と学修の方針、コース選択等）を通じ、学修支援に努めている【資料 2-2-1 2019 年度在学生ガイダンス資料】。

新入生には、大学生活のスタートを円滑にし、学生同士や学生担当教員との親睦を図る目的で宿泊や学外研修を含んだ学類主催のオリエンテーションを実施している【資料 2-2-2 2019 年度新入生オリエンテーション日程】。

入学直後の新入生への学修支援は、特に重要であると認識しており、入学式後 1 週目をオリエンテーション（健康診断、修学ガイダンス、基盤教育ガイダンス、自己の探求プログラム等）に充て、2 週目からは授業開始と並行して大学入門プログラム（「健土健民入門実習（農場実習）」、情報セキュリティ、学びと将来の進路等）や Web 履修登録等の各種ガイダンスを実施し、3 週目までに大学生としての学び方の基本とキャリア教育の始まりとなる意識向上（社会人意識、職業・就業観）を学修することを目指している【資料 2-2-3 2019 大学入門プログラム】。

本学では入学時から全ての学類学生に「学生担当教員」を配置し、学生一人ひとりへきめ細かな支援を行っている。「学生担当教員」は、学年により「アドバイザー」と「研

研究室指導教員」に区分している。農食環境学群及び獣医保健看護学類においては、アドバイザーとなった教員が1年次の「基礎演習Ⅰ」と2年次の「基礎演習Ⅱ」を担当する。3年次以降は所属する研究室の教員（専門ゼミナールを担当）が「学生担当教員」となる。また、獣医学類においては、「基礎演習Ⅰ」の担当教員とは別に1年次から4年次前学期まで、各学年3～4人の学生を担当するアドバイザー制度を採用している。4年次後学期からは所属する研究室の教員が「学生担当教員」となる。

学生が授業、学生生活、進路等に関する質問や相談ができるように、定められた時間に教員が研究室に在室する「オフィスアワー」を設けている。非常勤講師についても、授業の前後に教室や非常勤講師室で相談を受ける体制になっている【資料 2-2-4 学生生活の手引き 2020、20 ページ（学生担当教員・オフィスアワー）】。

学生の成績については、保護者に郵送し、修学状況の共有を図っている。さらに、毎年10月に保護者懇談会を開催し、学生の成績、学生生活、就職等に関して、保護者が担当教員や担当部署と個別に面談できる機会を設け、学生への側面支援につなげている【資料 2-2-5 2019年度保護者懇談会全体進行表】【資料 2-2-6 2019年度講義参観及び保護者懇談会報告】。

学習支援室は、平成18(2006)年4月に共通教育開発室に設置し、英語、数学を中心に学生の自発的な学びに対する支援を行っている。令和2(2020)年5月現在、3人の学習支援アドバイザーが、午前は英語、午後は数学を教え、この他学生生活に関する相談にも応じている。過去5年の利用者は、延べ人数で平成27(2015)年度1,045人、平成28(2016)年度1,031人、平成29(2017)年度593人、平成30(2018)年度834人、令和元(2019)年度1,094人であった【資料 2-2-7 学習支援室リーフレット】（学生生活の手引き 2020、22 ページを参照）。

2) 休学者・退学者への支援体制

休学・退学の予防策として、前学期と後学期の2回（5月、10月）、教育センター教務課がWeb情報学生支援システム（以下「UNIPA」という。）の出欠データを利用して出席状況調査を行い、出席が滞りがちの学生リストを作成し、教員と情報共有している。そして、その学生と面談し、状況を確認しながら助言を行っている。この他、「2学期連続してGPA (Grade Point Average)が1.0未満の者については、学類長より指導・助言を行う」（「農食環境学群履修規程」及び「獣医学群履修規程」第22条第4項、以下「履修規程」という。）【資料 2-2-8】、「3学期連続してGPAが1.0未満の者については、学群長より退学勧告を行う」（「履修規程」第22条第5項）の規定に基づいて修学意欲回復に向けた指導を行っている。

休学者・退学者が「休学願」「退学願」を提出する際には、「学生担当教員」との個別面談を義務付けており、当該学生の状況、休学・退学後の予定を確認し、それを教員所見として記載し、関係部署と情報共有を図っている【資料 2-2-9「休学願」「退学願」】。

3) 障がい学生への支援体制

平成28(2016)年4月1日に「酪農学園大学障がい学生支援に関する規程」【資料 2-2-10】を制定施行し、障がいのある学生に対する教育・研究その他本学が行う活動全般における支援方策に関する協議をするため、障がい学生支援委員会【資料 2-2-11】を設置した。本委員会では教育センター長を委員長として、教務担当部長、学生支援担当部長、各学

類選出の教員と教育センター事務次長をはじめ教務課、学生支援課、キャリアセンター、入試課、学生相談室、医務室の、学生の入学から卒業まで深く関係する部署の事務職員が協働して協議を行い、その内容を各学群教授会や関係部署に報告、情報を共有しながら、障がい学生支援に取り組んでいる。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

学類又は修士課程学生の授業に対する大学院生による教育補助として、TA 制度を整備している。TA は「酪農学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程」【資料 2-2-12】に基づき、大学院各研究科修士課程及び博士課程に所属する全ての大学院生を対象としてしている。博士課程の学生は修士課程及び学群学生に、修士課程の学生は学群学生に対し担当教員の指導の下、実験、実習、演習科目、卒業論文等の教育補助を行っている。

TA は、大学教育の一端を担う自覚のもと、指導者としての経験促進のため、博士課程で 40 時間/月、360 時間/年、修士課程で 20 時間/月、180 時間/年を限度とする勤務時間で募集し、年度初めの大学院委員会で審議し、学長が採用を決定している。平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度までの毎年度の TA 採用者数は、46～72 人である<表 2-2-1 参照>。TA 募集のガイダンスは、年度初めに希望する大学院生を対象にして教育センター教務課が行い、制度の概要、目的、研究倫理教育等について説明している。TA による教育補助は、本学の実験、実習等が学内に限らず学外フィールドでも活発に行われていることから、学外における授業についても対象にしている【資料 2-2-13 TA 事務手続きの手引き】。

<表 2-2-1>TA 採用者数 (各年度 5 月 1 日現在)

研究科名	専攻名・課程名	2016	2017	2018	2019	2020
酪農学 研究科	酪農学専攻修士課程	30	26	28	18	21
	フードシステム専攻修士課程	2	5	3	1	0
	食品栄養科学専攻修士課程	4	7	5	2	2
	食生産利用科学専攻博士課程	5	8	5	6	3
	食品栄養科学専攻博士課程	2	1	1	2	2
獣医学 研究科	獣医学専攻博士課程	21	21	16	19	17
	獣医学専攻修士課程	8	4	1	2	1
TA 採用者数 合計		72	72	59	50	46
(参考) 大学院在籍者数 合計		100	100	98	75	71

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

全学的な学修及び授業支援については、教育センター教務課職員を中心に教員と連携するとともに、大学院生を TA として採用するなど充実を図っている。さらに、「UNIPA」の出欠情報を活用して、出席が滞りがちである学生のリスト作成と教員による指導を並行して行うことで、怠学傾向のある学生をケアしている。こうした活動は今後も継続して行い、教員と職員の協働による学修支援に努める。GPA の推移に基づき怠学傾向のある学生に対して学修の継続に関する指導・助言を「履修規程」に組み込んでいるものの、

こうした指導への呼び出しに応じない学生への対応が課題である。

障がいのある学生に対する教育・研究、その他本学が行う活動全般における支援方策において、障がい学生支援委員会を設置し、部署間の協働により修学支援を行っている。

このような取組みを継続・検証しながら、きめ細かい対応について検討していく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 教育課程内

本学では、平成 23(2011)年度入学生から自らのキャリア設計に資する科目を編成しており、2 年次から 3 年次に（獣医学類は 4、5 年次）以下の科目を展開している。

◆農食環境学群（管理栄養士コースを除く。）

- ・キャリアベーシック（2 年前学期、必修、1 単位）
- ・キャリアデザイン I（3 年前学期、必修、1 単位）
- ・キャリアデザイン II（3 年後学期、選択、1 単位）
- ・プレゼンテーション（3 年前学期、選択、1 単位）
- ・キャリア実習 I（2 年前・後学期、選択 1 単位）
- ・キャリア実習 II（3 年前・後学期、選択 2 単位）

◆農食環境学群食と健康学類管理栄養士コース

- ・キャリア実習 I（2 年前・後学期、選択 1 単位）
- ・キャリア実習 II（3 年前・後学期、選択 2 単位）

◆獣医学群獣医学類

- ・プレゼンテーション（5 年前学期、選択、1 単位）
- ・キャリア実習 I（4 年前・後学期、選択 1 単位）
- ・キャリア実習 II（5 年前・後学期、選択 2 単位）

◆獣医学群獣医保健看護学類

- ・プレゼンテーション（3 年前学期、選択、1 単位）
- ・キャリア実習 I（2 年前・後学期、選択 1 単位）
- ・キャリア実習 II（3 年前・後学期、選択 2 単位）

また、本学における取得可能資格等として、以下の資格がある【資料 2-3-1 学生生活の手引き 2020、46・47 ページ】。

【取得可能資格】

- ・高等学校教諭一種免許状（農業）（農食環境学群循環農学類、食と健康学類）
- ・高等学校教諭一種免許状（理科）（農食環境学群全学類）
- ・高等学校教諭一種免許状（公民科）（農食環境学群循環農学類、食と健康学類）
- ・中学校教諭一種免許状（理科）（農食環境学群全学類）

- ・中学校教諭一種免許状（社会科）（農食環境学群循環農学類、食と健康学類）
- ・准学校心理士（農食環境学群全学類）
- ・家畜（牛）人工授精師（農食環境学群循環農学類、獣医学群獣医保健看護学類）
- ・家畜体内受精卵移植（農食環境学群循環農学類）
- ・家畜体外受精卵移植（農食環境学群循環農学類）
- ・栄養士（農食環境学群食と健康学類管理栄養士コース）

【任用資格】

- ・食品衛生管理者（農食環境学群循環農学類、食と健康学類、獣医学群獣医学類）
- ・食品衛生監視員（農食環境学群循環農学類、食と健康学類、獣医学群獣医学類）
- ・飼料製造管理者（農食環境学群循環農学類、獣医学群獣医学類）
- ・環境衛生監視員（獣医学群獣医学類）
- ・家畜人工授精師（獣医学群獣医学類）
- ・狂犬病予防員（獣医学群獣医学類）
- ・と畜検査員（獣医学群獣医学類）
- ・薬事監視員（獣医学群獣医学類）

【受験資格】

- ・獣医師国家試験（獣医学群獣医学類）
- ・管理栄養士国家試験（農食環境学群食と健康学類管理栄養士コース）
- ・フードスペシャリスト（農食環境学群食と健康学類）
- ・専門フードスペシャリスト（食品開発）（農食環境学群食と健康学類）
- ・専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）（農食環境学群食と健康学類）
- ・鳥獣管理士準1級・2級・3級（準1級は野生動物学コース卒業必須）（農食環境学群環境共生学類）
- ・シカ捕獲認証レベル1（農食環境学群環境共生学類）
- ・認定動物看護師（獣医学群獣医保健看護学類）
- ・ペット栄養管理士（農食環境学群循環農学類、獣医学群獣医保健看護学類）

【学類でサポートする資格】

- ・簿記検定2級・3級（農食環境学群循環農学類、食と健康学類）
- ・ITパスポート試験（農食環境学群循環農学類）
- ・経済学検定（ERE）（農食環境学群循環農学類）
- ・食生活アドバイザー3級（農食環境学群循環農学類）
- ・北海道フードマイスター（農食環境学群循環農学類）
- ・食の6次産業化プロデューサー（レベル1・2・3）（農食環境学群循環農学類、食と健康学類）
- ・販売士2級・3級（農食環境学群食と健康学類）
- ・気象予報士（農食環境学群環境共生学類）
- ・公害防止管理者（農食環境学群環境共生学類）
- ・生物分類技能検定（農食環境学群環境共生学類）
- ・ビオトープ管理士（農食環境学群環境共生学類）
- ・狩猟免許（農食環境学群環境共生学類）

- ・猟銃所持許可（農食環境学群環境共生学類）
- ・環境測定分析士（農食環境学群環境共生学類）
- ・技術士補（農食環境学群環境共生学類）
- ・食品衛生責任者（農食環境学群、獣医学群）

2) 教育課程外

社会的・職業的自立を前提とした学生のキャリア形成、就職支援は、キャリアセンターが中心となり、教員と連携を取りながら行っている。その支援を学内的に調整する就職委員会は、各学類選出 5 人の教員とキャリアセンター長、副センター長及び事務課長の計 8 人の委員で構成し、キャリアセンターでの取組内容や就職、進路の決定状況等を評議会、教授会等を通じて学内共有している【資料 2-3-2 酪農学園大学就職委員会規程】。

学生に対する直接的な支援体制としては、キャリアカウンセラー有資格者 4 人を含む 9 人によるキャリアセンターが対応している（令和 2(2020)5 月 1 日現在）。具体的には、年度初めに全学生（獣医学類の一部の学年を除く。）を対象としたガイダンスを実施し、年次に応じたキャリア意識の向上を図っている。特に 3 年次（獣医 5 年次）学生に対しては、進路登録票提出の際に全員と個別面談を実施することで将来の進路の方向性を確認すると同時に、キャリアセンターとの信頼関係の構築を図っている。また、前述した公的資格以外にも牛削蹄師等の実践的な資格取得に向けたサポートを行っているほか、各種の就職支援講座、個人面接・集団面接・グループディスカッショントレーニング、履歴書・エントリーシートの添削、公務員受験対策講座、総合適性検査(SPI)対策講座等を実施している。一方、企業説明会として、合同企業説明会・業界セミナーを実施しているほか、企業、行政等の各種団体の単独説明会も随時開催している。さらに、獣医学類の学生には公務員獣医師職希望者を対象とした合同説明会、農業団体・動物病院合同説明会を別途実施し、マッチングの機会を提供している。

インターンシップは、授業科目の単位修得に直接関連しないものはキャリアセンターが窓口となって支援を行っており、令和元(2019)年度にキャリアセンターを通してインターンシップに参加した学生数は 313 人（前年度 187 人、前々年度 119 人）であった。主な参加先としては、農業共済組合、農業協同組合、農業団体、公務員関係が上位を占めている。

「現場で学ぶ、現場から学ぶ」を軸とした実践力、即戦力のある人材育成を目的としている本学において、学生は学術研究・専門・技術サービス業、卸売業・小売業、農業・林業、公務、製造業等多様な業種に就職している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア教育を通じて、学生自らが将来を見据えて自分自身の人生設計を描き、自己成長を促すための指導・支援を行うことの重要性が増している。一方、キャリア教育を専門とする専任教員が不在であることから、科目担当教員との連携の強化、キャリア教育を担当する職員の育成が課題となっている。こうした中、キャリアセンターでは令和元(2019)年度から科目担当教員と連携して授業案の作成、授業運営のサポートに当たっているほか、各学類のカリキュラム・ポリシーに基づいた授業案作成の導入を検討して

おり、今後も課題への取組みを進めていく。なお、平成 30(2018)年 4 月に就職部就職課からキャリアセンターへ部署名の変更を行っている。

専門性の高い「実学教育」を主眼とする本学においては、各種資格取得を希望する学生が多いことから、資格取得の支援を継続すると同時に、資格を活かせる企業・団体とのネットワーク構築を進めていく。

キャリアセンターが実施する各種就職支援活動については、教育課程外で展開しているインターンシップ参加人数を増やす取組みを中心に、学生のキャリア形成・職業的自立が一層図られるような支援を継続していく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生サービス、厚生指導のための組織として、教育センター学生支援課を設置している。学生支援課には医務室と学生相談室を含み、令和 2(2020)年 5 月現在、教員として学生支援担当部長と学生支援担当次長の 2 人が担当し、事務職員として教育センター事務次長、学生支援課長、課員 5 人の計 9 人、医務室は学校医、保健師 2 人、看護師 1 人の計 4 人、また、学生相談室は室長、カウンセラー（常勤・非常勤）3 人の計 4 人を配置している。この他、学生相談室では嘱託医 1 人が月に 1 度面談のため来学し、令和 2(2020)年 4 月には医務室内に新型コロナウイルス感染相談窓口を設置し、保健師 1 人を新たに配置して学生からの相談等に対応している（本年 9 月まで設置予定）。

学生支援課は、学生サービス、厚生指導について、主に以下の業務を行っている。

- ・ 新入生オリエンテーションに関すること。
- ・ 奨学援助に関すること。
- ・ 自治、課外活動に関すること。
- ・ 休学、退学、復学に関すること。
- ・ 賞罰に関すること。
- ・ 交通安全指導に関すること。
- ・ 学生生活援護会に関すること。
- ・ 酪農学園医療互助会に関すること。
- ・ 学生の緊急事態に関すること。
- ・ その他、学生サービス、厚生指導に関すること。

医務室は、学生の健康相談、救急措置、健康教育、その他感染予防や生活相談等を行っている。また、健康診断を受けた学生には、申請を受け健康診断書を発行している。毎週木曜日(12:00～12:45)には学校医が学生の様々な健康相談に応じている。精神的な課題を持つ学生については、学生相談室での相談を勧め、地域医療機関との連携を行うなどの対応をしている【資料 2-4-1 学生生活の手引き 2020、24 ページ】。

学生相談室は、小児精神科医（嘱託医）1 人とカウンセラー（臨床心理士）3 人の専

門職員により様々な悩みを抱えた学生に対応している【資料 2-4-2 学生生活の手引き 2020、20 ページ】【資料 2-4-3 学生相談室パンフレット】。

学生に関する重要な事項の協議について各学類間の連絡・調整を円滑にするために設置する学生支援委員会では、学生支援担当部長及び担当次長、各学類選出の教員 5 人、学生支援課長で構成する計 8 人の委員が、次の事項について協議している【資料 2-4-4 酪農学園大学学生支援委員会規程】。

- ・学生の賞罰に関すること。
- ・奨学金及び授業料免除に関すること。
- ・学生の自治及びサークル活動に関すること。
- ・休学、退学及び復学の取扱い方法に関すること。
- ・学生の健康維持に関すること。
- ・学生の車両構内乗り入れ許可方針に関すること。
- ・学生の交通道德意識の向上及び飲酒強制の防止に関すること。
- ・新入生オリエンテーションの企画・運営に関すること。
- ・特待生の選考に関すること。
- ・学園敷地内全面禁煙学生指導に関すること。
- ・その他、学生生活に関すること。

学生への学修以外の支援として、次に掲げる 1)～9)の取組みを行っている。

1) 経済支援

学納金（授業料、実学充実費）に対する減免制度は、【表 2-7 大学独自の奨学金給付・貸付状況（授業料免除制度）】に記載の通り、家計状況等に対応する 7 つの制度を設けている。令和元(2019)年度は 141 人の学生に対し、5,099 万円の減免を行った。

給付型奨学金制度は、同じく【表 2-7】に記載の通り、3 つの制度を設け、令和元(2019)年度は 80 人に対し、2,028 万円の給付を行った。

この他、学生支援課に事務局を置く「酪農学園大学学生生活援護会」が行う一時給付金制度は、学生の学資負担者の生活状況が急変した場合の学生生活維持の一助として活用されている。令和元(2019)年度は延べ 12 人を対象に 160 万円を給付した。また、学生が緊急時の出費を必要とする場合、20,000 円を上限に無利子で貸付けする短期貸付金制度がある。令和元(2019)年度は、2 人に 40,000 円を貸し付けした【資料 2-4-5 学生生活の手引き 2020、23 ページ】。

2) 学生寮

本学は、半数以上の学生が北海道以外から入学しており、約 7 割の学生が自宅外から通学している。そのため遠隔地出身者が経済的、精神的に安心して学業に専念できるように男女別の 2 つの学生寮を設置している【資料 2-4-6 酪農学園大学 大学案内 2021、93・94 ページ】。

清温寮（女子寮）は、平成 22(2010)年に学内にセキュリティを重視した寮を新築し、快適な居住空間のもと、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、定員 228 人に対し 223 人(97.8%)が入寮している。

希望寮（男子寮）は、平成 27(2015)年に老朽化した 2 つの寮をまとめ、学内に新築した。女子寮同様快適な住環境を提供し、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、定員 204 人に対

し 154 人(75.5%)が入寮している。

3) アルバイト

経済的事情によりアルバイトを希望する学生に対し、学業や健康に支障が出ないよう職種や就労時間等を学生支援課が確認して、アルバイト先を紹介している。

4) 課外活動

社会が求める人材は、判断力、協調性、実行力、自己表現力等で表わされる高い社会的能力を持った人材であり、このような能力を向上させる点からも課外活動への積極的な取組みは、成果を補って余りある効果があると考えている。本学では課外活動への取組みを推奨し、各種支援を行っている【資料 2-4-7 学生生活の手引き 2020、52～58 ページ】。平成 30(2018)年度の課外活動団体は、体育系 43 団体、文化系 31 団体を有する【資料 2-4-8 2018 年度課外活動報告書 3・4 ページ】。

部室は、武道場を併設する体育会系施設「健身館」と音楽・演劇の練習場を併設する文化系施設「健音館」に加え、令和 2(2020)年 3 月に完成したアリーナや合宿所等の機能を備えた「健民館」を用意し、部室を必要とする全ての団体に貸与する予定である。キャンパスの中央に位置する「学生ホール」は、学生が自由に利用できる施設として、各種クラブ・サークルの発表会、大学祭、講演会等に利用されている。さらに、学生ホールに併設するロビーと談話室は、学生が自由にくつろげる空間であり、クラブのミーティングや作品展示会場として利用されている。課外活動が活性化するには、良き指導者と良き理解者が必要であるという方針から大学公認の全ての団体で教員が顧問を務めている【資料 2-4-9 2018 年度課外活動報告書 5・6 ページ】。

課外活動を支援する組織として「酪農学園大学学生生活援護会」がある【資料 2-4-10 酪農学園大学学生生活援護会規程】。同会の理事は、学生の保護者、同窓生及び大学教職員の計 17 人が務め、学生支援課に事務局を置いている。同会は、課外活動における経済的支援として団体への活動補助、遠征補助、備品供与を行っている。また、優秀な成績を収めた団体や個人を表彰している。さらに、平成 28(2016)年度から学生自らがプロジェクトを企画、立案し、実現のための創意工夫や能力向上を目指す活動を支援する「学生チャレンジプロジェクト事業」を募集し、これまでに 9 件のプロジェクトを採択している。

5) 学生の身体的・精神的健康のケア

① 健康相談

医務室では、健康相談、けがや急病の応急処置、病院の紹介等を行っている【資料 2-4-11 学生生活の手引き 2020、24 ページ】。医務室内には学生が安心して休養できるよう男女別の休養ベッドを 3 台用意し、心電計、体重・体内脂肪計、身長計、血圧計等を備え、学生の健康相談に常時対応している。精神的な課題を持つ学生に対しては、学生相談室が中心になるが、連携を図り対応している。ここ 5 年間の健康相談件数は概ね 1,300 件前後となっている（下記「表 2-4-1」参照）。

② 健康診断

毎年 4 月上旬に、新入生オリエンテーション、在学生ガイダンスの一環として学校保健安全法に基づき、定期健康診断を実施している【資料 2-4-12 2019 年度新入生健康診断の実施要領、2019 年度在学生健康診断実施要領】。受診率は、90%前後で推移して

いる（下記「表 2-4-2」参照）。精密検査が必要な学生に対しては、再検査に要する補助を行っている。また、希望する学生に貧血や生活習慣病に関する血液検査を、医療用 X 線や放射性同位元素取扱・遺伝子組換え実験等に関わる学生には、特殊健康診断を実施し、事後指導も行っている。その他、体育系課外活動団体の健康診断等も行っている【資料 2-4-13 各種健康診断実施案内】。

（表 2-4-1）年度別健康相談件数（大学生及び大学院生）

項目		2015	2016	2017	2018	2019	
健康 相談	精神相談	35	47	26	31	62	
	疾病	健康相談	456	680	513	499	530
		病院紹介	474	534	398	401	330
	その他	323	488	374	430	298	
合計		1,288	1,749	1,311	1,361	1,220	

（表 2-4-2）年度別定期健康診断受診率（大学生）

項目	2015	2016	2017	2018	2019
受診率 (%)	91.7	89.3	88.4	90.9	88.7

③ 防疫対策

医務室は、防疫対策として感染症予防についてのミニ講義等の啓発や予防接種を行っている。その他、動物由来の感染症や刺咬症など本学特有のものに関してもポスターやパンフレット、「UNIPA」等を利用して予防啓発している【資料 2-4-14 破傷風予防接種の実施について】。

④ 保健サービス

本学は、個人情報保護法を遵守し、学生のプライバシーに十分配慮しながら保健サービスを提供している。健康診断を受けた学生には、申請に応じて、いつでも健康診断書を発行している。また、平成 23(2011)年度から実施している敷地内全面禁煙により、学生の禁煙を支援している。

平成 17(2005)年度から AED（自動体外式除細動器）の設置を開始し、学生が多く集まる場所を中心として講義棟、中央館ホール、体育館、学生寮等に現在 15 台の AED を設置している【資料 2-4-15 バリアフリーマップ（AED 設置場所）】。さらに、市民救護士講習会を定期的開催し、AED の使用方法のほか、心肺蘇生法についても学生、教職員に講習会を行っている。

⑤ 心の健康支援

学生の心の健康を支援する場は、学生相談室が中心である。平成 21(2009)年度に小児精神科医（嘱託医）1 人、平成 23(2011)年度に常勤カウンセラー（臨床心理士）1 人を配置し、さらに、学生生活全般の相談対応に留まらず、心理学的な問題解決の方法や自分自身の理解についても指導できるように、平成 27(2015)年度からは常勤・非常勤カウンセラー1 人ずつを加えて、相談体制を強化し、様々な悩みを抱えた学生の相談に対応してきている。心の健康を支援するにあたっては、グループワーク活動を取り入れ、コミュニケーションのスキルアップや創作活動を通じた自己表現の支援にも取り組んでお

り、必要に応じて教職員の相談にも対応している。担当職員は研修会等に積極的に参加し、多種多様な相談に対応できるよう自己研さんに努めている【資料 2-4-16 学生相談室パンフレット】。

学生相談室の利用方法については、大学 HP や掲示版等を通して周知し、電話や電子メール等による相談受付も行っている。過去 5 年間における月別相談件数と相談内容は下記「表 A・表 B」の通りである。

(表 A) 年度別学生相談室の月別相談件数 (延件数)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2015	200	144	251	219	99	89	247	205	226	170	149	143	2,142
2016	229	270	356	282	188	208	340	349	220	178	205	175	3,000
2017	332	277	306	277	170	216	365	323	252	255	237	202	3,212
2018	332	292	253	227	157	129	244	228	261	207	203	197	2,730
2019	387	352	293	326	143	270	314	291	250	273	245	139	3,283

(表 B) 年度別学生相談室の相談内容 (延件数)

項目	A 心理	B 学業	C 対人	D 身体	E 生活	F 進路	G トラブル	H その他	I 教職員	合計
2015	645	252	162	98	183	193	32	215	362	2,142
2016	803	371	175	53	314	156	31	329	768	3,000
2017	775	840	205	134	443	199	31	407	178	3,212
2018	721	676	222	90	392	263	51	296	19	2,730
2019	972	754	174	127	444	387	55	368	2	3,283

6) 外国人留学生支援

社会連携センター国際交流課は、外国人留学生に対し、英語で対応可能な事務職員を配置し、学内組織と協力し下記の業務を行っている。

- ①私費外国人留学生の授業料免除事務、各種奨学金事務、チューター制度等外国人留学生支援業務
- ②教育センター(学生支援課・教務課)と協力し、外国人留学生の在籍管理に関する業務
- ③教務課と協力し、外国人留学生の成績証明書の交付申請や単位認定等に関する業務
- ④入試広報センター入試課と協力し、外国人留学生の入試要項、関連資料の英文チェックや海外からの問い合わせ等に関する業務
- ⑤キャリアセンターと協力し、外国人留学生の日本国内での就職説明会、インターンシッププログラムの紹介等に関する業務

7) 在学生の海外留学支援

社会連携センター国際交流課は、在学生の海外留学支援として、学内組織と協力し下記の業務を行っている。

- ①各種留学プログラムの企画や紹介、海外留学授業料免除に関する業務
- ②教務課と協力し、海外留学での単位認定等に関する業務
- ③キャリアセンターと協力し、在学生の英語能力向上のための資格支援業務

8) 社会人、編入、転入学生への支援

編入学生に関しては、年度初めに編入生ガイダンスを実施し、既修得単位の認定等の修学指導を行っている。社会人学生や転入学生については、在学生と同じガイダンスに

出席させることで、学生生活に早く馴染めるようにしている【資料 2-4-17 編入生ガイダンス及び新入生ガイダンスについて、2019 年度各種ガイダンス日程】。

9) 部署を超えた全学的な対応・支援

① ハラスメントに対する対応

本学では様々なハラスメントに対応、防止するため「酪農学園大学ハラスメント防止ガイドライン」を入学時、学生に配付している。学生がハラスメントと感じた場合にはインテイク（相談員）が最初の相談を受ける体制としているが、学生が相談し易いようにインテイクは、教員と事務職員で構成し、また、性別のバランスに配慮し、一方の性が 3 人を下回ることはないようにしている。相談内容によっては「全学ハラスメント防止及び解決委員会」にハラスメントを申立て、そこで事実調査委員会を立ち上げ、事実関係をしっかりと調査できる体制を整えている（資料は【2-6-11】・【2-6-12】を参照）。

② 障がい学生への支援

平成 28(2016)年 4 月 1 日に「酪農学園大学障がい学生支援に関する規程」を制定施行し、障がいのある学生に対する教育・研究やその他本学が行う活動全般における支援方針に関する協議をするために委員会を設置し、構成委員である教員と学生の入学から卒業まで深く関係する部署の事務職員が障がいのある学生の支援について協議し、その内容を各学群教授会に報告、情報を共有しながら、修学支援、生活支援に取り組んでいる。

修学支援として学生から提出された「配慮願い」は授業担当教員と共有し、他の学生と同一条件で授業が受けられるようボイスレコーダー貸出、ノートテイク、座席指定等の合理的配慮を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスの取組みは、これまでアクションプランに「教育」、「学生支援」として、取組内容と具体的取組を掲げ、その実現に向けて取り組んできた【資料 2-4-18 アクションプラン 2019-2020 経営計画の取組項目一、8・9 ページ】。様々な学生の相談に対応しているが、休学者、退学者を皆無にすることは難しくとも、ゼロに近づける取組を続けていく。そのために相談体制の強化、教職員の研修等を今後も行っていく。

クラブ・サークル活動の支援に関しては、学生ニーズをしっかりと把握しながら学生生活援護会を中心に、より一層取り組んでいく。また、令和 2(2020)年 3 月に部室や合宿所等の機能を備えた課外活動の中心施設として「健民館」が完成した。今後も授業のみならずクラブ・サークル活動の活性化、支援強化に取り組んでいく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

大学全体の校舎敷地面積は 19 万 8,393 m²、運動場（グラウンド、野球場、テニスコート）の敷地として 40,377 m²、農地、学生が休息・レクリエーション等に利用する緑豊かなローン等の敷地を加えた校地面積は合計 119 万 8,910 m²である【資料 2-5-1 施設・設備等の概要】。

キャンパスには 2 学群 5 学類 2 研究科の施設として、実践的な教育研究を行うための講義棟・研究棟、図書館、講堂、体育館、附属動物医療センター、酪農学園フィールド教育研究センター（農場施設：畜舎、圃場）、実習施設、課外活動施設、学生寮等を配置している。これらの施設は、学生の教育研究に十分活用できる広さと環境を確保している【資料 2-5-2 キャンパスマップ】。

これら校地、校舎等の管理は、学園事務局施設課が総合的に所管しているが、教室内の機器備品は教育センター教務課、課外活動施設は教育センター学生支援課、図書館内の機器備品は図書館事務課が、それぞれの事務分掌に応じて管理を分担している。学園事務局施設課には専門資格（電気）を持つ技術職員を配置し、その他の専門性を必要とする建築・土木については建築設計事務所と業務委託契約を締結し、助言を受けながら管理している。

学内の警備・清掃業務、ボイラー等の設備維持管理業務は外部業者に委託している。建築物、電気設備、給排水・衛生暖房設備、空調設備、消防設備、昇降機設備については各法令に基づき専門業者に委託して法定点検・保守点検を実施している。学内の警備については、学内出入口 2 カ所に日中は守衛を配置し、また、日中及び夜間に守衛による学内巡回を行っている。しかし、校地が附属高校も含めると 135 万 m²と広大であり、開かれた大学を標榜していることから外柵を設けておらず、加えて学内の中央に道路法が適用される認定道路があり、定期路線バスが走っていることもあって、不審者の学内侵入を防ぐには限界がある。学内防犯カメラを 15 カ所に設置して施設管理の補助として利用している。今後も必要に応じて増設を予定している。

学内の広大な芝生は、快適に利用できるよう外部委託により定期的な管理を行っている。学生はここでキャッチボール、バドミントン等の軽い運動や休息をするなど憩いの場として多くの学生に利用されている。また、野外礼拝堂やキャンパス南側に広がる森林内には遊歩道を整備し、同じく憩いの場として、そして、自然観察等の教育研究に利用されている。

飲料水は、野幌原始林を水脈とする深さ 180m の深井戸 3 本を敷設して給水し、年 1 回井戸の清掃を行い取水に限界点がないことを確認している。年間水質検査計画を作成し、毎月の検査、年 1 回の原水、上水全項目検査を行い、水道法の定める水質基準を遵守しながら、安全で安心できる良質な水を学内に供給している。なお、停電時には非常用発電装置により最低限の水量が確保されるよう用意している。

地震等の災害発生時に人命を守るため、本学は学生のみならず地域住民の収容避難場所、一時避難場所として江別市の指定を受けており、非常時に必要な水、食料品、毛布等の備蓄品を計画的に配備している。また、多数の貴重な教育研究用サンプルを冷蔵又

は凍結して保存していることなどから、大型 1 台、中型 2 台、小型 8 台の発電機を装備し、非常時の電源確保に備えている。

実験・研究室から排出する実験廃棄物等（放射性同位元素を除く。）を管理し、公共下水道の水質汚濁を防止するとともに環境の保全を図るため、環境汚染防止対策委員会を設置している。当該委員会の業務として年に一度学内から実験廃棄物等を回収し、専門の処理業者に処分を委託している【資料 2-5-3 酪農学園大学環境汚染防止対策委員会規程】。

また、学内の環境整備や安全状況は、「学校法人酪農学園安全衛生管理規程」【資料 2-5-4】に基づき設置、1、2 カ月に 1 回程度開催する安全衛生委員会の中でもその都度取り上げ、議事録を学内 HP に掲載するなど情報の共有を図りながら、各関係部署と連携し、快適な学内環境の維持、向上に努めている【資料 2-5-5 2019 年度第 5 回酪農学園安全衛生委員会議事概要】。

建築基準法が改正された昭和 56(1981)年 6 月以前に確認申請を受けた建物全てについて、耐震診断・補強工事が終了しており、校舎等の耐震化率は令和 2(2020)年 4 月 1 日現在、解体予定の建物を除き 100%となっている【資料 2-5-6 校舎等の耐震化率】。

また、アスベストを含んだ耐火材等の調査も実施済みであり、全ての建物について、重量比 0.1%未満であることが確認されたことから改正石綿障害予防並びに新耐震基準に適合した建築物を保有している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

項目 2-5-①で記述した通り、本学は学生の教育研究を行うための十分な校地を有し、この中に 2 学群 5 学類 2 研究科の施設として講義棟・研究棟、図書館、講堂、附属動物医療センター、酪農学園フィールド教育研究センター等を配置し、実践的な教育研究を行っている。

1) 図書館

キャンパス中央に位置する「中央館」(10 階建)の 3~7 階部分が図書館エリアである。図書館は延べ床面積 5,066 m²を有し、3~5 階は図書・雑誌等閲覧スペース、6 階はグループ学習室、AV 編集室、AV コーナー、移動式閲覧席、7 階は PC フロアとして比較的自由な雰囲気の中で学習できる環境を整備している【資料 2-5-7 学生生活の手引き 2020、77・78 ページ】。また、本学の建学の精神に基づく農学系図書館として、農学・獣医学分野を筆頭に食品・環境・生物・医学等の蔵書を手厚く収集し、蔵書冊数は 32 万 5,872 冊、雑誌については 741 種を継続受入し、電子ジャーナルについては 2,934 種を閲覧することができる【資料 2-5-8 「図書館・図書資料等」の状況】。これら全てをデータベース化し、オンライン蔵書目録検索システム「OPAC」及びリンクリゾルバ「SFX」による検索が可能で、学内外に広く公開している。閲覧席は 460 席、グループ学習室は 60 席あり、大きな 1 部屋を平常は仕切りにより 3 部屋として提供している。令和元(2019)年度は、休日を含め年間 264 日、平日は 20 時まで、土曜日は 17 時まで開館し、12 万 6,974 人(1 日平均 481 人)の利用があった(「(表 1) 年度別図書館の利用状況」参照)。この他、主に農業関係の歴史的な統計資料を集めた資料室を整備している。

また、学外との連携では、北海道地区大学図書館協議会相互利用促進事業に加盟し、

大学間相互の学生・教員の閲覧・複写・相互貸借等のサービスを提供し、さらに地域住民・研究機関への閲覧・貸出等の施設の開放も積極的に行っている【資料 2-5-9 学生生活の手引き 2020、32～35 ページ】（図書館 HP：<http://library.rakuno.ac.jp/>）。

（表 1）年度別図書館の利用状況

項 目	2015	2016	2017	2018	2019
ア 開館日数	284	278	269	262	264
イ 入館者数	162,026	154,035	138,870	126,279	126,974
ウ 一日平均入館者数	571	554	516	482	481
エ 図書貸出人数	9,845	8,061	7,272	6,774	6,163
オ エのうち学生人数	8,260	6,978	6,275	5,820	5,165
カ 学生在籍者数(5月1日現在)	3,645	3,645	3,638	3,568	3,527

2) 附属動物医療センター

附属動物医療センターは、獣医学に関する学部又は学科を置く大学に必要な家畜病院として大学設置基準第 39 条に定められており、臨床現場を通して高度な専門的学術を有する獣医師を養成する施設である。

「酪農学園大学附属動物医療センター規程」【資料 2-5-10】に教育に活用することを明記し、獣医学群の学生に先進的な獣医療を含む実践的な獣医臨床教育を実施している。

平成 16(2004)年に、生産動物と伴侶動物の 2 つの医療分野からなる約 8,700 m²の総面積を有する施設として新築し、平成 28(2016)年 6 月に、より高度な参加型臨床実習を行うために改修、新設した臨床獣医学教育研究棟と臨床講義棟を併せ、約 10,886 m²の施設が完成した【資料 2-5-11 附属動物医療センターリーフレット】【資料 2-5-12 大学案内 2021、19・20 ページ】（動物医療センターHP：<https://amc.rakuno.ac.jp/>）。

令和元(2019)年度に獣医学類 5 年生全員を対象とした全員参加型臨床実習を初めて実施した。改修により処置室や診察スペースを広げたことで、数十人の学生が同時に実習を行なっても閉塞感なく実習を行うことができた。また、症例の検査データはサーバーを介して院内に多数設置した PC 端末からアクセスすることができるため、教員が説明する以外にも学生が任意のタイミングで自学自習することが可能となっている。

令和元(2019)年度の症例数は、生産動物で 12,288 頭、伴侶動物で 14,684 頭の計 26,972 頭で、他大学の附属家畜病院と比較しても国内トップの症例数を維持している。

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、センターの担当教員として、生産動物医療部門 9 人、伴侶動物医療部門 7 人、診療支援部門 10 人の計 26 人の獣医学群専任教員が担当している。この他放射線技師・助手 8 人、病院獣医師（旧研修医：臨時職員）8 人（伴侶 8 人）、薬剤部 2 人、動物看護師 8 人（生産 3 人、伴侶 5 人）、事務課 2 人、受付 6 人（生産 1 人、伴侶 5 人）のスタッフ計 34 人により運営している。

また、センター長、副センター長、伴侶動物医療部門等の各部門 6 人、獣医学類の各分野長 5 人、獣医学類を除く各学類代表 4 人の計 17 人によって構成する「運営委員会」を令和元(2019)年度は 5 回開催し、センターにおける診療、教育、研究、管理運営等に関する実務的事項を協議している。この他、センター全担当教員により構成する「動物

医療センター会議」を4回開催し、より円滑なセンター運営等について協議している【資料 2-5-13 酪農学園大学附属動物医療センター運営委員会規程】。

センターでは卒業教育の一貫として、学生をはじめ獣医関係者を対象にしたセミナーを毎年開催しているが、令和元(2019)年度は伴侶動物医療学セミナーを6回、生産動物医療学部門では日本全薬工業株式会社と共同開催のエクステンションセミナーを2回、江別ミルクレーディースセミナーを1回開催した。

平成30(2018)年度に、センターの動物薬教育研究部門として開設した「動物薬教育研究センター」での動物薬等の受託業務は、これまで製造販売後臨床試験(3製剤)1件、用量設定試験1件、臨床試験1件、動物薬開発1件、調査・検査2件の計6件を契約し、その他47件の動物薬に関する相談を受けている。また、動物薬に関するコラム152本の掲載など305回に及ぶHP更新により常に最新の情報提供を行っている。

・動物薬教育研究センターHP：<https://cvdd.rakuno.ac.jp/>

3) 情報サービス設備

平成31(2019)年2月に学内LANの更新を行い、スマートフォンやタブレット等を含めたマルチデバイスによる主体的学修を支援するためのネットワークインフラを整備した。主なコンセプトは無線LANエリアの大幅な拡充で、全教室・演習室で使えるように環境を整え、学生が主に利用するSNSであるLINEにも対応した。

4) 情報関係施設

図書館4~6階のオープンキャレル(71席)は、持込PCで自習できるよう電源コンセント付スタンドを整備している。また、語学のみならず農学・獣医学分野のAV教材で自習を行うことができるAVコーナー(ブース15台)、大判プリンターやビデオ編集機器を設置したAV編集室の他に、図書・雑誌と情報機器をワンストップで利用できる環境をコンセプトとした7階「オープンPCフロア」は、平成30(2018)年10月に72台のPC環境を更新し、授業用施設とほぼ同じ環境を学生の自習用として供している。同時にノートPC20台とipad40台の貸出も行い、学生の自習を積極的に支援している【表2-12 情報センター等の状況】。

コンピュータ室はPC1~3の3教室に計250台の学生用端末を設置しており、平成30(2018)年9月に機器の更新を行った。ネットブート型シンクライアント方式により全台で同じソフトウェアを利用できる環境を構築し、授業及び自学自習にて学生が利用し易いよう教育センター教務課が管理している。また、授業支援用ツールとして、教員画面を学生に提示する中間モニター、教員が学生の作業状況を確認するシステムを導入している。

ソフトウェアは一般的なOffice製品の他、専門ソフトとして統計解析、GIS(地理情報システム)、画像解析、物流シミュレーションソフト等を導入している。授業では情報処理、統計、GISに関する演習科目を中心に利用し、授業以外の時間については学生が自由に利用できるよう開放している。また、印刷についても学生に付与した印刷ポイントの範囲内で自由に利用できるシステムを導入し、学生の利便性が高くなるよう考慮している。

5) 乳製品製造実験実習室

乳製品製造実験実習室は、昭和38(1963)年に設置した乳製品製造に関わる実習と製品

製造を行う施設である。令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、本施設は、実習室、チーズ製造室、バター製造室、市乳充填室、アイス・バター充填室、チーズ熟成室、製品検査室、演習室、資材庫及びボイラー室を配備した実習室本体と廃水处理室及び屋外物品庫を配置している。

本施設の設備として、プレート式及びチューブ式の 2 種の熱交換機、市乳充填機、濃縮機、均質機、バターチャーン、アイスクリームフリーザー、缶巻締め機、個別充填機等の製造用機材並びにチーズバット、ジャケット付タンク、真空包装器、恒温器、恒温槽、各種作業台、大型冷蔵庫及び冷凍庫等の作業用器材を設置している。

本施設の運営は、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、食と健康学類専任教員 2 人と技術職員 3 人で行っており、本学の教育理念の一つである「実学教育」を実践するため、教育としての製造実習だけでなく、商品製造も行える実習室としての環境整備に日々努めている。

令和元(2019)年度は、実習授業として食と健康学類食品開発学コースの「乳肉製造学実習」(98 人、2 単位)と同学類管理栄養士コースの「食品加工学実習」(44 人、1 単位)を実施した。また、卒業論文のための乳製品製造を随時行っている。この他に 20 年以上継続して行っている小学校高学年生対象の「元気！ミルク大学（主催：北海道牛乳普及協会、ホクレン）」、本学学生を対象とした「ナチュラルチーズ製造講習会」（平成 26(2014)年度から 4 年間と令和元(2019)年度に実施）、高校生の体験授業、高校教員を対象とした講習会等幅広い世代を対象にした教育・社会貢献活動の場として使用されているほか、企業からの受託研究や試作依頼への対応等産業活動の発展にも寄与している。

本施設は、設置当初から実習の一環として牛乳、乳製品の製造、卸売を行ってきた。当初は市乳とバターだけであったが、現在はそれらに加えてアイスクリーム 3 種（バニラ、ストロベリー、チョコレート）とナチュラルチーズ 3 種（ゴータ、カマンベール、クリーム）の製造を行い、学内の大学生協を通し自家消費している。これらの商品製造を通して工程管理や品質管理の重要性を知る良い学びの場になっている【資料 2-5-14 大学案内 2021、22 ページ】。

6) 食品加工実習室

本施設は、「栄養士養成施設指導要領」（平成 13 (2001) 年）第 9 施設設備等に関する事項に適する施設として、実習室、燻煙室、乾燥室、包装室、講義室及びボイラー室等からなる約 314 m²の総面積を有している。

本施設には、原材料の保管のため冷凍・冷蔵庫、原料の整形のための作業台、食肉製品加工のためのチョッパー、サイレントカッター、ミキサー、スタッファー、ボイル槽、冷却タンク、二重釜、スモークハウス、乾燥機、真空包装機等及び調理実習のためのガスオーブンやガスレンジを配備している。現代的な高度で衛生的な実習を行う上で必要な教職員体制や施設・設備等についての検証を進めており、教職員の確保、施設や実習機器の老朽化、設備不足のハード面、実習体制や科目等のソフト面からも内容を整理し、本学の教育理念である「実学教育」の具現化を推進できるように努めている。

食と健康学類には食品の機能、開発・製造と流通の専門家並びに管理栄養士の養成を目的に「食品機能科学コース」、「食品開発学コース」、「食品流通学コース」及び「管理栄養士コース」の 4 つのコースを設置している。本施設での実習例をみると、令和元

(2019)年度前学期には「乳肉製造学実習」(食品開発学コースと食品機能科学コース：99人、2単位)と「食品加工学実習」(管理栄養士コース：44人、1単位)を行った。また、令和元(2019)年前学期には「乳肉製造学実習」(開発コース：95人)、「食品加工学実習」(管理栄養士コース：45人)及び「食品製造調理実習」(集中授業、食品機能科学コースと流通学コース：5人)を行い、食と健康学類の全コースの学生が実習できる体制となった。実習内容は、共通して食肉製品(ベーコン・ソーセージ)を製造し、「乳肉製造学実習」と「食品加工学実習」ではハム類の製造も取り入れている。さらに、「乳肉製造学実習」では製造した食肉製品で食品衛生法に関係が深い理化学検査も一部組み込み、食肉の安全性に関する知識の習得ができる内容となっている。「乳肉製造学実習」は履修者が多い点を考慮し、2班に分けて約2.5時間ずつ合計約5時間の実習を行っている。

本施設の運営は、令和2(2020)年5月1日現在、食と健康学類専任教員2人、パート職員1人及び施設管理委託職員1人で行っている。上記で記述した実習の他に大学生協にも不定期であるが、食肉製品の自家消費販売を行っている。なお、本施設は、平成27(2015)年に食肉製品製造業営業の許可を北海道江別保健所から受けている(業種番号食衛(肉製)第3号、石保生第92-72号指令)。また、同保健所による現地視察の際、指摘事項があった場合には、適切な改善を行い、法令を遵守している【資料2-5-15 大学案内2021、21ページ】。

7) 酪農学園フィールド教育研究センター

大学設置基準第39条に定める農場である「酪農学園フィールド教育研究センター」(Rakuno Gakuen Field Education and Research Center、以下「FEDREC」(フェドレック)という。)は、建学の精神と教育理念に基づく「実学教育」の推進と教育の質を保証する場として、また、関連する教育研究の充実化に寄与するため、平成26(2014)年度に従来あった「附属農場(乳牛)」、「元野幌農場(肉牛)」、「家畜センター(豚、鶏、めん羊)」及び「作物実験圃場」等の施設を再編整備した。

FEDRECは、乳牛飼育の「酪農生産ステーション」、肉牛・中小家畜飼育の「肉畜生産ステーション」、作物栽培の「作物生産ステーション」の3つのステーションにより構成している。その運営は、附属高校アグリクリエイト科で利用する施設と一体的に管理し、令和2(2020)年5月1日現在、センター長、副センター長3人、「酪農生産領域」、「肉畜生産領域」及び「作物生産領域」の3領域に配置する教員と事務管理部門である農事課28人(課長1人、主任主事1人、特任職員2人、契約職員1人、臨時職員1人、専任技師6人、嘱託技師5人、臨時技師11人)で行っている。また、学長が招集する統括委員会、センター長が招集する運営委員会及び領域主任教員(副センター長)が招集する領域会議において、FEDREC運営等の方針、フィールドを活用した教育研究に関わる計画の立案、調整等を協議している。この他、農事課長が招集するFEDREC業務会議及びステーション会議で圃場及び施設の管理等を協議している。

3領域は、教育研究に関連する教員を固定的に配置することなく、また、大学と附属高校の教員が必要に応じて横断的に集結・議論し、教育と研究の企画やその調整を行っている。「酪農生産領域」では、フリーストール牛舎、自動搾乳システム牛舎及び繋ぎ飼い牛舎の異なる3つのシステムで乳牛を飼養する「酪農生産ステーション」を活用し、教育研究を展開している。「肉畜生産領域」は、エコフィールドを推奨して安全で良質な畜

肉及び鶏卵生産を行っている「肉畜生産ステーション」を活用し、教育研究を展開している。「作物生産領域」は、露地圃場、ビニールハウス、ガラス温室等を整備した「作物生産ステーション」を活用し、教育研究を展開している。

FEDREC の運営方針として、ステーション全体を「循環農法」の一つの実践モデルとし、3つのステーションをその中のサブステーションとして位置付けている。

「酪農生産ステーション」は、草地生態系における「土-草-牛」の物質循環を重視した酪農生産を実践するため糞尿の堆肥化により化学肥料の削減を図るとともに、「作物生産ステーション」の圃場副産物の飼料としての利活用も推進している。「酪農生産ステーション」における令和元(2019)年度末の乳牛飼養頭数は189頭、飼料作物の作付面積は82.9haであった。これらの管理は、専任技師3人、嘱託技師1人(附属高校実習助手兼務)、臨時技師4人で行っている。

「肉畜生産ステーション」は、「循環農法」の一形態として、ステーション内で発生する堆肥や処理污水を利用して生産した自給飼料を最大限利用するとともに、食品加工副産物等を利用したエコフィードや、「作物生産ステーション」の作物残渣等圃場副産物の活用により濃厚飼料削減に努めている。「肉畜生産ステーション」における令和元(2019)年度末の繁養牛頭数は85頭、豚の飼養頭数は151頭、鶏は363羽、めん羊は51頭、牧草の作付面積は50.5haであった。これらの管理は、専任技師1人、嘱託技師3人、臨時技師4人で行っている。

「作物生産ステーション」は、酪農及び肉畜生産ステーションとの連携により、堆肥等の有効利用による「物質循環」を基本とした作物生産を行っている。一部の圃場では、有機物の供給を受ける一方で、圃場副産物の一部を飼料として提供している。令和元(2019)年度の教育研究利用面積は128.6a(大学の利用87.6a、高校の利用41.0a)準備圃場面積は16.4a、施設面積は25.9a(ガラス室14.2a、ビニールハウス11.7a)であった。これらの管理は、専任技師2人(うち1人は附属高校実習助手兼務)、嘱託技師1人(附属高校実習助手兼務)、臨時技師3人で行っている。

これら各ステーションの技師は、管理業務だけでなく、「健土健民入門実習(農場実習)」をはじめとする様々な教育研究の中で教員の補助としての役割も担っている。

FEDREC では、粗飼料自給率向上のための土地改良を計画的に実施するほか、ステーションの枠を超えた共同作業を推進することで、生産性の向上を図っている。今後は、施設・機械の適切な更新、技師の人員体制強化等の課題に取り組み、恵まれたフィールドを活かした教育研究が展開できる「場」の充実をさらに推進していく。

令和元(2019)年度は、1年生全員(約760人)が受講する「健土健民入門実習(農場実習)」をはじめ56件の教育利用と33研究室で80課題の研究利用があった。さらに、社会貢献として、市民や関係機関等の幅広い層から施設の見学依頼があり、年間82件、総人数883人を受け入れた【資料2-5-16 大学案内2021、23~26ページ】【資料2-5-17 2018年度酪農学園フィールド教育研究センター報告書】。

・FEDREC・HP：<https://www.rakuno.ac.jp/outline/facility/farm.html>

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の校舎等建物は、その都度必要により増築してきていることから各建物との機能

的連携を図り、冬季間でも教室間の移動を快適にできるように渡り廊下でつながった反面、迷路化したため案内標識を整備している。また、建物自体にも建物名称看板を外壁に張り、学生に分かり易いよう工夫している。

主要建物の出入口はスロープ、自動ドア、エレベーターを設置し、通路についても極力段差を無くし、バリアフリーの建物を「バリアフリーマップ」【資料 2-5-18】として示している。また、学内 14 カ所に多目的トイレ（身障者用）を整備している。

学生用自習室専用の位置付けはしていないが、中央館 1、2 階ロビー、C1 号館 1 階ロビー、学園ホール 2 階食堂部分は、多くの学生によって自習室又は談話室として利用されている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

科目内容や授業形態によっても異なるが、本学の授業人数は、基盤教育の「基礎演習」で 1 クラス 15 人以下、語学教育は必修科目の「英語」で最大 1 クラス 35 人以下、「健土健民入門実習（農場実習）」では 1 クラス 15 人以下（令和 2(2020)年度より 18 人以下）になるようクラス編成し、授業展開上可能な範囲で少人数教育を行っている。農食環境学群における専門科目は、各学類の 3 年次からコース制を設けていることから履修科目が分散し、結果的に 1 クラスの人数が少なくなり、高い教育効果の維持につながっている。全学共通科目の一部で、履修希望者が極めて多い科目もあるが、教育センター教務課がクラスの分割及び複数回開講と時間割の配置の工夫により教育効果を考慮した学生数の管理を行っている【資料 2-5-19 2019 年度基盤教育・専門基礎教育・専門教育の履修について】。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の 2 学群 5 学類 2 研究科の施設として、実践的な教育研究を行うため、講義・研究棟、図書館、体育館、附属動物医療センター、酪農学園フィールド教育研究センター、学生寮等を配置し、適切な管理を行っている。また、これらの施設は、学生の教育研究に十分活用できる広さを有している。広大な敷地に分散する施設群は、一方で維持管理費の増加につながっており、適切な管理を基本としながらもコスト節減に向けた取組みが必要である。一部の施設設備で老朽化が進行していることから、更新に向けた財源の確保と効率的、利便性の高い施設設備の集約化が課題である。

図書館の入館者数の減少は、インターネットの普及等によって本学に限らず全国的に共通の現象と捉えているが、今後は時代や要望に応じたラーニングコモンズ等の設備拡充や読書者数を増やす取組みを検討していく。

授業を行う学生数の管理について、特に語学教育、実験、実習、演習科目は可能な限り少人数教育を行い、その他の科目についてもこれまでのデータを踏まえながら、適切な管理運営に努めていく。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意

見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生からの全般的な意見・要望は、FD 委員会の授業アンケート、投書箱及びメール箱の設置、「学生と教員の対話集会」により随時対応している（下記 3）を参照）【資料 2-6-1 酪農学園大学 FD 委員会規程】。

学修支援に関する大学組織としては、教育センター教務課が中心的な役割を担っている。この他、教育センター内に「教職センター」、「学習支援室」を設置し、学生からの修学等に関する相談対応を行っている。

また、「UNIPA」内に Q&A コーナーを設け、修学に関する問合せに対応しているほか、教員が学生の質問・相談に応じるための時間を予め示す「オフィスアワー」を設定し、「UNIPA」及び大学 HP に掲載し、周知している。

平成 30(2018)年度 3 月から当該年度の卒業生に卒業時アンケートを実施し、教育内容の満足度、各種能力の習得度、大学のサービス度等に対する調査を行い、カリキュラムや授業方法、学生支援体制の改善等に活かしていく。

・卒業時アンケート結果：

https://s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/rakuno.ac.jp/wp-content/uploads/2019/10/15130151/graduate_questionnaire_2018.pdf

学修支援に関して学生からの意見等に対する主な取組みは、以下の通りである。

- 1) 農学・生命科学系の大学では、学外フィールドでの調査や実習が教育の中心となることから、それにより不可避免的に本校での授業を欠席せざるを得ない学生に対し授業を補習する機会を与えることが課題であった。本学では ICT（情報通信技術）を活用し、学習管理システム（Moodle：ムードル）において教材配付・提出、ライブ授業の動画配信、小テスト等を行い、教育目的の達成状況の調査にも活用している。ICT の活用は、「酪農学園のめざす姿－創立 100 年に向けて－」【資料 2-6-2】の中の教育分野において、「ICT を活用した教育の基盤整備を行う」ことを施策として掲げ、推進している。
- 2) 学生からの授業改善の意見・要望に対するフィードバックを「Moodle」で行う方法について、教職員向けの講習会を開催し、利用を勧めている【資料 2-6-3 2019 年度 ICT カフェ案内】。
- 3) FD 委員会の取組み

学生に対し「授業アンケート」【資料 2-6-4】を前学期と後学期の 2 回実施している。このアンケートでは、学生自身の自己評価（授業への意欲）、授業に対する個別評価（授業運営、分かり易さ、支援体制）と総合評価、授業時間以外の学修に関する項目を設定し、その他自由記述（意見、感想等）の欄を設けている。アンケート結果は各教員へ授業改善の参考としてフィードバックし、自由記述の内容で授業改善等の対象となった教員には「授業アンケートに対する検討事項調査票」【資料 2-6-5】を提出してもらい、そ

れを委員会が授業改善につながるポイントとしてまとめ【資料 2-6-6 検討事項調査票まとめ】、学内報告している。なお、授業アンケートの結果は、「UNIPA」及び大学 HP (<https://www.rakuno.ac.jp/outline/disclose/evaluation.html>) に掲載している。

学内 6 カ所に設置した投書箱及び専用のアドレスによるメール箱への学生からの意見・要望は、FD 委員会の担当課を通じて当該委員に内容がメールで伝わり、委員長が内容に応じて関連部署に対応を依頼し、その結果を無記名の場合は掲示板、記名の場合は「UNIPA」を通じてメール又は直接本人へ回答している【資料 2-6-7 投票箱記入内容及び回答書】。当該年度の意見・要望の内容、対応結果は一覧表にまとめ、情報を共有している【資料 2-6-8 2019 年度学生の意見・要望に関する対応状況一覧】。また、年 1 回開催の「学生と教員の対話集会」では参加した学生からの意見・要望を教職員が直接回答し、その内容は FD 委員会活動報告書に掲載し、情報を共有している【資料 2-6-9 2019 年度 FD 委員会活動報告書】。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

1) 全学共通の取組み

学生生活に限らず学生からの意見・要望の把握は、本学の教育・学生サービス向上に重要であると認識している。このため、様々な学生の意見・要望を汲み上げるシステムの中心には FD 委員会があり、その活動内容の一つとして本学の教育・学生サービス向上を目的とした教職員と学生の意見交流活動がある。この取組みは、学長、学群長ほか教職員が学生からの意見・要望を直接聞き回答する場「学生と教員の対話集会」の開催や学内に投書箱・メール箱を設置し、些細な意見でも組織的に受け入れて丁寧な返答を心掛けている。この他、「学生担当教員」を通じて、学生からの意見・要望の把握を行っている。

学生がハラスメントを感じた場合の相談及び対応は項目 2-4-①で記述した通りであるが、ハラスメント防止に関しては、インテイクによる会議を定期的で開催し、学生からの相談内容等の情報交換や意見交換を通して、また、インテイクと「全学ハラスメント防止及び解決委員会」委員との情報・意見交換を通して、その防止策を検討している。教職員への防止策として、新任者研修会でハラスメントをテーマにした研修を毎年実施し、全体研修会においてもその都度実施している。また、「酪農学園大学ハラスメント防止ガイドライン」【資料 2-6-10】を新任者研修会で配付し、防止に関するチラシを学内掲示板等に貼り、防止に努めている【資料 2-6-11 酪農学園大学ハラスメント規程・インテイク細則】【資料 2-6-12 インテイクチラシ】。

心身の配慮が必要な学生の相談は、教育センターが中心となって行っている。新入生から提出される健康管理カードの記載内容を医務室と学生相談室で確認し、配慮が必要である場合、障がい学生支援委員会が入学前に面談を行っている。その面談内容を各学類教員と共有し、学生対応につなげている。また、面談を通して、「配慮願い」申請をすることを勧め、申請された場合には障がい学生支援委員会と教務委員会の議を経て、各学群教授会等に報告、情報を共有し、修学支援、生活支援につなげている。

学生相談室は、年 1 回の運営委員会と毎月定例のカウンセラー打合せにより、相談内

容や傾向の分析を行い、活動報告書を発行している【資料 2-6-13 「2019 年度学生相談室活動報告書」、「2019 年度学生相談室運営委員会議事録・資料」、「カウンセラー打合せメモ№.47～56】。また、カウンセリングで知り得た情報は、「学生担当教員」や関係教職員と共有し、学生対応に役立てている。

経済的支援に関しては、学生支援課が窓口となって奨学金、授業料免除、特待生の制度や授業料の延納制度について説明を行い、相談を受けている。

2) 学生寮の取組み

男女双方の寮には、それぞれの寮生で構成する寮生委員会があり、寮の日常運営は寮生委員会を中心に自主的に行われている。毎週月曜日にはそれぞれ寮生委員が集まり、寮生活するうえでの連絡、改善、問題点等を話し合っている。その中で、工夫できるところ、改善したいことなどを高大寮務課職員にも相談し、生活の質の向上を図っている。

新生活がスタートする 4、5 月には、同室者との人間関係、生活時間の違いによるストレス等の相談が多い。部屋替えは年 1 回としているため、学生の話聞いて、寮生委員会のメンバーが仲立ちしたり、教職員から該当学生に話したり、または当事者同士で話し合っ解決に導いている。また、本学は遠隔地出身者が多いため、安心して学生生活を送れるよう、学生の声を聞き、対応するよう努めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生からの意見・要望の把握は、項目 2-6-①で記述したように FD 委員会を中心となって対応している。学修環境に関しても投書箱及びメール箱を通じた学生からの意見・要望は、教室の機器備品関係は教育センター教務課、校舎等の補修関係は学園事務局施設課というように内容に応じて担当部署に伝わり、担当部署は必要性、緊急性及び予算状況を踏まえながら当該年度又は次年度以降に対応している。その対応内容は FD 掲示板、「UNIPA」を通じてメール又は直接本人へ回答している。その他年 1 回開催の「学生と教員の対話集会」においても参加した学生からの学修環境等に関する意見・要望に対して、教職員が直接回答し、対応している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生からの様々な相談に関しては、主に教育センターの各部署が最初に対応し、内容に応じて担当する部署へつないでいる。FD 委員会やインテイクによる相談窓口も設置している。特に、ハラスメントについては、インテイクの役割が重要性を増しており、関係者との緊密な連携や丁寧な対応により対処している。

学生のジェネリックスキルを把握する目的で実施するアセスメントテストについて、従来の「基礎力レポート I」に変えて、令和元(2019)年度入学生から「PROG テスト」を導入している（項目 3-3-①参照）。令和 2(2020)年度には 2 年次にも実施し、学修成果を計る予定である。「PROG テスト」の結果は、大学全体、学類毎に分析し、学生の特徴を学類教員に伝える機会を設けている。

平成 31(2019)年 3 月から当該年度の卒業生に対して、卒業時に教育内容の満足度等についてアンケート調査を実施しているが、この調査結果を今後のカリキュラムや学生支援体制等の改善に利用していく予定である【資料 2-6-14 2018 年度卒業生アンケート

調査結果】。

[基準 2 の自己評価]

学生を受け入れるにあたり、教育目的に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、それに基づく学生を幅広く受け入れるため様々な入試制度を設け、入学者の選抜を行っている。また、教育の質の低下を防ぐことや「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校に係る認可の基準」(文部科学省)にある平均入学定員超過率の要件を満たすことなど常に状況を確認しながら、入学者の選抜に努めている。現在、大幅な定員不足や定員超過はなく、適正な学生数を確保できていると考えている。今後も時代の変化や必要に応じて、受験者、保護者等に分かり易いアドミッション・ポリシーへと見直しながら、情報を発信していく。

入学後の学修支援については、教育センター教務課が中心となって、関係部署や教員と連携し対応している。また、大学院生を TA として養成し、教育補助として学生支援を行っている。怠学傾向の学生に対しては、「UNIPA」の出欠データを利用し、出席が滞りがちになっている学生リストの作成と教員による指導を並行して行うことでケアしている。障がいのある学生に対しては、教員、関係部署が横断的に集まって協議する障がい学生支援委員会や他の学生と同一条件で授業が受けられる「配慮願い」申請制度により対応している。今後、障がいを抱えた様々な学生が入学してくる可能性があるため情報共有を密にし、きめ細かな対応を検討する必要がある。

キャリア支援については、自らの将来設計に資する授業を必修又は選択科目として開講している。一方で、キャリア教育を専門的に教授する教員の育成が課題であるため、育成の検討を進めるとともに、キャリアセンターを中心にサポートする取組みを強化する。また、将来のキャリア形成につながる資格については、取得可能、受験可能等の科目を多く開講しており、ディプロマ・ポリシーとも関連させた取組みを充実させる。

学生への生活支援は様々な形で行っており、将来においても時代の変化や学生・保護者の要望を踏まえながら充実させていく。令和 2(2020)年 4 月からは高等教育の修学支援制度が新たに始まったが、本学の授業料減免制度、奨学金制度も各種整備している。今後、それらの関係性を検証し、財政状況も踏まえて経済支援の充実を検討する。

本学に実践的な教育研究を行うための講義・研究棟、図書館、課外活動施設等を適切な広さで確保している。また、大学設置基準で定める附属農場、家畜病院も充実した施設設備により整備している。これら教育研究施設は、安全性や利便性に配慮し、日常及び定期的な維持管理に努めている。

学生の意見・要望の把握は、学内設置の投書箱や専用アドレスによるメール箱のほかアンケート調査、各部署、教員等を通じて行い、その対応は随時適切に行っている。

以上、本学は関連法令を遵守しながら「学生の受入れ」、「学修支援」、「キャリア支援」、「学生サービス」、「学修環境の整備」、「学生の意見・要望への対応」に適切な方策を講じ、対応を行っており、「基準 2」について十分満たしているものと判断する。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

項目 1-2-④及び 2-1-①で記述した通り、本学の現ポリシーは、平成 29(2017)年 11 月の評議会において決定したものである。平成 24(2012)年 10 月 25 日全学教授会において決定した「酪農学園大学の建学の精神に基づく教育基本方針」は、大学全体の教育ポリシーとして大学学則第 1 条に規定する教育目的を踏まえ継承している。

ディプロマ・ポリシー(DP)は、他の 2 つのポリシー同様、大学、学群・学類、研究科・専攻毎に定めている【資料 3-1-2 ディプロマ・ポリシー】。

ディプロマ・ポリシーの周知については、学士課程は大学 HP に、修士課程及び博士課程は大学院 HP に掲載している。この他「大学履修ガイド」、「大学院要覧」【資料 3-1-1】の巻頭に掲載している。

・ 大学 DP : <https://www.rakuno.ac.jp/outline/educationpolicy.html>

・ 酪農学研究科 DP : <https://gra.rakuno.ac.jp/dairy/policy2.html>

・ 獣医学研究科 DP : <https://gra.rakuno.ac.jp/veterinary/policy.html>

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 単位認定と成績評価

単位認定と成績評価は、大学学則に定める基準により実施している。

単位認定は、授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与えている(大学学則第 23 条)。試験の成績は、百点法をもって行い、60 点以上を合格とし、その成績評価は、S・A・B・C・D の 5 種の評語で表わし、D を不合格としている。また、「履修規程」に別に定めた授業科目については、P (合格)、F (不合格) の評語で表示している(大学学則第 28 条)。

さらに、成績評価は、S を「100~90 点」、A を「89~80 点」、B を「79~70 点」、C を「69~60 点」、D を「59 点以下および試験欠席」、受験資格なし(出席不足)を「×」とし、編入学や入学前修得単位等の振替認定科目については「認」と表示している。なお、P を「合格」、F を「不合格」の標語で表わす授業科目は、基盤教育科目である「建学原論」、「健土健民入門実習(農場実習)」、「基礎演習 I・II」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザイン I・II」、「学外農場実習」としている(以上、「履修規程」第 21 条)。

試験の受験資格については、「履修規程」第 19 条に定めている。

各授業科目における成績評価の基準は、シラバスに記載し学生に示している。

各授業科目の単位数は、大学学則第 22 条第 1 項で、「1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。(1) 講義及び演習については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする (2) 実験、実習及び体育実技については、30 時間又は 45 時間をもって 1 単位とする」と定めており、1 単位あたり 15 回の授業回数を確保している。そのため、年間予定表である「学事暦」を教務委員会が原案を作成し、評議会に諮り決定している。令和 2(2020)年度は前・後学期ともに、全ての曜日について 1 学期 15 回、年間 30 回を確保している【資料 3-1-3 2020 年度学事暦(5 月 8 日現在)】。学事暦は、毎年 3 月に全学生及び保護者へ成績通知表とともに送付し、また、HP への掲載、全教職員への配付、4 月の修学ガイダンスで配付して広く周知、公表している(令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、数回変更しているが、その都度周知している。)

平成 17(2005)年度から GPA 制度を導入し、卒業要件に関わる成績評価全体を平均点に換算して成績通知表に明示している。数値換算は、「S: 4 点」、「A: 3 点」、「B: 2 点」、「C: 1 点」、「D 及び成績評価なし: 0 点」とし、認定科目と指定科目(基盤教育科目の P あるいは F)の評価は、本換算の対象外としている。また、教職課程教育科目も本換算の対象外としている。この制度は、入学時に配付する「履修ガイド」に掲載するほか、ガイダンス時に学生に説明している。成績通知表は、前・後学期末の年 2 回、学生及び保護者に郵送している。本 GPA 制度は、学生の学修意欲の向上と継続のために、「2 学期連続して GPA が 1.0 未満の者については、指導・助言を行う」(「履修規程」第 22 条第 4 項)、「3 学期連続して GPA が 1.0 未満の者については、学群長より退学勧告を行う」(同条第 5 項) ことにより利用している。また、奨学金制度、特待生制度、ゼミの学生配属時等の選考の際にも、参考として利用している。

単位制度の趣旨に鑑みて、学生の十分な授業外での学修時間確保のために、年間単位数の上限を設けており、年間 48 単位、1 学期につき 26 単位を履修登録単位数の上限としている(「履修規程」第 9 条)【資料 3-1-4 各学群履修規程】。

2) 進級要件

進級は、両学群ともに「卒業年次を除く各学年終了時に、学類毎に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て、上級年次への進級を認定する」(「履修規程」第 5 条)と定めている。

進級に必要な修得単位数は、農食環境学群の学類では、「1 年次 20 単位以上、2 年次 55 単位以上、3 年次 90 単位以上」とし、食と健康学類管理栄養士コースのみ「必修科目のうち 1 年次 21 科目以上、2 年次 40 科目以上、3 年次 62 科目以上」(「履修規程」第 5 条第 1 項)を要件としている。獣医学群獣医学類では、「1 年次 30 単位以上、2 年次基盤教育が 32 単位以上、専門基礎教育・専門教育が 40 単位以上、3 年次 83 単位以上、4 年次 122 単位以上、5 年次 141 単位以上」とし、同学群獣医保健看護学類では、「1 年次 30 単位以上、2 年次基盤教育が 32 単位以上、専門基礎教育・専門教育が 34 単位以上、3 年次 70 単位以上」(「履修規程」第 5 条第 1~5 項)を要件としている。

進級要件を満たさない者は、留年とし、同学年で 2 回留年となった者には、「学生担

当教員」と協議した上で、学群長より退学を勧告する(休学留年は除く。)。また、獣医学群では同一学年で在学年数が3年を超える者は除籍となる(「履修規程」第5条第7項)。

3) 卒業要件

卒業は、大学学則第37条で「第13条に規定する修業年限以上在学し、第24条及び履修規程に定める授業科目及び単位数を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めている。各学群・学類の卒業必要単位数は、農食環境学群が124単位以上、獣医学群では獣医学類が207単位以上、獣医保健看護学類が124単位以上を要件として、さらに科目を基盤教育・専門基礎教育・専門教育・専修教育(獣医学類のみ)・自由科目に区分して、卒業のために修得が必要な要件を定め、教育目標の達成を目指している。

4) 大学院の修了要件

大学院の修了要件、成績評価は、大学院学則並びに研究科規程に定めている。本学の定める学位授与の方針に基づき、「酪農学研究科規程」【資料3-1-5】における修士課程の修了要件は、第7条で「大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。この場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる」としている。また、博士課程の修了要件は、第8条で「大学院に3年以上在学し、食生産利用科学専攻においては11単位以上、食品栄養科学専攻においては9単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に2年以上在学すれば足りるものとする」としている。科目の成績評価は、第11条で「授業科目の試験の成績は、優・良・可及び不可の4種とし、優・良・可を合格とする」としている。

「獣医学研究科規程」【資料3-1-6】における獣医学研究科修士課程の修了要件は、第7条で「大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする」としている。また、博士課程での修了要件は、第8条で「大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする」としている。また、科目の成績評価は、第11条で「授業科目の試験の成績は、優・良・可及び不可の4種とし、優・良・可を合格とする」としている。

学位論文の提出資格、審査委員の選出、学位論文の審査及び試験、審査委員の報告及び研究科委員会の審議については、研究科毎に定めている【資料3-1-7 酪農学園大学大学院課程修了認定のための博士(農学・食品栄養科学)の学位論文に関する取扱要領、酪農学園大学大学院課程修了認定のための博士(獣医学)の学位論文に関する取扱要領】。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定は、項目 3-1-②で記述した基準に基づき、行っている。各教員からの成績提出後、学生への成績閲覧期間を設定し、「UNIPA」で学生への成績の開示を行い、問合せに対応している。成績閲覧終了後、成績を確定させた資料に基づき、各学類での進級認定、卒業認定を経て、各学群教授会で進級認定、卒業認定を行っている。また、大学院においても同様で、基準に基づき各研究科で修了認定を行い、大学院委員会で修了認定を行っている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

各教員が成績評価の意味を共有し、シラバスに記載する学修の到達度を適切に評価し、単位を認定している。各学年、学群・学類毎に進級要件を定めており、教授会で進級認定を審議している。各学群・学類の卒業要件を満たした者については、教授会で審議し、卒業を認定している。これらの制度を直ちに改善する必要はないが、今後も、教育の質の向上のために随時点検していくこととする。

大学院において単位の認定や学位論文の審査は適正に行われ、本学が定める学位授与の方針に基づき認定を行っている。これら修了認定についても直ちに改善が必要という状況にはないが、教育の質の向上のために随時点検を行っていく。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシー(CP)は、項目 3-1-①に記述した通り、平成 29(2017)年 11 月の評議会において決定、策定している。また、他の 2 つのポリシー同様、大学、学群・学類、研究科・専攻毎に定めている【資料 3-2-1 カリキュラム・ポリシー】。

カリキュラム・ポリシーの周知については、学士課程は大学 HP に、修士課程及び博士課程は大学院 HP に掲載している。その他「大学履修ガイド」、「大学院要覧」の巻頭に掲載している。

- ・ 大学 CP : <https://www.rakuno.ac.jp/outline/educationpolicy.html>
- ・ 酪農学研究科 CP : <https://gra.rakuno.ac.jp/dairy/policy2.html>
- ・ 獣医学研究科 CP : <https://gra.rakuno.ac.jp/veterinary/policy.html>

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の教育課程は、大学学則第 21 条（学則別表）に定めている。各学群・学類のカ

リキュラム・ポリシーの下、基盤教育、専門基礎教育、各学類の専門教育及び専修教育（獣医学類）の各教育区分が連動性を持った体系的な教育編成となっている。

全学共通教育である基盤教育では建学の精神の理解を目的とする酪農学園教育科目、教養科目、外国語科目、導入教育科目及びキャリア教育科目を通じて、学生は「農・食・環境・生命」の有機的結びつきを理解し、さらに専門基礎教育では分野を超えて問題探求の基本的姿勢を身につける。

各学類の専門教育では、体系的にかつ学際的に学び、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力を統合する力を身につける。農食環境学群の専門教育及び獣医学類の専修教育では、学生が将来の進路を見据えた専門的知識と技術を習得できるよう専攻教育コースを設定している。

さらに、各学群・学類においては、多様な資格あるいはその受験資格を取得することができ、学生はさらに視野の広い専門家として多様な課題を発見、分析、解決する能力を身につけることができる。

各学類の教育課程で設定する科目を学生が定められた年次に履修・修得していくことにより、ディプロマ・ポリシーが定める「建学の精神を理解し、自然や社会に関する基本的、専門的な知識、技能、経験等を身につけ、卒業後も自律的に学習し、自らの課題発見・設定と課題解決に取り組むことができる力を持った人材の養成」につながっており、各学群・学類のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

大学学則第 21 条の別表において教育課程の編成を示しているが、本学の教育課程は「基盤教育」、「専門基礎教育」、「専門教育」及び「専修教育」（獣医学類のみ）に分けて編成し、授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技の何れかにより、あるいはこれらの併用により行っている【資料 3-2-2 学生生活の手引き 2020、100 ページ】。

(1) 農食環境学群の教育課程の基本的な構成・体系性

1・2 年次においては、全学共通の基盤教育プログラムにより、本学の歴史や使命を学ぶとともに、農業・酪農・畜産の実体験を積み、さらに専門教育科目を学ぶための基礎的素養並びに真理を追究する大学人としての教養を身につける。専門教育科目では、3 学類のそれぞれにおいて、専門知識の習得とともに実践技術を身に付けた人材になるよう教育課程を編成している。

1) 農食環境学群

- ① 本学の歴史や使命を学ぶ：新入生全員がキリスト教の教えと建学の精神を学ぶため「建学原論」、「キリスト教学 I」、「キリスト教学 II」を必修科目としている【資料 3-2-3 2020 大学履修ガイド 62～79 ページ、授業科目履修年次配当表】。
- ② 農業・酪農・畜産の実体験を積む：「健土健民入門実習（農場実習）」は「実学教育」を原体験する教育として、家畜に触れ、作物を作り、土の役割を理解する内容を展開している【資料 3-2-4 健土健民入門実習ガイダンス資料】。基礎ゼミ農園とその取り組みをポスター発表（収穫感謝祭）することによって、種まきから収穫までの取り組みを振り返ることができるようにしている【資料 3-2-5 基礎ゼミ農園の進め方等】。

- ③ 基礎的素養及び大学人としての教養を身につける：「基礎演習 I」という少人数制の演習科目によって、学生の主体的な学びの姿勢を培い、大学で学修していくための考え方やスキルの習得を行っている【資料 3-2-6 農食環境学群「基礎演習」シラバス】。
- また、人文社会科学教育、自然科学教育、外国語教育等の科目区分についても区分毎に必要な修得単位数を示すことにより、基本的な知識・教養を偏らずに学べるよう組み立てている。
- ④ 専門知識の習得：人は環境－植物－動物－食に支えられた存在であることを教育・研究展開の基軸に置き、健康な土－草－牛－乳－人のつながりを、また、健康な自然－植物（作物）－動物（家畜）－食－人のつながりを、さらに、健康な環境－植物－動物－物質・エネルギー－人のつながりを保つことをその基本理念の具現化として位置付けている。農食環境学類の 3 学類は、それぞれこのつながりの一部を担っており、3 学類が協力し、また、各学類における自然科学と人文社会科学が融合することにより、さらには、それぞれのフィールドと連携を強めることにより、「三愛主義に基づく健土健民」の世界を実現しようとするものである。学群学生としての意識を高めるとともに専門教育のために必要とされ、かつ学群教育において共通性の高い科目を専門基礎教育の基礎科学領域に設定している。さらに、専門基礎教育には専門教育の理解に極めて重要な科目を設定している。そして、全学共通専門基礎領域では、「国際関係とメディアコミュニケーションの科学」、「人と動物の関係の科学」等の科目を配置し、学際的な領域について学ぶことができるように工夫している【資料 3-2-7 2020 大学履修ガイド 62～79 ページ、授業科目履修年次配当表】。
- ⑤ 実践技術の体得：本格的な実験、実習は各学類とも 3 年次から行うが、2 年次の段階から専門技術の重要性を意識付けさせるため、上述した 4 領域の専門基礎教育の中にそれぞれの領域における基本的な技術や解析手法が学べるような実験、実習、演習科目を設定している。
- ⑥ 農食環境学群の各学類では、卒業必要単位数を 124 単位以上と定め、その内訳は、基盤教育科目から 40 単位以上、専門基礎教育科目から 30 単位以上、専門教育科目から 30 単位以上、さらに全教育科目区分から 24 単位以上を修得する【資料 3-2-8 2020 大学履修ガイド 66・71・79 ページ】。また、食と健康学類の管理栄養士コースでは、卒業必要単位数を 124 単位以上と定め、その内訳は、基盤教育科目から 32 単位以上、専門基礎教育科目から 2 単位以上、専門教育科目から 86 単位以上、さらに全教育科目区分から 4 単位以上を修得する【資料 3-2-9 2020 大学履修ガイド 75 ページ】。

2) 循環農学類

- ① 専門教育のコース設定：本学類のカリキュラム・ポリシーは「専門基礎科目から、循環を基本とした農学・畜産学・農業経済学の体系的学修のために提示した履修モデルを参考に、専門コースごとの基礎となる科目を選択する。また、学外農場実習等を通して現社会に向き合う能力を養うことを奨励する。専門教育科目には、農学・畜産学・農業経済学に関する専門的な方法論や知識・技術を体系的に習得するために、専門共通科目、コース専攻教育科目及び学類教育科目を設置している。これらの科目毎に教育目標を示し、到達度を評価する」と定め、4 つのコースを設置している【資料 3-2-10 学生生活の手引き 2020、90 ページ】【資料 3-2-11 2020 大学履修ガイド 25

ページ】。

- ② 履修モデルを参考に専門コースの基礎となる科目を選択：各コースにおける専門基礎教育では、履修モデルとして資料【資料 3-2-12 2020 年度循環農学類コース推奨科目一覧】の通りの科目を履修推奨している。
- ③ コース専攻教育科目の配置：各コースにおける専門科目は、3 年次科目として下記のように設定している。何れのコースにも実験、実習、演習科目を設定して、実際の技術の習得や実体験を通じた学修の展開を図っている【資料 3-2-13 2020 大学履修ガイド 64 ページ】。
- ・酪農学コースでは、「家畜育種学」、「家畜繁殖学」、「家畜育種・繁殖学実験」、「家畜管理学」、「家畜栄養学」、「家畜管理・栄養学実験Ⅰ」、「家畜管理・栄養学実験Ⅱ」、「家畜衛生学」、「家畜衛生学実験」、「畜産物利用学」、「乳用家畜飼養学」、「酪農経営学」、「泌乳生理学」の計 22 単位をコース必修科目としている。
 - ・畜産学コースでは、「家畜育種学」、「家畜繁殖学」、「家畜育種・繁殖学実験」、「家畜管理学」、「家畜栄養学」、「家畜管理・栄養学実験Ⅰ」、「家畜管理・栄養学実験Ⅱ」、「家畜衛生学」、「家畜衛生学実験」、「畜産物利用学」、「肉用大家畜飼養学」、「肉用中小家畜飼養学」、「肉用家畜飼養学実習」の計 22 単位をコース必修科目としている。
 - ・農学コースでは、「水稻栽培学」、「畑作物栽培学」、「作物栽培学実習」、「野菜園芸学」、「花き園芸学」、「園芸学実習」、「作物育種学」、「作物育種学実験」、「作物栄養学」、「土壌・作物栄養学実験」、「植物病理学」、「応用昆虫学」、「作物保護学実験Ⅰ」、「作物保護学実験Ⅱ」の計 22 単位をコース必修科目としている。
 - ・農業経済学コースでは、「農業経営学」、「農業市場論」、「食料・農業政策学」、「農業協同組合論」、「アグリビジネス論」、「農と食の社会経済史」、「簿記・会計演習」、「農業経済学演習」、「経済データ分析演習」、「食料農業農村調査実習」、「地域計画論」、「地域経済論」、「営農システム論」の計 22 単位をコース必修科目としている。
 - ・3 年次における専門科目履修は、選択したコースの専門科目としているが、4 年次には他コース専門科目の履修も可能であり、幅の広い専門性を学修できる。
 - ・また、循環農学類では、より発展した科目を「循環農学類教育科目」とし、4 年次に「家畜繁殖技術論」、「受精卵移植論」、「家畜体内・対外受精卵移植実験」、「乳用家畜飼養学実習」、「畜産物利用学実習」、「実験動物学」、「果樹園芸学」、「有機フードシステム論」、「有機農学総論」、「農産加工学」を開講している。
- ④ 「実践農学・実践酪農学サブコース」の設置と科目配置：上述した 4 つの専攻コースに所属する学生が選択履修できる実践農学・実践酪農学サブコースでは、在学 4 年間の約 1 年間で酪農家において実践的に酪農経営を学ぶことができる。具体的には、1 年次前学期「実践酪農学」で、酪農現場の指導者や優れた酪農家による話題提供とその後のディスカッションにより、1 年生に現場の状況を分かり易く認識させることを目的として実施している。また、1 年次後学期「実践酪農学演習」では、次年度の酪農家での実習に向けて、実際の作業の目的と意味を理解させるとともに、可能な者には予備体験実習をさせる。また、情報機器の取扱いを習熟させ、遠隔授業が円滑に遂行できる体制を整える。2 年次前学期には、実際に酪農家に滞在し、電子メールを利用した遠隔授業と現地集中講義（教員を派遣して）の併用により、「実学教育」を約

半年間実施する。さらに、3年次後学期にも同様に遠隔授業、現地集中授業により酪農家に滞在しながら本学カリキュラムを履修させる。このように学内における座学と酪農現場における実践（2年次前学期と3年次後学期）を交互に実施する新教育方式（サンドイッチ方式）により、学生の授業に対する意識を高めるとともに、現場技術に対する理論的把握ができるようにしている。

- ⑤ 教職コースの設置：本学の「実学教育」の特色を活かしながら実践的でコミュニケーション能力の豊かな教員を養成することを目的とした教職コースを循環農学類と食と健康学類に設置している【資料 3-2-14 2019年度教職課程履修の手引き 15～24 ページ】。

3) 食と健康学類

- ① 専門教育のコース設定：本学類は食と人の関わりを教育・研究分野とする学類である。この関わりは食品の「役割と機能」、「開発と製造」、「流通と販売」そして「人の健康への貢献」の各領域として捉えることでひとつの大きなサイクルが完成する。このような観点から本学類ではこれらの領域をそれぞれ専門分野とする「食品機能科学コース」、「食品開発学コース」、「食品流通学コース」及び「管理栄養士コース」の4コースを設け、専門教育科目を配置している。食品機能科学コース、食品開発学コース、食品流通学コースのカリキュラム・ポリシーは「専門基礎教育として、食品科学領域を中心とした科目を学び、専門教育に必要な知識を修得する。各コースの専門教育では講義、演習、実験、実習及び卒業論文を通して、より高度な専門知識と技術を学びながら、それらを活用する能力を養成するとともに、課題の発見、設定並びに解決する能力を養成する。」と定めている。また、管理栄養士コースのカリキュラム・ポリシーは「管理栄養士コースの専門基礎教育として、医学、食品学及び栄養学分野を学び、専門教育に必要な基礎学力を養成する。専門教育では講義、演習、実験及び実習を通して、管理栄養士として実際の現場に必要な知識や技術を身に付け、活用できる能力を養成する。さらに、臨地実習や演習、卒業論文を通してこれまでに修得した知識、技術、経験を元に管理栄養士として活動できる総合的な実践力を養成する。」と定めている【資料 3-2-15 学生生活の手引き 2020、92 ページ】【資料 3-2-16 2020 大学履修ガイド 25 ページ】。

- ② 実務的な技術の習得と実体験の場を提供する：2年次には学類全学生を対象とした「食品総合実験」を配置し、食品を取扱う基本操作を学び、その後3年次にはより専門性の高い製造技術や実験操作を習得するため、食品機能科学コースに「食品栄養化学実験」、「生化学実験」、「食品微生物学実験」の3科目、食品開発学コースに「食品品質特性学実験」、「乳肉製造学実習」、「食品企画開発実習」の3科目、食品流通学コースに「食品流通実験・実習Ⅰ、Ⅱ」の2科目を配置している【資料 3-2-17 2020 大学履修ガイド 67～69 ページ】。

- ③ 実社会で活躍できる人材の養成：管理栄養士コース以外のコースでは「専門ゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」を3年次前学期から4年次後学期まで配置し、各研究室において専門分野の知識とコミュニケーション能力の向上に取り組んでいる。また、これまで社会科学系の特徴が強かった食品流通学コースにおいても実験科目を配置し、食品開発学コースでも「食品企画開発実習」を配置し、単に実験系と非実験系のような区

別をせず、コースの専門性に応じた実験、実習科目を配置している。

- ・管理栄養士コース専攻教育は国家試験受験資格の取得を目指すことを重視し、専門基礎教育科目、専門教育科目及び専門関連教育科目を設定している。特に近年、管理栄養士の資質を高めるとして重要視されてきた医学・臨床分野の知識が修得できる科目を設定している。さらに、管理栄養士の社会的役割や現場で働く上での心構え等を認識するため、コース全体で実施して専門知識を養う「健康栄養学演習Ⅰ、Ⅱ」と併せて、各研究室で実施する「総合演習Ⅰ、Ⅱ」を設定し、国家試験に合格するためだけの知識に留まらず、管理栄養士として社会で働くための知識とはどのようなものなのかを学んでいる。また、食と健康学類教育では、食産業に関連した知識も修得可能であり、本学管理栄養士コースのカリキュラムにおける特徴の1つになっている【資料 3-2-18 2020 大学履修ガイド 72～75 ページ】。

- ④ 教職コースの設置：本学の「実学教育」の特色を活かしながら、実践的かつコミュニケーション能力の豊かな教員を養成することを目的に、循環農学類及び食と健康学類に本コースを設置している【資料 3-2-19 2019 年度教職課程履修の手引き 15～24 ページ】。

4) 環境共生学類

- ① 専門教育のコース設定：本学類は、「環境－植物－動物－人」の関わりを教育・研究分野とする学類である。このような観点から本学類では、これらの領域をそれぞれ専門分野とする「野生動物学コース」及び「生命環境学コース」の2コースを3年次から設定している。本学類のカリキュラム・ポリシーは「専門基礎科目にて、地球の生命圏と環境の調和の本質を理解し、その調和が人類の文明活動によってどのように損なわれつつあるかを科学的に理解する思考力を養成する。専門教育科目では、人間が野生動物、生命環境と共生していくための知恵と技術を追求し、環境情報の解析と実践的なコミュニケーション能力を高めつつ、地球社会、国際社会をフィールドとして現場教育を実験・実習科目の中で展開する。」と定めている【資料 3-2-20 学生生活の手引き 2020、94 ページ】【資料 3-2-21 2020 大学履修ガイド 25 ページ】。

- ② 地球の生命圏と環境の調和の理解：専門基礎科目として、基礎科学領域に「エネルギーの物理学」、「ボランティア活動・NPO・NGO 論」を配置、環境科学領域に「景観生態学」、「保全生物学」、「北海道環境学」、「アジア環境学」、「環境法」、「資源管理論」、国際領域に「国際関係論」、「国際理解」を配置している【資料 3-2-22 2020 大学履修ガイド 77・78 ページ】。

- ③ 環境情報解析の理解：環境情報解析のため、専門基礎科目の情報科学領域に「情報処理演習」、「GIS 基礎演習」、「GIS 応用演習」、「リモートセンシング基礎演習」を配置している。

- ④ 野生動物、生命環境と共生するための知恵と術の追及：各コースにおける専門科目は、3年次科目として下記のように設定している。

・野生動物学コースでは、「野生動物保全技術実習」、「野生動物観察同定実習」、「野生動物保全行政論」、「野生動物保全と人間事象」、「狩猟管理技術論」、「野生動物生態学」、「野生動物管理学」、「環境共生演習」、「実践野生動物学実験」、「植生保全学」の計 18 単位をコース必修専門科目としている。

・生命環境学コースでは、「森林環境学」、「水圏環境化学」、「自然環境保全と地球温暖化」、「環境気象・気候学」、「水圏・地圏総合実習」、「生命環境学実験実習」、「環境共生演習」、「植生保全学」、「実践生命環境学実習」、「火山・鉱物学」の計 18 単位をコース必修専門科目としている。

- ⑤ 様々なフィールドでの現場教育の展開：野生動物学コースの「野生動物保全技術実習」(3年前・後学期集中)では、全員が野外における基本的なフィールド調査技術を学ぶ(北海道西興部村 夏季実習)とともに、北海道内6つのフィールド(地域と季節)からひとつを学生が選択し、野生動物に関する保全技術を習得する。具体的には、「野生動物の調査技術について総合的に学ぶ(西興部村 夏季集中実習)」、「森林環境に生息する小型動物の生態調査・保全技術を習得する(苫小牧市 夏季集中実習)」、「国立公園の現状と課題について学ぶ(知床国立公園 夏季集中実習)」、「ヒグマの生態と管理を中心に、地域と自然環境の関りについて学ぶ(浦幌町 夏季集中実習)」、「森林に生息する中小大型哺乳類の保全技術を習得する(占冠村 夏季集中実習)」、「エゾシカの生態及び有効活用について「五感」を駆使して体得する(西興部村 冬季集中実習)」である。

・生命環境学コースの「水圏・地圏総合実習」(3年前後学期集中)では、夏季実習として、京都大学フィールド科学教育センター森林ステーション北海道研究林(川上郡標茶町多和)等をフィールドに現場観測とサンプリングを行う。また、比較対照のため、一部は本学及び野幌森林公園内等でも現場観測とサンプリングを行い、分析する。冬季実習として、オホーツクをフィールドに大気、植物、土壌、河川、湖沼、海洋内の物質循環を理解するために調査観測等を行う。受講者は夏季又は冬季に開かれる実習のどちらか一方のみを受講する。

・「自然環境学実験・実習」(2年前学期)は専門基礎科目であり、自然環境の保全に関わる基礎的な実験と実習から、野外フィールドでの各種の調査に必要な手法や実験室での各種分析手法等について学び、幅広い技術の習得を目指すことを目的とした科目であり、市民の森(札幌市)や洞爺湖がフィールドとして利用している。

(2) 獣医学群の教育課程の基本的な構成・体系性

1) 獣医学群

獣医学群の教育の基本方針は、「獣医学群は、建学の精神(三愛精神・健土健民・実学教育)に基づき、獣医学と獣医保健看護学およびその関連科学分野の教育を通して生命を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び自然環境との調和とその共存に貢献する人材を育てる。すなわち、専門知識・技術及び総合的な判断力を習得し、国際的視野に立って人と動物の健康保持、環境保全ならびに食料の安定供給に寄与してワンヘルスに貢献できる人材を養成することである。また、高等教育機関として地域社会における知識・文化の中核、さらに将来に向けた地域活性化の拠点として、上記の人材を教育することを目的とする。獣医学群教育はライフサイエンスに根ざした実践を目指した応用科学であり、医学、農学、生物学などのほか、動物の愛護・福祉など広範囲な学問分野を含む。獣医学群の教育は獣医学類と獣医保健看護学類が相互に協力して、様々な分野で求められている広範囲な専門知識と技術を取得し、チーム獣医療を実践できる人材の育成を教育の基本方針とする。」と定めている【資料 3-2-23

2020 大学履修ガイド 4 ページ】。

獣医学類では、卒業必要単位数を 207 単位以上と定め、その内訳は、基盤教育科目から 32 単位以上、専門基礎教育科目から 2 単位以上、専門教育科目から 147 単位以上、専修教育科目から 22 単位以上、さらに全教育科目区分から 4 単位以上を修得する【資料 3-2-24 2020 大学履修ガイド 89 ページ】。

獣医保健看護学類では、卒業必要単位数を 124 単位以上と定め、その内訳は、基盤教育科目から 32 単位以上、専門基礎教育科目から 28 単位以上、専門教育科目から 56 単位以上、さらに全教育科目区分から 8 単位以上を修得する【資料 3-2-25 2020 大学履修ガイド 92 ページ】。

獣医学群のカリキュラム・ポリシーは「1 年次では、建学の精神を理解し豊かな人間性と知性を育むために、全学共通カリキュラムの基盤教育を実施する。また、獣医師、動物看護師として必要な職業の理解、倫理観、生命観および使命感を養う。1 年次からの専門基礎教育では、物事を多角的に捉えることができる学際的な視点を養う。

専門教育、専修教育ではそれぞれの学類での専門知識・技術及び総合的な判断力を涵養すると共に自ら課題を探究し、その課題解決に対して幅広く、柔軟かつ総合的な判断力を醸成し答えが出ない問題に取り組むための基礎的な力を身につける。」と定めている。

① 建学の精神につながる教育：新入生全員がキリストの教えと建学の精神を学ぶため、「建学原論」、「キリスト教学 I」、「キリスト教学 II」を必修科目としている【資料 3-2-26 2020 大学履修ガイド 90 ページ】。

② 豊かな知性と人間性の獲得につながる教育：「健土健民入門実習（農場実習）」は「実学教育」を原体験する教育として、家畜に触れ、作物を作り、土の役割を理解する内容を展開している。基礎ゼミ農園とその取組みのポスター発表（収穫感謝祭）によって、種まきから収穫までの取組みを振り返ることができるようになっている【資料 3-2-27 基礎ゼミ農園の進め方等】。

・「基礎演習 I」という少人数制の演習科目によって、学生の主体的な学びの姿勢を培い、大学で学修していくための考え方やスキルの習得を行っている【資料 3-2-28 獣医学群「基礎演習 I」シラバス】。

・学群共通基礎教育として、「動物倫理・動物福祉学」を必修科目として設置し、獣医師あるいは動物看護師として、遵守すべき法律を知り、倫理観を養い、動物の福祉を理解できるよう指導している【資料 3-2-29「動物倫理・動物福祉学」シラバス】。

・人文社会科学教育、自然科学教育、外国語教育等の科目区分についても区分毎に必要な修得単位数を示すことにより、基本的な知識・教養を偏らずに学べるように組み立てている。

2) 獣医学類

① 獣医学類のカリキュラム・ポリシーは「新たな知の創造につながる獣医学専門教育を積み上げ、問題を解決する能力を養い、指導的な役割を果たしうる人材を育成する。研究や討論を実践的に積み上げる学生参加型の授業および実習を充実し、教養と豊かな人間性、国際的感覚、強固な責任感と高い倫理性を取得する専修教育を実施する。」と定めている。

② 専門教育では、生体機能学分野 37 単位、感染・病理学分野 30 単位、衛生・環境学分野 27 単位、生産動物医療学分野 15 単位及び伴侶動物医療学分野 38 単位の科目を開設し、生体の形態・機能から公衆衛生、生産及び伴侶動物の臨床現場で獣医師に必要となる専門知識・技術及び総合的な判断力を習得する。単に専門知識を学ぶだけではなく、技術を理解し、総合的な判断力を習得するため、基本的に、各講義科目に対応する実習科目を設置している。

- ・生体機能学分野では、的確な診断、治療に必要な動物の正常な形態を理解するため、「獣医解剖学 A、B」、「獣医組織学 A、B」、「獣医生化学」、「獣医生理学各論 A、B」、「栄養生理学」、「獣医薬理学 A、B」、「獣医核医学基礎」等の科目を開設し、感染・病理学分野で病態を学修するために必要となる獣医学上の基礎的知識を学修する。また、各講義科目にそれぞれ該当する実習科目を配置している。この科目配置により基礎的知識の習得後連続して実践的な能力を養成する。

- ・感染・病理学分野では、疾病の原因や発症過程、その予防を理解するため、「獣医ウイルス病学」、「獣医細菌病学」、「獣医寄生虫病学」、「実験動物学」、「獣医病理学総論」、「病態免疫学」等の科目を開設し、病態に関する知識を学修し、生体機能学分野で学ぶ科目群と並び、獣医師にとって実践的に必要となる衛生・環境学分野、生産動物医療学分野及び伴侶動物医療学分野の科目群の学修を進めるために必要となる知識を学ぶ。また、各講義科目にそれぞれ該当する実習科目を配置し、実践的スキルを養成する。

- ・衛生・環境学分野では、病気の原因の究明や発症予防のために求められる様々な環境要因等を理解するため、「食品衛生学」、「環境衛生学」、「人獣共通感染症学」、「獣医疫学」、「獣医衛生学」、「ハードヘルス学」等の科目を開設し、公衆衛生学及び獣医衛生学に関する知識を学修し、公衆衛生学及び家畜衛生学分野の獣医師にとって実践的に必要となる知識の学修を進める。また、各講義科目にそれぞれ該当する実習科目を配置し、実践的スキルを養成する。

- ・生産動物医療学分野では、生産動物の病気の診断、治療、予防に関する知識を総合的に実践する能力を養うため、「産業動物臨床学 A、B」、「産業動物外科学」、「馬・中小家畜臨床学」、「臨床繁殖学 A、B」等の科目を開設し、生産動物の疾病及び治療に関する知識を学修し、生産動物獣医療の現場で獣医師にとって実践的に必要となる知識を学ぶ。また、各講義科目にそれぞれ該当する実習科目を配置し、実践的スキルを養成する。

- ・伴侶動物医療学分野では、伴侶動物の病気の診断、治療、予防に関する知識を総合的に実践する能力を養うため、「伴侶動物内科学各論 A、B、C」、「伴侶動物外科学各論 A、B、C」、「獣医麻酔疼痛管理学」、「画像診断学 A、B」等の科目を開設し、伴侶動物の疾病及び治療に関する知識を学修し、伴侶動物獣医療の現場で獣医師にとって実践的に必要となる知識を学ぶ。また、各講義科目にそれぞれ該当する実習科目を配置し、実践的スキルを養成する。

- ・上記教育群の科目は何れも必修科目として学類所属学生全員が受講する。そのことにより、新たな知の創造につながる獣医学専門教育を積み上げ、問題を解決する能力を養い、指導的な役割を果たしうる人材を育成する。

③ 獣医学類では4年次後学期から専修教育を開設している。専修教育共通科目のほか、専修科目別科目として、「生体機能専修コース」、「感染病理学専修コース」、「衛生・環境学専修コース」、「生産動物医療専修コース」及び「伴侶動物医療専修コース」の5つのコースにそれぞれの分野に応じた専修教育科目を置き、体系的な知識習得のためのコース履修モデルを示している。

・基本的にコースに分かれる専修教育においても、総合的な判断力を涵養するため、専修教育共通科目を設け12単位以上の修得を義務付けている。「統合獣医学」を全コース共通で学ぶことにより、コースに分かれて学んだ専門的知識を統合し、教養と豊かな人間性、国際的感覚、強固な責任感と高い倫理性を習得する。

・生体機能、感染病理学及び衛生・環境学専修コースにおいては、「生体機能学演習」、「感染病理学演習」及び「衛生・環境学演習」等の演習科目、「生体機能学特論」、「感染病理学特論」及び「衛生・環境学特論」等の特論科目、「生体機能学実習」、「感染病理学実習」及び「衛生・環境学実習」等の実習科目、「生体機能学基礎実験」、「感染病理学基礎実験」及び「衛生・環境学基礎実験」等の卒業実験科目を設置することにより、自ら課題を探究し、その課題解決に対して幅広く、柔軟かつ総合的な判断力を涵養する。

・生産動物医療学及び伴侶動物医療学においては、「生産動物医療クリニカルローテーション」及び「伴侶動物医療クリニカルローテーション」で臨床現場において専門知識・技術に関する知識を学修し、「生産動物医療アドバンスコース」及び「伴侶動物医療アドバンスコース」を通じて総合的な判断力を涵養するとともに自ら臨床的課題を探究し、その課題解決に対して幅広く、柔軟かつ総合的な判断力を涵養する。

・専修教育でのコースに分かれた学修においても「研究発表」及び各コースでの学修発表の機会を通じ、コース所属学生が相互に異なるコースの学生による学びを理解する時間を設けている。

④ 上記の主として獣医学群で開講する科目に加え自由科目として、他学群及び他大学互換科目等の幅広い範囲の学問に関して学修する機会を設けることにより教養と豊かな人間性、国際的感覚、強固な責任感と高い倫理性の形成を推進する。

3) 獣医保健看護学類

① 獣医保健看護学類のカリキュラム・ポリシーは「専門基礎教育では、動物の形態機能および感染症を理解するために生体機能学、病原体に関わる基礎知識を習得する。専門教育では臨床を含む獣医療の関連科目ならびに公衆衛生学を学ぶとともに動物看護に関する専門的な知識・技術を体系的に習得し、学内外での実習で実践することでそれらを深化させる。」(一部抜粋)と定め、学群共通専門基礎科目として、「動物倫理・動物福祉学」を必修科目として設置している。さらに、獣医看護学の基礎となる「動物形態機能学 A、B、C、D」、「動物病理学」、「動物微生物学」、「動物感染症学」等の科目を開設し、動物看護師が支えるべき職務に必要な基本的知識を学ぶことができる「動物行動学」、「動物飼養管理学」等の科目を配置している。

② 専門教育では、動物栄養学、動物行動学及び動物理学療法学に関する高度な教育を行い、それぞれのスペシャリストを養成する。「基礎動物看護学」、「基礎動物看護

技術 A、B、「動物栄養管理学」等の基礎的知識を学ぶ科目から、「動物外科看護技術」、「臨床動物看護学総論」及び「臨床動物看護学各論 A、B、C、D、E」、「動物臨床検査学 A、B」等の動物看護師として求められる知識を学ぶとともに、実習科目において実地での技術を学ぶ。さらに、「総合臨床実習 A」及び「学外動物病院実習 A、B」において学んだ知識を体験的に総合し、技術を理解する。これらの科目を通じ、臨床を含む獣医療の関連科目並びに公衆衛生学を学ぶとともに動物看護に関する専門的な知識・技術を体系的に習得し、学内外での実習で実践することでそれらを深化させる。

・学類独自科目として、「動物ハンドリング学」を必修科目として開講している。「動物理学療法学実習」及び「動物ハンドリング実習」等、専門教育の各実習科目では、実際の犬を利用した教育を行っている。それらの犬は、学生たちからの働きかけに慣れながら、伴侶動物としての自由な行動が再現される必要がある。これらの犬を確保しつつ、犬との生活を理解するため、学類学生を中心に犬の飼養が行われている。この取組みにより、犬と飼い主の生活を支える存在としての動物看護師の業務を理解する。また、生産動物や野生動物に関する講義も実施し、専門性のある人材を育成する。

・専門性のある人材を育成するため、専門基礎及び専門科目で学修した内容を総合して、課題への取組みを体験するため、必修科目として「獣医保健看護学演習 A、B、C」からなる演習科目を設置し、学びを深化させつつ各種の問題について課題解決能力を涵養する。

・学外で実施する「学外動物病院実習 A、B」では学類教員が選定し指導を依頼した動物病院において獣医診療の補助に参加することにより、専門基礎及び専門科目で学修した知識を現場で求められる形で統合し、体験により深化させる。

- ③ 自由科目として、他学群及び他大学互換科目等の幅広い範囲の学問に関して学修する機会を設けることにより教養と豊かな人間性、国際的感覚、強固な責任感と高い倫理性の形成を推進する。

(3) 大学院の教育課程の基本的な構成・体系性

本学大学院は、建学の精神である「三愛主義」とそれに基づく「健土健民」の実現のために「酪農学並びに獣医学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的」（大学院学則第 1 条第 1 項）とし、教育課程を編成している。

[酪農学研究科]

1) 酪農学専攻修士課程

カリキュラム・ポリシー「作物生産科学、家畜生産科学、酪農情報学、環境共生学の専門分野の研究成果を教育に生かしつつ、分野の枠組みにとらわれることなく機能的かつ多岐にわたる教育を展開する」（一部抜粋）ため、特別研究を履修する講座を含む専攻部門から 8 単位以上を必修とし、専攻部門に関係なく 12 単位以上の科目修得を課している【資料 3-2-30 2020 大学院要覧 57 ページ】。

2) フードシステム専攻修士課程

カリキュラム・ポリシー「食料経済や食文化などの関連分野の教育も展開し、“食”に

関する総合的な知見を深め、フードシステムの専門家として活躍するための高度な専門的知識を教授する」(一部抜粋)ため、所属する講座の授業科目から 20 単位を必修とし、それ以外の授業科目から 10 単位以上の科目修得を要件としている【資料 3-2-31 2020 大学院要覧 57 ページ】。

3) 食品栄養科学専攻修士課程

カリキュラム・ポリシー「演習科目によって、専門分野における高度な知識だけでなく、高いコミュニケーション能力やリーダーシップ能力を培う」(一部抜粋)ため、所属する分野の授業科目から 10 単位を必修とし、所属する分野以外の授業科目から 6 単位以上の科目修得を要件としている【資料 3-2-32 2020 大学院要覧 58 ページ】。

4) 食生産利用科学専攻博士課程

カリキュラム・ポリシー「最新かつ精深な知識や技術を深く学び習得して相互に連携し、その関連専門分野で多岐にわたって教育を展開する。さらに、酪農学と環境共生学、フードシステムに関する課題を総合的に探求」(一部抜粋)のため、特別研究及び所属する分野における授業科目の履修を課すとともに、何れの分野を専攻した場合でも「食生産利用科学総合演習Ⅰ～Ⅲ」を履修することとしている【資料 3-2-33 2020 大学院要覧 58 ページ】。

5) 食品栄養科学専攻博士課程

カリキュラム・ポリシー「食と健康に関する課題を総合的に探求する」(一部抜粋)ため、食品の加工特性、栄養機能、健康栄養及び食環境管理の 4 つの専門分野の何れかを選択するとともに、それ以外の分野の特別講義の履修も必修としている【資料 3-2-34 2020 大学院要覧 58 ページ】。

[獣医学研究科]

1) 獣医学専攻博士課程

カリキュラム・ポリシー「研究や討論を実践的に積み上げる演習科目並びに獣医学に関する研究実験に重点をおいた教育を実施する」(一部抜粋)ため、各専門分野に研究実験科目 12 単位を配置するとともに、履修方法の異なる演習科目「演習Ⅰ～Ⅲ」を配置している。また、「急速に発展・変化する獣医学とその関連科学についての高度な知識と技術を習得し、国際舞台で活躍できる実践能力の育成を目指し」(一部抜粋)、「形態機能学」、「臨床獣医学」、「応用獣医学」、「予防獣医学」及び「国際獣医情報学」分野に特殊講義を配置し、そのうち 3 分野の履修を課している【資料 3-2-35 2020 大学院要覧 12・13 ページ】。

2) 獣医保健看護学専攻修士課程

カリキュラム・ポリシー「動物看護学、動物保健学ならびにその関連科学を創造的に発展させ、その成果を研究に反映させる実学教育を実施する」(一部抜粋)ため、各専門分野に特論、演習、特別研究、「生命倫理と研究倫理」を配置している。また、「獣医保健看護学について基礎・応用と臨床についての 2 専門分野を設け、それぞれの専門分野についての高度な知識と技術を習得するための科目を開講する。また、他専門分野の科目を選択することが必要な教育課程とし、専門分野に偏らない科目の選択が可能なカリキュラムとする。」(一部抜粋)に基づき編成している【資料 3-2-36 2020 大学院要覧 12・13 ページ】。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教育課程は、2年次から始まる専門教育への基礎力を養う1年次を主とした全学共通科目である「基盤教育」と、学群・学類毎の専門教育を教授するための「専門基礎科目」、「専門科目」に大別し編成している。基盤教育の修得単位数は、食と健康学類管理栄養士コースと獣医学類は32単位以上、他の学類及びコースは40単位以上としている。基盤教育は、「酪農学園教育」、「人文社会科学教育」、「自然科学教育」、「保健体育教育」、「情報教育」、「外国語教育」、「導入教育」、「キャリア教育」に区分して編成している。本学では、平成23(2011)年度改組による新教育課程から基盤教育を設定し、これまで蓄積してきた教育資源を活かした「健土健民入門実習（農場実習）」や農園作業・収穫感謝祭を組み入れた「基礎演習Ⅰ」といった科目を開講している。基盤教育を本学独自の教養教育と位置付け、カリキュラム・ポリシーに基づき以下のように編成している。

1) 酪農学園教育

- ① 建学の精神につながる教育：新入生全員がキリスト教の教えと建学の精神を学ぶため、「建学原論」、「キリスト教学Ⅰ」、「キリスト教学Ⅱ」を必修科目としている。
- ② 「実学教育」を原体験する教育：「健土健民入門実習（農場実習）」を必修科目とし、家畜に触れ、作物を作り、土の役割を理解する内容を展開している。また、基礎ゼミ農園とその取組みのポスター発表（収穫感謝祭）によって、種まきから収穫までの取組みを振り返ることができるようになっている。

2) 導入教育

- ① 基礎的素養及び大学人としての教養につながる教育：必修科目で少人数制の演習科目である「基礎演習Ⅰ」及び「基礎演習Ⅱ」において、学生の主体的な学びの姿勢を培うとともに、大学で学修していくための考え方や技術の習得を行っている。
- ② 基礎ゼミ農園は、「基礎演習Ⅰ」の中で作物栽培を通して、作物栽培の計画から報告までの取組み全般を実体験する内容である。これにより、種まきから収穫までをグループで行い、最終的にその報告（ポスター発表）を行うことにより、PDCAサイクルを学ぶ。ポスター発表は、例年9月末に行う収穫感謝祭において全60グループが発表している【資料3-2-37 2019年度収穫感謝祭開催要領】。
- ③ 収穫感謝祭は、「健土健民入門実習（農場実習）」や基礎ゼミ農園等によって培われた食料と健康にわたる命のつながりに感謝の気持ちを学生と教員で確認するための大学行事であり、学生自らが企画・運営している。

3) キャリア教育

キャリア科目は、2年次から3年次に「キャリアベーシック」、「キャリアデザイン」、「キャリア実習Ⅰ」等の科目を配置し、働くとはなにか、仕事とはなにかを理解することにより、自らのキャリア設計に資することを目的に編成している【資料3-2-38「キャリア科目」関連シラバス】。

4) 人文社会科学教育、自然科学教育等の教育

人文社会科学教育、自然科学教育、保健体育教育、情報教育、外国語教育の科目についても区分毎に必要な修得単位数を示すことにより、基本的な知識・教養を偏らずに学べるように組み立てている。

以上の教養教育科目を主として担当する専任教員は、何れかの学類に所属しているが、所属する学類には偏りが生じている。教養教育の運営は、基盤教育主任である教育センター教務担当次長の下、基礎演習担当者会議、健土健民入門実習運営会議、「基礎演習Ⅰ」説明会等を開催し、履修状況や科目運営の工夫等について協議し、情報を共有し行っている。これは、教育センター教務課が担当している。

また、平成 18(2006)年に「専門的教育に堪えうる基礎的素養並びに幅広い教養を修得すること」（「共通教育開発室規程」第 2 条）を目標として設置した「共通教育開発室」は、その業務として「新しい教養教育の企画・推進」、「教育改善に関する調査・研究」（同第 3 条）を掲げ、教養教育の検証の役割を担っている【資料 3-2-39 酪農学園大学共通教育開発室規程】。

現在、令和 3(2021)年度入学生に向けたカリキュラムの改定作業が進展しており、カリキュラム編成作業を通じた教養教育に関する議論が行われている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施の検討は、FD 委員会、e ラーニングを推進する研究会、教員の自主的な研究会により行っている。FD 委員会ではアクティブラーニング等の授業内容・方法も示し、それを授業で実施している。また、各教員は、教育センター教務課が作成したシラバス記載要領に沿って、当該年度の授業に応じた内容を記載し、さらに統一感を持たせ学生に分かり易い内容とするために、平成 30(2018)年度から FD 研修会としてシラバス記載要領の説明会を開催し、教員への周知と徹底を図っている。その成果は、シラバスに反映されている。【資料 3-2-40 2019 年度 FD 委員会活動報告書 6 ページ】【資料 3-2-41 2018 年度 FD 委員会活動報告書 3～8 ページ】。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関する取組みは、以下に掲げる通りである。

1) 全学での取組み

- ① 1 年次基盤教育の必修科目である「英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」は、入学時点での学習到達度に大きな差があるため、プレイスメントテストにより測定し、習熟度別に 5 クラスに分け、開講している【資料 3-2-42 2019 年度英語プレイスメントテスト】。
- ② 学生が自らの学修到達度を確認できる e ラーニングシステムを整備している。
- ③ 学生の学修記録等のうち手書きの提出物について、本学が開発した e ポートフォリオシステム「飛ぶノート」を用いてデータ化することにより、学生及び教員双方での提出物管理を共有している。この方法は、多くの科目で利用している【資料 3-2-43 飛ぶノート利用マニュアル】。

2) 循環農学類での取組み

- ① 入学前教育の実施：推薦入試合格者を対象に入学後の学修が円滑に進むように、業者の通信教育教材を使い、入学前教育を実施している。個人の受講結果は「アドバイザー教員」にも伝え、個人指導の際の目安として活用している（食と健康学類、環境共生学類も同様の取組み）【資料 3-2-44 2020 年度入学前教育の実施について】。
- ② 「健土健民入門実習（農場実習）」における学類教員の関わり：1 年次の学生を対象とした科目であるが、人文・社会科学系の教員も含めて、原則学類教員全員が担当す

ることにしており、その内容や進め方を話し合いながら、基盤教育における農業関連の初歩的な実験、実習の効果的な運営に向けて努力している（食と健康学類、環境共生学類も同様の取組み）。

- ③ 「実践農学・実践酪農学サブコース」の設置と科目配置：項目 3-2-③、(1)、2)循環農学類、④に記述の通り。
- ④ 学外農場実習の推奨と履修：昭和 36(1961)年より酪農家に滞在して行う 20 日間の委託実習をその当時は必修科目として配置してきた。これは、現在多くの大学で取り入れている「インターンシップ」の先駆的な授業形態である。これにより学生は多くの事柄を学んできた。現在は選択科目であるが、循環農学類では推奨科目として設定している。
- ⑤ 「家畜管理・栄養学実験Ⅰ」（3 年前学期）、「家畜管理・栄養学実験Ⅱ」（3 年後学期）、「家畜育種学」（3 年前学期）、「家畜育種・繁殖学実験」（3 年後学期）、「肉用家畜飼養学実習」（3 年前・後学期）において、本学と北海道ホルスタイン農業協同組合、公益社団法人北海道酪農検定検査協会並びに一般社団法人ジェネティクス北海道との包括的連携協定に基づき、北海道ホルスタイン農業協同組合及びジェネティクス北海道より専門家の派遣を受け、講義及び実習を展開している。また、「肉用家畜飼養学実習」（3 年前・後学期）においては、包括的連携協定先である札幌グランドホテルから総料理長に来てもらい調理実習を行っている【資料 3-2-45「家畜管理・栄養学実験Ⅰ・Ⅱ」、「家畜育種学」、「家畜育種・繁殖学実験」、「肉用家畜飼養学実習」シラバス】。

3) 食と健康学類での取組み

- ① 入学前教育の実施：循環農学類と同じ。
- ② 「健土健民入門実習（農場実習）」における学類教員の関わり：循環農学類と同じ。
- ③ 実験、実習を通じた実践技術の習得：食と健康学類では実験、実習を多く取り入れ、実践技術の習得を目指している。2 年次での食品総合実験では、食に関する実験、実習の導入科目と位置付け、管理栄養士コース以外の 3 コースの内容に係る基本的な実験技術や実習操作に関連した内容を検討しながら展開している【資料 3-2-46 「食品総合実験」シラバス】。
- ④ 管理栄養士コースにおいて実践力を最も養うことができる「臨床栄養学実習Ⅰ・Ⅱ」では科目担当教員が実習開始前に実習内容の確認や実習先との調整について綿密に話し合い、事前学修となる科目の内容と合わせながら、効果的な実習の運営に向けて努力している。また、「栄養指導論実習Ⅰ・Ⅱ」では、ライフステージ・ライフスタイルに合わせた栄養教育プログラムの作成と実施と栄養カウンセリングの実践を行っている【資料 3-2-47 「臨床栄養学実習Ⅰ・Ⅱ」、「栄養指導論実習Ⅰ・Ⅱ」シラバス】。

4) 環境共生学類での取組み

- ① 入学前教育の実施：循環農学類と同じ。
- ② 「健土健民入門実習（農場実習）」における学類教員の関わり：循環農学類と同じ。
- ③ 自然豊かな北海道で現実に起こっているさまざまな環境問題を専門教育の教材として活用するために、西興部村、洞爺湖町、占冠村と結んだ地域交流協定に基づく教育を展開している。本学と隣接する野幌森林公園を加え、環境教育の野外フィールドとして活用し、「野外フィールド実習」、「室内実験」、「環境情報解析実習」の実践と評価

を繰り返しながら構築していく。地域の自然と人との関わりの中で、専門の異なる教員が幅広く協力して科目を担当している。

5) 獣医学群での取組み

獣医学群には獣医学群 FD 推進委員会を設置し、教授方法の工夫・開発を行っている。各学類共通の取組みとして、下記の FD 活動を行っている。

- ① 全学で、手書き記録を中心とした個人別 Web 保存システムを e ポートフォリオサーバーとして設置し、学修記録の学生個々による管理を可能にし、リフレクションを誘導している。
- ② 学群で wiki サーバーを設置し、開講科目の教授項目の見出しと獣医師国家試験及び動物看護師統一試験の過去問を網羅的に掲載することにより、学生が学修中の内容に関し、俯瞰的な確認と、社会的に要請される項目の把握を推進している。著作権への配慮のため、利用対象の全学生に個別のパスワードを発行し、飛ぶノートの告知機能を利用して個人別に告知することにより、利用範囲の確実な管理を可能にした。
- ③ 全学で、①の手書き記録を中心とした個人別 Web 保存システムを e ポートフォリオサーバーとして使用すると同時に、教員及び学生双方にとっての提出物管理システムとして運用している。教員側から学生へのアプローチとしては、レポートへのコメントと評価内容の書き込みを画像として学生に返却する方法を用い、学生間については、匿名でのレポートを評価する相互評価（ピアレビュー）が可能になっている。平成 30(2018)年度には小テスト採点機能と表計算シートからの個別告知生成機能を追加したことにより、レポート・試験の返却に留まらず、授業中実施小テスト結果と手書き学修記録を連携して学生個人が確認できるようになった。令和元(2019)年度には小テストの選択肢を 0-9 の 10 択にも対応させたため、計算問題の小テストにも利用できるようになった【資料 3-2-48 といかけ君マニュアル】。
- ④ 学生のスマートフォンを用い、講義中に学生が回答する単語又は短文を個別に収集・評価するシステムを開発し、全学で利用している。当該ソフトはその双方向性により学生の講義への参加の意欲を向上させて、アクティブラーニングを実現している。令和元(2019)年度からは、飛ぶノートと連携することによりグループでの回答に対応し、アクティブラーニングが目指す双方向性と合わせ、コミュニケーション能力の養成にも寄与している【資料 3-2-49 ARS の仕組み、グループ回答】。
- ⑤ 講義の学修で基本的に理解すべき用語の関係の表から設問を自動的に生成する仕組みを独自開発し、基本的理解事項に基づいて多数の設問を自動生成することにより、基本的理解事項の理解度の向上を可能にした。自動生成した設問は、講義中小テスト、e ラーニング小テスト及び期末試験に利用可能で、獣医学類の 1 科目と獣医保健看護学類の資格試験模擬試験で活用した【資料 3-2-50 知識グリッドからの設問生成】。

6) 獣医学類での取組み

- ① 専門教育では、多数の科目群を生体機能学分野、感染・病理学分野、衛生・環境学分野、生産動物医療学分野及び伴侶動物医療学分野に分け、それぞれの分野を学ぶ意識を持たせることにより、獣医療に携わる人材としての資質を認識させるよう努めている。また、専修教育においても分野毎により専門的な科目を配置し、分野毎のコースを履修させている【資料 3-2-51 2020 大学履修ガイド 88・89 ページ】。

- ② 生体機能学分野のうち、「獣医生化学実習」では、毎回実習中にグループディスカッションを行い、各自でレポートをまとめ提出し、教員によるチェックを行い、次回実習において返却している【資料 3-2-52 「獣医生化学実習」シラバス】。

また、「獣医核医学基礎実習」では、グループ学修を行っており、適切にグループで知識を交換し、必要に応じて教員に質問することで課題は達成できるようになっており、そのため飛ぶノートの使用と e ラーニングでの課題設定を行っている【資料 3-2-53 「獣医核医学基礎実習」シラバス】。

- ③ 感染・病理学分野のうち、「獣医細菌病学実習」では、準備としてレジュメに記載している実験手順を事前にイメージすることを求め、実習後は必ず全員にレポートを課し、個々人全員が実験結果を確認するようにしている【資料 3-2-54 「獣医細菌病学実習」シラバス】。

- ④ 衛生・環境学分野のうち、「獣医疫学」では「ワンワールド・ワンヘルス」(OneWorld,OneHealth)と言われている獣医学の垣根を越えて様々な分野との連携や政策からコミュニティといった異なるレベルとのコミュニケーションにも幅を広げた問題解決方法を学ぶ。「獣医疫学」の 70%以上を英語で実施し、常に英語環境に保つことで国際的感覚をさらに強めている【資料 3-2-55 「獣医疫学」シラバス】。

また、「ハードヘルス学」及び「ハードヘルス学実習」では、産業動物群及び飼養環境、疾病制御に関するモニタリング方法、評価法について学び、判読結果の発表やグループディスカッションを通して、疾病制御及び予防のための解決・改善策立案を行えるよう指導し、生産動物現場での実際的課題解決能力を涵養する【資料 3-2-56 「ハードヘルス学」「ハードヘルス学実習」シラバス】。

- ⑤ 生産動物医療学分野のうち、「産業動物臨床実習 A・B」では、生産動物の基本的な診療、処置、治療法について学び、牛や馬等の生体や屠体材料、模型等を用いて技術を習得する【資料 3-2-57 「産業動物臨床実習 A・B」シラバス】。

- ⑥ 伴侶動物医療学分野のうち、「獣医臨床基礎演習」では、前半に医療面接、後半に実技及び vetCBT 対策を行っている。面接実習の際には学生同士でディスカッションし、担当教員がその場で意見を整理し、次回実習へのアドバイスを行っている。後半の実技及び vetCBT 対策では、vetCBT 試験と vetOSCE 実技試験対策のための手技や知識確認を自習形式で行い、自己評価等のレポートの作成と各自での自己点検を実施し、知識の確認と習得を行っている【資料 3-2-58 「獣医臨床基礎演習」シラバス】。

- ⑦ 専修教育のうち、共通科目として「病院実習専修コース」を設置し、さらに生産動物、伴侶動物、オホーツクの 3 つのコースに分かれる。そのうちオホーツクについては、地域連携協定先である「北海道えんゆう地区（遠軽町、湧別町、佐呂間町）」のオホーツク農業共済組合の家畜診療所において実践的生産動物医療を体験し、診療所の獣医師の指導のもと、生産現場において臨床獣医師として要求される問題解決能力を養う【資料 3-2-59 「病院実習専修コースオホーツク」シラバス】。

また、「生産動物医療アドバンスコース」では、小グループに分かれて生産動物医療に関連するトピックスを問題解決型学修 (PBL : Problem Based Learning チュートリアル教育) し、臨床セミナーにて発表を通して、臨床獣医師として要求される問題解決法を習得する【資料 3-2-60 「生産動物医療アドバンスコース」シラバス】。

7) 獣医保健看護学類での取組み

- ① 専門基礎教育では、獣医看護学の基礎となる「組織学」、「肉眼解剖学」、「生化学」、「細胞生物学」、「分子生物学」、「生理学」、「免疫学」、「繁殖学」等の内容について、動物看護師に獣医師と同程度の基礎的知識が必要となる状況を踏まえ、「動物形態機能学 A・B・C・D」として科目を設置し、理解の共通性についての意識を持つよう努めている【資料 3-2-61「動物形態機能学 A・B・C・D」シラバス】。
- ② 伴侶動物としての家族の中での位置づけを理解するため、学類学生を中心に犬の飼養が行われており、この取組みにより、犬と飼い主の生活を支える存在としての動物看護師の業務を理解する。
- ③ 専門教育のうち、「学外動物病院実習 A・B」においては、病院の現場での体験を通じ、講義・実習授業を通じて学んだ知識を体験的に総合し、職業的役割を理解するよう涵養している【資料 3-2-62「学外動物病院実習 A・B」シラバス】。
- ④ 課題への自発的取組みと解決能力を養成するため、必修科目として3年から4年次において「獣医保健看護学演習 A・B・C」からなる演習科目を設置するとともに、「臨床動物看護演習 A」では、Problem Based Learning チュートリアル教育として実施することにより、学びを深化させつつ各種の問題について課題解決能力を涵養している【資料 3-2-63「獣医保健看護学演習 A・B・C」「臨床動物看護演習 A」シラバス】。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

獣医学類や食と健康学類管理栄養士コースでは、教育課程の編成において獣医師や管理栄養士養成の側面が強く出ており、また、獣医保健看護学類も国家資格に準じた資格の取得を目指すため、専門科目が中心となっている。また、他の学類やコースの教育においても専門性は明確であり、本学の特徴である豊かな教育環境を活かした特徴ある教育内容を展開しており、それは3つのポリシーにも示している。

本学の全学共通教育である基盤教育は、教育の質を確保する必要があるため、専門基礎教育、専門教育につながる効果的な教育の実現と活性化を図っていく必要がある。そのため、FD 研修の内容・回数充実を図り、項目 4-2-①で述べる「教員活動評価」による制度と連動させて、教員の参加を増加させることにより教員の教育研究能力の向上を図っていく。

学生の満足度、社会的評価を保証するため、カリキュラム検証の継続は不可欠である。今後は、ステークホルダーとしての学生の組織化、外部団体からの意見聴取等の実質化をさらに進めていき、質の高い教育課程の点検、検証を実施する。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) 全学的な対応

平成 30(2018)年及び令和元(2019)年の 12 月に開催した「シラバス作成方法に関する FD」研修会において、シラバスにディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの関係性等を記載するよう説明を行っているが、それを記載する授業科目（資料 3-2-53 シラバス「到達目標」の欄参照）を増やす取組みを今後も進めていく【資料 3-3-1 2019 年度 FD 委員会活動報告書 6 ページ】。

学修成果の調査・測定（アセスメントテスト）について、令和元(2019)年度から外部の標準化テスト等による内容へ変更した。学修成果の可視化に対応すべく「知識を活用して問題を解決する力（リテラシー）」と「経験を積むことで身についた行動特性（コンピテンシー）」の 2 領域で「ジェネリックスキル」（学生が卒業後、自らの素質を向上させ、社会的・職業的自立を図るために必要な能力）を測定することとした。これまで 1 年生には「基礎力レポート I」、3 年生には「CAREER APPROACH」と異なるテストを行っていたため、学生個人の成長を十分に把握することができていなかった。そのため、令和元(2019)年度入学生からは PROG テストへ、令和 2(2020)年度からは 2 年生も対象とし、学年進行に伴う成長が計れるように変更した。本学のディプロマ・ポリシーの評価項目として、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求心、表現能力、コミュニケーション能力の向上について調査を行う【資料 3-3-2 学修成果の可視化を目的とした「PROG」について】【資料 3-3-3 2020 年度アセスメントテスト（PROG）について】。

また、平成 31(2019)年 3 月から当該年度の卒業生に対して卒業時アンケート調査を実施しているが、集計に止まり、学修成果の点検・評価までには少し時間を要する。

2) 食と健康学類管理栄養士コース

管理栄養士コースのカリキュラムは、管理栄養士として社会に送り出すことを目的として編成し、管理栄養士国家試験の合格率が学修成果を計る基準となる。本学の国家試験合格率は、全国の管理栄養士養成課程（新卒）の合格率を毎年上回り、100%あるいはそれに近い合格率を確保している【資料 3-3-4 管理栄養士国家試験結果】。

3) 獣医学類

獣医学類のカリキュラムは、獣医師として社会に送り出すことを目的とし、臨床ローテーションの前に獣医学共用試験を実施している。共用試験では、コンピューターベースのテスト（vetCBT）と客観的構造化臨床評価（vetOSCE）を使用して、基本的な臨床スキルを評価している。

また、本学の獣医師国家試験の合格率は、令和元(2019)年度(第 71 回)を除き 90%前後を推移し、全国平均を上回っている【資料 3-3-5 獣医師国家試験結果】。

4) 獣医保健看護学類

獣医保健看護学類のカリキュラムは、動物看護師として社会に送り出すことを目的とし、3 年次前学期までに開講している必修専門基礎科目・必修専門科目を全て修得した者に対して、動物看護師統一認定試験を受験させ、理解度を確認している。平成 30(2018)年度は、60%以上の学生が動物看護師として就職している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) PROG テスト

項目 3-3-①で記述の通り、令和元(2019)年度入学生から導入した「PROG テスト」について、同年 8 月 1 日開催の評議会において実施報告を行った後、10 月 23 日から 10 月 25 日までの間、学類毎に学生への説明会を開催し、教員に対しても学類毎の学生の特徴について説明を行った。令和 2(2020)年度以降も実施し、学生、教員へ調査結果をフィードバックするとともに、学年進行に伴う変化を調査する。

2) 授業アンケート

項目 2-6-①で記述の通り、FD 委員会による活動の 1 つとして、授業アンケートを実施している。学生の授業に対する意識や取組みを調べ、その結果を教員にフィードバックし、授業改善に資することを目的にしている。隔年で全科目実施し、「基礎演習」、「専門ゼミナール」、「卒業論文」、「体育実技」、再履修科目及び履修者 20 人以下の科目は対象外としている。アンケート実施後、結果を担当教員に周知するとともに「授業アンケートに対する検討事項調査票」の提出を求めている。提出された調査票を授業改善のポイントとして委員会で取りまとめ、授業改善の参考として学内で報告している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度入学生から導入した PROG テストは、令和 2(2020)年度には 2 年生に対しても実施し、変化を把握する。また、平成 31(2019)年 3 月からは卒業時アンケートにおいて授業等で身に付いた能力を回答してもらっているが、今後はアンケート項目を見直すことで PROG テスト 2 回分との相関を分析し、学修成果の可視化を進める。

教育内容・方法及び学修指導等の改善のために、令和 2(2020)年度から授業アンケートを Web 化し、1 年で全科目を実施する【資料 3-3-6 授業評価アンケートの Web 化】。

本学では、多くの専門的資格が取得可能なカリキュラム構成にしているが、ディプロマ・ポリシーと学修成果の評価について具体的な検討を進めていく。

[基準 3 の自己評価]

単位認定、進級認定、卒業認定に関しては、ディプロマ・ポリシーを定め、「学則」や「履修規程」に従い、また、学位授与も「学位規程」に従って適正に行っている。カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーで示す専門家の養成についても教育課程で一貫性が保たれており、多くの学生が在学中に培った能力を活かせる職業に就いている。特に、国家試験又は国家試験に準じる資格取得を目指す学類においては、カリキュラムにより専門教育を特化させており、獣医学類では共用試験により、カリキュラム進行過程において学修の到達度を計っている。他の学類においても、コース推奨科目を設けるなどの工夫を行い、専門家の養成教育を目指している。よって、「基準 3」について十分満たしていると判断する。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の選出は、寄附行為に定める法人の目的に従い、学長が大学の学務の総括者であり法人の理事として法人経営に深く関与する立場であることを自覚する者として、「酪農学園大学学長候補者選定手続規程」【資料 4-1-1】により行う。理事長を含む 9 人の委員で構成する学長候補者選考委員会での審査を経て、学長候補者を選定し、評議会の意見を聞いた上で、理事会の承認を経て、理事長が任命する。

学長の職務は、「酪農学園大学職務規程」【資料 4-1-2】第 8 条で「大学を代表し、学則及び寄附行為で定められた目的に基づき、又自ら方針を立て、大学の管理運営の執行を統括する。また、評議会及び大学院委員会を招集し、その議長となる。」と定めている。

学長の補佐体制として、令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、副学長 1 人を置いている。副学長の職務は、「酪農学園大学副学長の任用に関する規程」【資料 4-1-3】第 2 条で「学長の命により、教育支援、学生支援、研究支援、企画・広報、産学官・社会連携等の業務について指示等を行うことができる。」と定めている。また、その選任方法は、第 3 条で「常任理事会で副学長を置くか否かの決定をし、置く場合は学長が規程に定める要件を満たした者を推薦し、常任理事会での審議を経て、理事長が任命する。」と定めている。副学長は、評議会、大学院委員会等主要な会議に出席し、学内の情報を把握し、学長の指示により職務を遂行している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教育・研究に関する意思決定の過程は、学則に基づき教授会、評議会及び大学院委員会を中心となって審議している。

教授会は、学群長、学群常勤の教授、准教授、講師及び助教をもって構成し、学群長がこれを招集し、議長となる。教授会では、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項等を審議し、学長に意見を述べる。また、開催は原則毎月 1 回以上と定めている【資料 4-1-4 酪農学園大学教授会規程第 2 章】。

評議会は、学長、学群長、大学院研究科長、学類長、教育センター長及び評議会の下に設置する委員会の長により構成し、学長がこれを招集し、議長となる。評議会では、学群・学類の設置、廃止又は変更に関する事項、学則その他の重要な規則、規程の制定又は改廃に関する事項、教育・研究・事業計画等に関する事項等を審議し、学長に意見

を述べる。開催は規定上、必要に応じて学長が招集すると定めているが、月1回を基本に開催している。

評議会の下に、大学運営の円滑・推進・調整を図り協議するため、各種委員会を設置し、教授会又は評議会より予め付託された事項を審議する。教務委員会、学生支援委員会、入試委員会、就職委員会等規定上8つの委員会を置き、委員長は委員会所管部署の長がその任を担い、評議会の構成メンバーとなる。委員会で協議した内容は、評議会で説明を行い、審議を受ける【資料4-1-5 酪農学園大学教授会規程第3章】。

学群長、研究科長、学類長、教育センター長、評議会の下に設置した委員会の長等学長をサポートする役職者の職務は、「酪農学園大学職務規程」に定め、役割と責任を明確にしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織体制【資料4-1-6 学校法人酪農学園組織機構図】は、「学校法人酪農学園事務組織規程」【資料4-1-7】及び「学校法人酪農学園事務職員職務規程」【資料4-1-8】により事務組織、職制、事務分掌及び職務権限の明確化を図るとともに、項目4-1-②で記述した委員会等に事務職員も委員として参画するなど教職協働により、教学マネジメントを遂行している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

理事会方針の下、学長のリーダーシップをより発揮するため、教育体制と業務執行体制の組織機能を絶えず検証し、更なる組織機能の充実に努めていく。また、多様化、専門化する教育研究業務に対応するため、多くの委員会を設け、チェック機能を働かせながら慎重な議論を行っている。その一方で、規定上幾つもの委員会等を構成員として掛け持ちせざるを得ない委員がいるため、負担軽減の観点から委員会の統合、構成委員の見直し等の業務改善、効率化が課題となる。

また、中長期的な視野で事務職員の活用を計画的に考え、人事制度の公平性、透明性、納得性を基本として人材育成の強化、適材適所等の諸施策をさらに検討する。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、平成23(2011)年度から開始した新教育課程のもと3学類（循環農学類、食と健康学類、環境共生学類）の農食環境学群、2学類（獣医学類、獣医保健看護学類）の獣医学群からなる2学群で構成している。令和2(2020)年5月1日現在の学群毎の専任

教員は、【共通基礎データ様式 1】の教員組織、学士課程の欄に示す通り、農食環境学群は 99 人（教授 56 人、准教授 32 人、講師 7 人及び助教 4 人）、獣医学群は 59 人（教授 25 人、准教授 19 人、講師 9 人及び助教 6 人）である。

循環農学類には 49 人（うち教授 27 人）、食と健康学類には 28 人（うち教授 17 人）、環境共生学類には 22 人（うち教授 12 人）、獣医学類には 50 人（うち教授 21 人）、獣医保健看護学類には 9 人（うち教授 4 人）の教員を配置している。

本学の教育目的を達成し、設定した教育課程を遂行するためには、専門性が高く実験、実習や演習を中心とした少人数による授業展開が必要となるため、大学設置基準の設定を十分に満たす教員数を配置している。また、講義・実習を補助する教育職員として、食と健康学類（管理栄養士コース）においては、栄養士法施行令に基づく管理栄養士学校指定規則（昭和 41 年文部省・厚生省令第 2 号）に定められた助手 5 人を配置し、同じく実験、実習を重視する教育分野である環境共生学類に 2 人、獣医学類（参加型臨床実習対応）に 4 人の助手を配置している。

大学院研究科における教員数も大学院設置基準を満たすとともに、教育目的を達成するための教員数を確保している【共通基礎データ様式 1】。

各学類における専任・兼任教員担当科目比率は、【データ編・表 4-1】に示す通りである。大学全体で見た場合、専任教員担当科目比率は、次表の通り、専門基礎教育、専門教育及び獣医学類における専修教育では、概ね 85%以上と高く、基盤教育についても 50%という比率を維持している。

<開設授業科目における専任比率> ※【表 4-1】より再集計

項 目		必修科目	全開設授業科目
大学全体	基盤教育	46.32%	50.30%
	専門基礎教育	100.00%	83.64%
	専門教育	97.52%	92.86%
	専修教育	100.00%	94.27%

専任教員（助手除く。）の年齢構成については、【資料 4-2-1 専任教員の年齢構成】の通りである。49 歳以下の年齢層の比率が全体の 46%を占めている。しかし、39 歳以下の比率は 13%と、20～30 歳代がやや少ない。また、50 歳～64 歳の年齢層が 52%であり、今後、定年退職に伴う採用計画の検討が必要な時期といえるが、年齢構成としてはバランスがとれている。これらの比率は、平成 26(2014)年自己点検時の数値とほぼ同じであるが、65 歳以上の教員は減少している（平成 26(2014)年 7 人から令和 2(2020)年 3 人へ）。

本学教員組織の構成は以上の通りであり、大学設置基準に定める項目は遵守しているほか、公募時の女性採用の促進（公募書類に記載）、若手教員の留学制度活用（毎年 1～2 人派遣）、SD・FD 研修の開催を積極的に実施し、本学の教育目的達成に必要な教員組織の維持と質的向上を図っている。

教員の採用・昇格等は、大学全体の資格基準【資料 4-2-2 酪農学園大学教員資格基準】、各学群の教員資格基準【資料 4-2-3 酪農学園大学学群教員資格審査委員会規程】及び大学院の教員資格基準【資料 4-2-4 酪農学園大学大学院獣医学研究科担当教員資

格審査基準】【資料 4-2-5 酪農学園大学大学院酪農学研究科担当教員資格審査規程】に基づき実施している。

教員の採用は、本学の教育基本方針とカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の編成と大学設置基準に基づいて人数等を決め、その手順は、「教員（嘱託を含む専任）人事の手順（2017 年度改定版）」に基づいている【資料 4-2-6 教員（嘱託を含む専任）人事の手順（2017 年度改定版）（2017 年 9 月 6 日常任理事会）】。

次年度の教員採用は、毎年、学群教員資格審査委員会が計画を立案し、学長に申請する。学長は計画案を審査して常任理事会に上程する。常任理事会で協議した採用計画に基づき、学群教員資格審査委員会にて公募要項案を作成している。公募後は、資格審査及び面接を経て採用に至る。

- ・次年度人事計画案の策定（学群長）
- ・計画案の審査（学長）
- ・計画案の審議（常任理事会）
- ・募集要項案の作成（学群長）
- ・募集要項案の審査（学長）
- ・募集要項の確認、書類作成（学務部）
- ・公募（総務課）※公表先は大学 HP、JREC-in（科学技術振興機構キャリア支援ポータルサイト）、関連団体等
- ・応募書類の精査（総務課）
- ・資格審査（学群長）※学群教員資格審査委員会において、応募者の資格審査を行う。
- ・資格審査報告（学群長）※審査経過、評価表を学長に提出
- ・面接人数の決定（常任理事会）、役員面接（総務課）、採用の可否（常任理事会）
- ・評議会、教授会へ採用報告（学長、学群長）
- ・採用手続き（総務課）

基盤教育及び教職課程等の全学共通の人事は、学長を委員長として教員資格審査委員会を編成し、審査を行う。

教員の昇格は、酪農学園大学教員資格審査委員会【資料 4-2-7】において、「酪農学園大学教員資格基準」を基に、昇格に関する当年度の基準【資料 4-2-8 教員の昇格について】を用いて、教員の昇格申請を審査している。昇格申請は、学群及び基盤教育科目・教職科目・全学共通科目に分けて、10 月に個人申請を開始する。各学群の資格基準を満たす昇格申請者の申請書・履歴書・業績書は、学群長、学群長、副学長の確認を受けたあと、学長に提出する。学長は執行部会議【資料 4-2-9 「執行部会議」の設置について】で意見を聴取し、学長推薦者として大学教員資格審査委員会に推薦する。委員会は、個々に経歴及び研究・教育上の業績を審査し、出席委員の無記名投票によって 3 分の 2 以上の賛成を得た者を昇格候補者とする。昇格候補者の昇格可否は、最終的には常任理事会において審議する。なお、昇格申請者は、審査結果に関し、問い合わせることができる。

令和元(2019)年度から両学群の昇格基準を統合するため WG を設置し検討した結果、令和 3(2021)年度以降に適用する「教員昇格（2021 年 4 月以降）の評価基準の運用について」を大学教員資格審査委員会決定した【資料 4-2-10 教員昇格（2021 年 4 月以降）の評価基準の運用について】。3 年間の試行期間を設け、従前の学群基準と併用し対

応する。同時に業績中心の本評価基準以外に学類長で構成するWGから「教員としての行動特性」の答申を受け、副学長・学群長・教育センター長が行う形の点数評価を令和2(2020)年度中に導入する予定である【資料4-2-11 教員行動特性評価について】。これを加味して最終的な昇格を審査する制度の導入を決定した。

教員評価については、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した学校づくりを進めていくため制定した「学校法人酪農学園ガバナンス・コード」にある「教育の質保証の取組みを推進する」(資料6-3-2、9ページ参照)ため、昇格評価の基準とは別に、全ての専任教員を対象に総合的な活動評価を実施することにした。この活動評価は、教員の活動を多面的・客観的かつ公平に評価し、点数化・数値化により可視化することで、個々の意識改革を促進し、課題を明確にする、という教員の自己評価のPDCAサイクルを確立しようとするものである。令和元(2019)年10月3日及び12月12日の評議会において「教員活動評価(教員活動評価調書)の実施について」により制度の導入を決定し、翌令和2(2020)年2月14日評議会で具体的な実施方法等を策定し、令和2(2020)年3月から実施した【資料4-2-12 教員活動評価の実施について】。結果の活用に関しては各教員に総括及びデータを公開して面談を行い、自己評価・教育研究改善に役立てていく。導入所期の目的である第一段階は達成したと評価している。

関連して、個人研究費は一定の基礎額のほか、傾斜配分申請を導入しており、研究活動(著書・論文等)、社会普及活動、外部資金応募・獲得等の活動を評価して追加配分額を決定している【資料4-2-13 2020年度個人研究費傾斜配分について】。

教員の保有学位・業績を含む教員の研究教育活動については、「学術研究動向(獣医学群)」「教育研究業績集(農食環境学群)」「研究業績集(酪農学研究科)」を刊行し、学内外に配布している【資料4-2-14 酪農学園大学獣医学群・大学院獣医学研究科 学術研究動向VI(抜粋)】【資料4-2-15 酪農学園大学農食環境学群 教育研究業績集I(2013年度～2017年度)(抜粋)】【資料4-2-16 酪農学園大学大学院酪農学研究科研究業績集(2019年1月～12月)(抜粋)】。これら業績集の内容は、大学HP「教員総覧」にも掲載し、広く社会に公表している(<http://souran.rakuno.ac.jp/search/index.html>)【資料4-2-17 教員総覧HP】。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育研究活動の向上に関して組織的な検討を図ることを目的に、平成24(2012)年にFD委員会を立ち上げた【資料4-2-18 酪農学園大学FD委員会規程】。委員会の主な活動である「授業評価(授業アンケート)」の実施、「学生と教員の対話集会」の開催、「投書箱・メール箱による学生意見等」の対応については、「基準2. 学生」(項目2-6-①)や「基準3. 教育課程」(項目3-3-②)の中で記述の通りであるが、この他、教育内容や方法等の改善向上を目指した学内研修会の開催、学外のFD関連研修会への教職員派遣についても、行っている。学外FDフォーラム等への参加は、FD委員会が内容を吟味して、全教職員から参加者を募っている。参加した教職員は参加報告書を提出し、委員会は内容を要約し活動報告書の中で取りまとめている【資料4-2-19 2019年度酪農学園大学FD委員会活動報告書】。

その他、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施についての取組みは、項目 3-2-⑤で記述の通りである。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員数については、大学各学群・学類、大学院各研究科・専攻ともに設置基準を十分満たし、本学の教育目的を達成するための教員数を確保している。また、食と健康学類管理栄養士コースにおいては、栄養士法施行令に基づく管理栄養士学校指定規則に定められた教育分野毎の教員数を満たしている。

現在、獣医学群が研究学問領域毎の分野（ユニット）を学系として採用しているが、このような組織をさらに発展させ、将来的に全学で研究領域をまたぐ緩やかなユニットが形成できるよう令和元(2019)年度から検討を開始した。本学教育課程の導入部となる基盤教育（教養教育等）部門の担当教員は現在農食環境学群に所属が偏っているが、専門教育担当教員のユニット形成を機に基盤教育もユニット化することの検討も同時に進める。平成 23(2011)年改組時のコンセプトである「基盤教育は学園教育を行うと同時に、人間性涵養や専門教育への誘導のために必須の教育分野」であり、「基盤教育を全学・全教員で支える」という思想を今一度確認し、基盤教育の柱である「建学原論」、「健土健民入門実習（農場実習）」、「基礎演習」、「キャリア教育科目」継続のための教員配置上の工夫が必要であり、それを担う人材の確保も重要な事項である。

専任教員の採用・昇任について現在の方式を継承し、学士課程における基盤教育・専門基礎教育・専門教育並びに大学院教育の活性化のための優秀な人材の獲得に努力する。教員の採用後、その活動に対して適正な評価を行い、教員の自己評価・教育研究改善に役立てる方策として導入した「教員活動評価（教員活動評価調書）」（資料 4-2-12 参照）をベースにしながら本学の「教員評価制度」を完成させていく。

また、FD 研修活動については、内容を充実させ、開催時期を工夫するなど参加する教員数を増加させ、教員の教育研究能力の向上を図る。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教職員は、酪農学園の目的を深く理解し、その実現のために主体的・積極的に自身を把握し、自己のキャリア形成に努めなければならない。本学は、大学職員としての知識、能力、専門性の向上及び業務の効率化を図るため、加盟する私立大学協会及び同協会北海道支部が開催する各種研修会、階層別研修会に職員を積極的に派遣している。

職員の研修制度を明文化し、組織的な体制として構築していくために、平成 28(2016)年 4 月に「酪農学園職員研修規程」【資料 4-3-1】を制定施行した。この規程では大きく研修の種類として「職位・職種別研修」、「選択研修」、「全体研修」、「自己啓発型研修」

の4つに整理し、実施している。

職位・職種別研修は、職位または職種に応じて、職務の遂行に必要な知識・技能及び能力の修得・向上を目的とし、「実務者研修」、「新任者研修」、「ステップアップ研修」、「キャリアアップ研修」、「職場リーダー研修」、「主任・リーダー研修」、「管理者研修」に区分された外部機関が主催する研修会及び本学が加盟する日本私立大学協会が主催する研修会への参加を想定し、該当する適任者を選定して派遣している。

選択研修は、職位において業務遂行上必要となる実務に関する知識・技能の修得を目的として希望者を募集し、選考のうえ派遣している。

全体研修は、大学が抱える課題や今後取り組むべき項目について共通認識を図ることを目的に、全職員対象または参加者を指定して実施する研修で、令和元(2019)年度は以下のテーマにより7回実施した。

- ・4月2日 コンプライアンス教育について
- ・4月24日 豚コレラとアフリカ豚コレラの恐怖
- ・6月13日 私立大学のガバナンス改革と私立大学版ガバナンス・コード
- ・8月9日 酪農学園における野生動物に係る対応について
- ・9月24日 酪農学園大学とSDGsについて
- ・12月25日 酪農学園のキリスト教教育に携わって
- ・2月7日 利益相反(COI)マネジメントの目的とあり方

自己啓発型研修は、各部署で計上した予算を活用するほか、平成17(2005)年4月から教育・研究の質の向上及び若手職員の資質向上を図ることを目的に理事会と職員組合が合意した「教育改善・充実資金」を財源とする制度【資料4-3-2 教育改善・充実資金の活用に関する要領】を活用して行っている。この制度は、教職員が主体的に実施する自己啓発型の研修として、年数回希望者を募り、選考を経て対象者を決定する。毎年度複数人が採択を受けており、令和元(2019)年度の採択は、事務職員5人、大学教員8人であった【資料4-3-3 教育改善・充実資金を活用した職員研修について(案内文)】。

この他、新規採用教職員に指定した新任者研修会があり、令和元(2019)年度は「コンプライアンス」、「ハラスメント」、「管財関係」をテーマに3回実施した【資料4-3-4 2019年度酪農学園大学新任教職員研修会案内文】。参加者には事後のレポート提出を課して理解度を確認し、それを学内HPに掲載するなど次年度以降の研修内容改善の参考としている。

職員の資質・能力向上のため、令和元(2019)年度から職員自己点検評価制度を開始した。この評価制度は、「研修実績、資格・免許」、「業務の目標管理」、「自己評価」等の点検項目を設けた「業務状況・自己申告シート」【資料4-3-5】を職員が作成し、それを基に所属長とコミュニケーションを図りながら、職員の資質・能力向上につなげていく取り組みでもある。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

組織的な研修体制を構築するために「酪農学園職員研修規程」を制定し、研修区分を整理し実施している。また、職員は、個々の職務業務内容に応じて、研修に参加している。引き続き、こうした取り組みを続け、職員の資質・能力の向上を図っていく。一方で、

社会状況の変化、要請から業務内容が専門化、複雑化してきており、限られた職員数の中での対応が困難な業務が少なくないことや働き方改革制度の施行により法令遵守の徹底や効率的な労働対応が求められている。このような流れの中、中期的視野で職員の資質・能力の向上を進めるとともに、公平性、透明性、納得性を基本とした人事制度を構築し、人材育成の強化等の諸施策を進めていく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

情報環境の整備として、平成 30(2018)年度に実施した学内 LAN・PC 機器の更新に伴い、研究活動を支える情報セキュリティ、通信速度、Wi-Fi 等のネットワーク環境を拡充した。また、本学の施設及び情報システムの維持管理については、清掃・営繕・IT 関係業者による定期点検等に加え、必要に応じて職員が点検・補修することによって、教員の研究活動を支援している。

教員の研究活動を支援する事務体制として、学務部学務課及び学務部研究支援課を置き、各教員の学内外の研究費に関わる事務を行っている。

また、研究環境整備の一環として、以下のセンターを組織し、それぞれ専門的な研究に取り組み、実績を上げている。

①「野生動物医学センター」は、文部科学省ハイテク・リサーチ・プロジェクト「環境汚染物質・感染症病原体分析監視システムの開発研究」の一環により設置した施設で、従来の獣医学の関連施設が家畜・愛玩動物を扱うため、野生動物やエキゾチック・ペット等を扱うセクションとして平成 16(2004)年度に開設した。センターでは、野生動物及び特用家畜、動物園動物、エキゾチック・ペット等非典型的な飼育動物における環境汚染物質・感染病原体分析システムの開発とそれに関わる宿主動物の生態・生理に関する基礎情報の収集と分析を主に行っている【資料 4-4-1 酪農学園大学野生動物医学センターWAMC (2016～2019 年) 研究・教育活動報告(表紙)】。

②「農業環境情報サービスセンター (以下「RSC」)」は、「地域に貢献する GIS・データベースの開発及び空間情報解析による循環型農業、環境保全手法の確立」をミッションとして、平成 23(2011)年度に開設した。RSC では、先端 ICT 技術を統合して、農業環境分野における生産性の向上、環境負荷低減、鳥獣被害対策に活用できるデータベースの構築、教育研究の推進、人材の養成等を行っており、各省庁、北海道、市町村、JA 等の農業団体、民間企業の依頼に基づく研究や、北海道をはじめアジアの途上国等も対象とした GIS やリモートセンシング技術に関する人材育成、普及啓発等、計 30 以上のプロジェクトを実施してきている。

RSC は、これまでドローンや衛星リモートセンシング等の農業分野への活用や野生動物管理等の様々な分野で実績を上げており、民間企業等では実施が困難な研修や環境保全等の基盤となるデータの作成等、社会貢献も積極的に行っている。平成 26(2014)年度に締結した当法人と北海道との包括連携協定において、取組みの筆頭である「先端技術 (GIS 等) を活用した生産性の維持・向上」について RSC が担当し、GIS や衛星画像の活用の為に、平成 28(2016)年から北海道職員向けの研修会を毎年 3～5 回実施している。

学生教育への貢献面でも、各省庁のプロジェクトに参画し、「実学教育」を実践し、連携企業等への学生の就職等の大きな効果を産み出している。また、GIS 関連の設備は、「獣医学群も含めた共同研究・卒論や修論等の教育サポート」や「全学共通専門基礎科目としての GIS 科目の開講」「全学対象の講習会実施」等、全学的な GIS 教育のベースにもなっている。大学が実施する高大連携についても積極的に行っており、各高校 (岩見沢農業、旭川農業、帯広農業、滝川等) へのサポートを行い、連携の基礎を作るなど、本学の魅力の発信にも大きく貢献している。このような活動は、新聞等メディアにも多数取り上げられており、本学の知名度アップに大きく貢献するとともに、学生募集にも好影響がある【資料 4-4-2 酪農学園大学農業環境情報サービスセンターの取り組み】。

- ③「酪農学園フィールド教育研究センター (以下「FEDREC」) は、平成 24(2012)年度に従前の附属農場から「実学教育」に関わる教育研究の運営や施設を一元化することによって、関連する教育研究の充実化に寄与することを目的として開設した。FEDREC は 3 つのステーション (酪農生産、肉畜生産、作物生産) と 3 つの教育・研究領域 (酪農生産、肉畜生産、作物生産) で構成し、教員は必要に応じて横断的に集結・議論し、教育研究の企画やその調整を行っている。令和元(2019)年度は、33 研究室から 80 課題の研究に利用があり、その利用内容は毎年報告書にまとめ、公開している (2019 年度報告書は現在作成中) 【資料 4-4-3 酪農学園フィールド教育研究センター (パンフレット)】 【資料 4-4-4 2018 年度酪農学園フィールド教育研究センター報告書 9～13 ページ】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究倫理に関する諸規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) (平成 19(2007)年 2 月 15 日文科科学大臣決定) 並びに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26(2014)年 8 月 26 日文科科学大臣決定) に基づき整備している。また、「酪農学園大学における公的研究費等の不正防止計画」【資料 4-4-5】及び「酪農学園大学責任体系図」【資料 4-4-6】を制定し、関連諸規程とともに、大学 HP (<https://www.rakuno.ac.jp/outline/researchfunding.html>) に公開している。

関連諸規程

- ・「酪農学園大学行動規範」【資料 4-4-7】
- ・「酪農学園大学研究費等の取扱いに関する規程」【資料 4-4-8】
- ・「酪農学園大学科学研究費助成事業取扱規程」【資料 4-4-9】

- ・「学校法人酪農学園公益通報者保護規程」【資料 4-4-10】
- ・「学校法人酪農学園内部監査規程」【資料 4-4-11】
- ・「酪農学園大学研究費等の不正に関する調査委員会設置要領」【資料 4-4-12】
- ・「不正行為に係る取引業者の処分方針」【資料 4-4-13】
- ・「酪農学園大学モニタリング体制関連図」【資料 4-4-14】

人を対象とした臨床・疫学並びに教育研究（手術・投薬等の医療行為を伴う介入研究は除く。）の倫理に関する事項に関し、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年 12 月 22 日文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）に基づき、「酪農学園大学における人を対象とする医学系研究倫理審査委員会規程」【資料 4-4-15】を制定し、委員会で審議することにより、適正な研究倫理に基づく研究の推進を図っている。さらに研究者の責任、説明・公開、法令遵守等、研究者の倫理的な行動と判断とともに説明責任を果たすために「酪農学園大学行動規範」等を定め、厳正な管理運営体制を行っている。

本学教職員等（役員含む。）が産学官連携活動等に伴い生じる利益相反問題に適切に対処（マネジメント）するため、平成 30(2018)年 10 月に「学校法人酪農学園利益相反マネジメントポリシー」【資料 4-4-16】を定め、ポリシーに基づく「学校法人酪農学園利益相反マネジメント規程」【資料 4-4-17】、「利益相反マネジメント体制図」【資料 4-4-18】により産学官連携活動を円滑に行う環境を整備した。適宜、利益相反審査委員会を開催し、利益相反の審査や必要なルール整備を行っている。

研究倫理教育の取組みとして、「APRIN（エイプリン）eラーニングプログラム」（一般財団法人公正研究推進協会提供）の受講を、教員は 5 年に 1 回、大学院生は 1 年次に義務付け、徹底に努めている。また、獣医学博士課程及び修士課程の新入生全員に研究ノートを配付し、ノートの使い方、研究不正防止について説明を行い、学位論文提出時に研究ノートと一緒に提出させることにしている【資料 4-4-19 研究倫理教育 APRIN eラーニングプログラムの受講について】【資料 4-4-20 2019 年度事業報告書 18 ページ（研究不正に対する取り組み強化）】。

コピー・ペースト等の論文不正や作成した論文が本人の意図しないところで他者の論文等とほぼ同様の内容になって、ひょう窃の疑いを受けること等を未然に防ぐために「論文ひょう窃防止システム（iThenticate）」を導入し、令和元(2019)年度から利用を開始した。本システムは、投稿前の論文を Web 上の公開情報と比較して類似度を判定するツールである。論文を学術雑誌や学術会議に提出する前に事前チェックを行い、ひょう窃の疑いを受けるリスクを減らすことができるものであり、本システムの提供によって、日頃からひょう窃に対する意識が深まり、大学全体の研究倫理の向上につながっていくことを期待している【資料 4-4-21 論文ひょう窃チェックソフトの説明会案内文】。

項目 4-3-①で記述した通り、コンプライアンスをテーマとしたコンプライアンス推進責任者（教育センター長）による全体研修、新任者研修を毎年実施し、新規採用教職員にはコンプライアンスに関する誓約書とアンケートの提出を求め、啓発と意識付けを図っている【資料 4-4-22 誓約書、アンケート】。

公的研究費の内部監査については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）、「学校法人酪農学園内部監査規程」【資料

4-4-11】、「学校法人酪農学園内部監査実施要領」【資料 4-4-23】及び「内部監査実施要領」第 27 条に基づき不正使用防止に向けて、重点的かつ機動的な監査を実施するための手順を定めた「学校法人酪農学園公的研究費に関する内部監査マニュアル」【資料 4-4-24】により、毎年行っている。

不正事案発生時又は疑わしい場合の対応に関する制度として、「学校法人酪農学園公益通報者保護規程」【資料 4-4-25】を定め、内部監査室が通報等を受け付ける窓口となって対応している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

学内の個人研究費については、次の①～④の 4 つの基準により配分が行われている。
 ①基礎配分（職制に応じて一律配分）～教授・准教授・講師・助教は 20 万円／人、助手は 24 万 3,000 円【資料 4-4-26 個人研究費の基礎配分について】、②基礎配分・研究計画申請分（当該年度の研究計画を申請）【資料 4-4-26】～職制職種に応じて上限額を設定、③英文校正傾斜配分【資料 4-4-27 2020 年度個人研究費傾斜配分（英文校正）について】～英文校正に係る実費を申請（10 万円以内／件、予算上限額 200 万円）、④前年度実績傾斜配分【資料 4-4-28 2020 年度個人研究費傾斜配分について】～研究活動、大学貢献、社会貢献の 3 区分に定める額を実績申請（25 万又は 30 万円以内／人）（下記表参照）。

（表）学内個人研究費の配分

（単位：円／人）

項 目	教授・准教授		講師・助教		助手
	専任	嘱託	専任	嘱託	嘱託
①基礎配分	200,000	200,000	200,000	200,000	243,000
②基礎配分（研究計画）	150,000	43,000	300,000	150,000	—
③英文校正傾斜配分	100,000				—
④前年度実績傾斜配分	250,000		300,000		—

注）①は一律配分、②～④は表示額以内で配分。③の単位は円／件（複数申請可）

学外の研究費（科学研究費、競争的資金、受託研究費、共同研究費等）については、学務部研究支援課が担当し、研究費獲得支援、知的財産関係、産学官連携、コンプライアンス教育関係、研究倫理教育、これらに伴う関係規程整備等の業務を行い、研究環境の整備に努めている。特に、平成 29(2017)年度まで科学研究費の交付（入金）前執行を認めていなかったが、「酪農学園大学科学研究費助成事業の交付前使用に係る立替に関する内規」【資料 4-4-29】を制定したことで、研究活動を円滑に進められる環境が整った。

以下は、研究活動に対する人的支援の主な活動内容である。

1) 科学研究費獲得のための学内説明会を開催し、採択状況、公募スケジュール、申請等の事務手続きを説明したあと、採択歴のあるベテラン教員から若手教員へ向けて、申請の考え方、書類作成のコツ、研究テーマの設定等について講話を行い、獲得に向けた支援を行っている【資料 4-4-30 科学研究費助成事業公募説明会】【資料 4-4-31 科学研究費の申請について】。

2) 平成 30(2018)年度から競争的資金獲得の実績・ノウハウを持つ本学の退職教員が希

望する教員に対し、科学研究費申請に向けた研究計画調書作成の添削・アドバイス等の指導を行うアドバイザー制度を導入し、若手教員への支援を中心にした体制づくりを行った。指導を受けた教員が採択される効果も出ており、今後も継続していく【資料 4-4-32 酪農学園大学科学研究費助成事業アドバイザー制度に関する実施要領】。

3) 日本学術振興会・特別研究員制度について、学生への説明会を開催し、学内外から特別研究員経験者を招いて採用のための講話を実施している。令和元(2019)年度、令和2(2020)年度は、本学から「特別研究員―DC1」に1人ずつ採用され、指導教員とともに研究を遂行している。

4) 学術の進歩・発展並びに教育・研究の向上に寄与するために、「酪農学園大学共同研究規程」【資料 4-4-33】を定め、国内外の大学や包括連携協定先の所属者と本学の他の学群・学類の教員が協力し、3人以上で同一の研究課題を共同して行う研究に対して助成している。

5) 受託研究、共同及び奨学寄附金の受入拡大を目的として、大学 HP に研究シーズ集を掲載し、公開している(<https://www.rakuno.ac.jp/archives/seeds>)。また、令和元(2019)年度から北海道経済部産業振興課作成の北海道健康・医療分野研究シーズ集にも掲載されている(北海道 HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/kenko/sizu.htm>)【資料 4-4-34 酪農学園大学研究シーズ集 2019】【資料 4-4-35 北海道健康・医療分野研究シーズ集 2019(目次)、(掲載 38~43、54 ページ)】。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

本学における教員の研究活動は、主に学務部学務課・研究支援課の事務部門が支えている。教職協働で研究をさらに推進する体制としては、専門性や職員数から十分であるとは言い難い。全学的に教職協働で研究活動を推進するための組織強化が必要となる。また、外部資金導入に向けた取組みは、中期計画の項目に掲げていることから今後、より具体的な方策を検討していく。

[基準 4 の自己評価]

学長は、リーダーシップを遺憾なく発揮し、経営組織、教育・研究組織、管理組織との意思疎通や連携を図るとともに、各部門間の円滑な意思決定を図っており、本学の管理運営は、その機能を十分に発揮できる体制を構築している。また、学長の意思決定は、評議会、教授会及び各種委員会等での十分な議論を尊重したうえで行っており、業務の権限を適切に分散し、責任と役割を明確にした教学マネジメント体制を構築している。

教員体制は、本学の教育目的と教育課程を遂行するために、大学設置基準を十分満たす教員数を確保し、教育の質の向上を図っている。事務体制については概ね適切な人員配置により業務を執行しており、人材育成の強化、キャリア開発を推進し、新たな制度を導入しながら資質・能力の向上に努めている。

以上のように、本学は関連法令を遵守し、適正な運営体制を構築し、教職協働により大学運営を行っていることから、「基準 4」について十分満たしているものと判断する。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

当法人の経営・管理は、寄附行為【資料 5-1-1】及びそれに基づく関連規程【資料 5-1-2 法人規程一覧及び大学規程一覧】により行っている。

寄附行為第 3 条では、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、キリスト教の精神に基づいて、神、人、土を愛する三愛主義を建学の精神とした人格の完成を目指し、健土健民の思想の下、高邁な学識と技能を有する知行合一の有能な農業人並びに社会の人材を養成することを目的とする。」と定めており、教育基本法、学校教育法及び私立学校法を遵守するとともに、高等教育機関に求められる管理運営体制及び関連諸規程を整備している（本書VI. 法令等の遵守状況一覧の通り）【資料 5-1-3 学校法人実態調査表（令和元年度）5 諸規程の整備状況 12 ページ】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に基づき、法人の最高意思決定機関として「理事会」を 2 カ月に 1 回、理事会の議決に基づく事項のうち重要なものの実施に関する事項ほか学園運営に関する事項についての協議機関である「常任理事会」を隔週で、理事会の諮問機関である「評議員会」を毎年度定期的（3 月（当初予算）、5 月（決算）、7(9)月（補正予算））に開催し、使命・目的の実現に向け努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

省エネルギーへの取組みとして、未使用時の教室・事務室・トイレ等の消灯、冷暖房機の適温設定、クールビズ（例年 6～9 月）の奨励、また、LED 照明への切替えを順次進めている。

人権への配慮については、平成 11(1999)年に「酪農学園大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針」【資料 5-1-4】を制定し、防止と対応について明文化し、研修を行っている。また、障がい者への配慮として、平成 28(2016)年に「学校法人酪農学園における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規程」【資料 5-1-5】及び「酪農学園大学障がい学生支援に関する規程」【資料 5-1-6】を制定、この中で合理的な配慮、教職員の責務、相談・支援の実施体制等を明記し、学生に対する相談・支援体制として障がい学生支援委員会【資料 5-1-7】を設置し、実施している。具体的な支援として「配慮願い」申請制度によりボイスレコーダー貸出、ノートテイク、座席指定等の合理的配慮を行っている【資料 5-1-8 学生生活の手引き 2020、21 ページ】。

安全への配慮については、「学校法人酪農学園において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機を未然に防止し、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生・生徒・教職員並びに近隣住民等の安全確保を図り本学の社会的な責任を果たすことを目的」に「学校法人酪農学園危機管理規程」【資料 5-1-9】を制定し、個別の危機的状況に対応するため「酪農学園大学危機管理基本マニュアル」【資料 5-1-10】を策定している。また、項目 2-5-①でも記述した酪農学園安全衛生委員会を設置し、教職員の労働安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を図るため、月に 1 回程度委員会を開催している【資料 5-1-11 学校法人酪農学園安全衛生委員会規程】。

本学園では、管轄消防署の協力による署員立会いのもと、1年に2回(2カ所の建物)防火・防災訓練を実施しているほか、学生寮でも毎年1回の防火・防災訓練を実施している。防犯面については、守衛・夜警による24時間の警備体制と防犯カメラ15台の設置により、安全の維持と事故防止に努めている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

社会情勢・環境等は常に変化し、環境問題、人権問題、危機管理等の安全・安心への配慮のあり方も変化していることから、それらに対し迅速かつ適切な対応ができるよう諸施策の検討、実行を図っていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在、当法人の役員は、寄附行為第 6 条に定める「理事 9 人」に対し現員 9 人、同条「監事 2 人以上 3 人以内」に対し現員 3 人を置いている。寄附行為第 7 条に定める第 1 号理事は「学長」と「校長」、第 2 号理事は「当法人の職員の身分を有さない評議員のうちから、評議員会の意見を聴いて、理事会において選任した者 2 人」、第 3 号理事は「当法人に関係ある学識経験者のうちから、評議員会の意見を聴いて、理事会において選任した者 5 人」と定め、その人数を置いている。私立学校法第 38 条第 5 項で定める学外者は、理事 9 人中 5 人、監事 3 人中 3 人を配置している。

理事会は 2 カ月に 1 回定例開催し、その他必要に応じて臨時開催している。また、理事会には毎回監事が出席し、法人の業務又は財産の状況について意見を述べるなど監事の職務を遂行している【資料 5-2-1 理事会開催状況(2017~2019 年度)】。令和元(2019)年度の理事会は、計 10 回開催し、理事の実出席率(書面による賛否表明除く。)は 97.6%、監事の実出席率は 93.3%であった。理事会の開催は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができないが、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者(原案賛成、原案反対)を出席者とみなしている。議決は出席した理事の過半数で決し、可否同数の場合、議長が決する。意思表示

した者の状況については、令和元(2019)年度計 10 回開催に対し、1.2%に当たる 1 人からの提出があったが、過半数の実出席人数には影響しない率であった。なお、理事会の通知は、寄附行為第 17 条第 6 項により会議の 7 日前までに会議に付議すべき事項を書面で行うことになっているが、当日の議論を深めるため、2 週間前に通知するよう努めている。

また、寄附行為第 20 条第 1 項に基づき理事会の議決に基づく事項のうち重要なものの実施について協議するため、理事長、常務理事、学長、校長をメンバーとする「常任理事会」を設置し、学園運営に関する重要事項について協議している(項目 5-3-①参照)。

理事の理事会以外での学園運営に関わる経営参画は、常任理事会の協議内容を説明し、意見交換を通して行われている。

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

学校教育法や私立学校法の改正等により学校法人制度の見直しや大学経営の環境変化が著しい状況下において、法人の意思決定はより迅速かつ適切に行わなければならない。その方策として、現状の運営を常に点検しながら、時代の変化や要請を迅速に捉え、必要に応じて理事会の機能性を見直し、情報の公開、経営の透明性をさらに進めていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人、大学及び高校の各運営機関の意思疎通と連携並びに意思決定の円滑化を図るため、常任理事会を設置している。常任理事会は、寄附行為第 20 条第 1 項に基づき設置し、同条第 2 項により理事長、常務理事、学長、校長の 4 人で構成している。また、常任理事会は、同条第 3 項により理事長が招集し、その議長を務め、リーダーシップを発揮し運営している【資料 5-3-1 学校法人酪農学園寄附行為】。

常任理事会は隔週で開催し、理事会の議決に基づく事項のうち重要なものの実施に関する事項のほか、学園運営に関する事項について、法人、大学及び高校からの提案事項を「審議事項」「協議事項」「報告事項」に分け、提案事項の目的を明確にして協議している【資料 5-3-2 常任理事会開催状況(2017~2019 年度)】。

大学教学部門の意思決定は、評議会、教授会及び大学院委員会で、各規程に基づく審議事項に応じて行う。特に、評議会は学長を筆頭に重要な役職にある者によって構成し、原則月 1 回の開催により大学運営に関わる重要事項について審議し、学長の意思決定を支えている【資料 5-3-3 酪農学園大学教授会規程第 3 章評議会】。

学園運営に関する教職員の要望、意見、提案等は、評議会、教授会等において発言できる場を設けており、学長等が対応している。また、項目 4-3-①で記述した職員自己点

検評価制度による「業務状況・自己申告シート」【資料 5-3-4】の中に「現在の職場で改善すべき点、学園や上司に対する意見・要望・提案等」の欄を設け、それを上司や理事者が確認し、学園運営に活かす取組みが始まっている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の運営を監査する監事並びに運営に関する重要事項についての諮問機関である評議員会は、寄附行為により定数、選任、職務、任期を定めている。

監事は、項目 5-2-①で記述した通り、3 人を置き、その任期は 3 年である。理事会及び評議員会に毎回出席するほか業務状況の監査及び財産状況の監査を例年 12 月と 5 月の 2 回行っている。また、酪農学園内部監査室及び監査法人と情報共有、意見交換を行うなど、その職務を全うしている。

評議員の定数は、「21 人以上 27 人以内」と定め、その選任は、寄附行為第 25 条の第 1 号評議員が「法人の職員の中から選出された候補者のうちから理事会において選任した者 7 人以上 9 人以内」の定めに対し 9 人、第 2 号評議員が「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内」の定めに対し 6 人、第 3 号評議員が「この法人に関係ある学識経験者のうちから、評議員会の意見を聴いて、理事会において選任した者 10 人以上 12 人以内」の定めに対し 12 人の計 27 人の評議員を置き、その任期は 3 年である。評議員会への諮問事項として、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画等の事項を寄附行為第 23 条で定めている。その他寄附行為第 24 条に「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と定めており、評議員会開催時には諮問事項に限らず、学園運営全般について意見交換が行われている【資料 5-3-5 評議員会開催状況（2017～2019 年度）】。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

項目 5-3-①で記述したように教職員の提案をくみ上げる場はあるが、さらに幅広い提案を受け入れる仕組みや普段から提案し易い環境の醸成が今後の課題であり、それは「学校法人酪農学園ガバナンス・コード」に「経営陣は教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受ける」と明記している（資料 6-3-2、2 ページ(3)⑤を参照）。意思決定機関である評議会、教授会、学類会議の役割を明確にし、それぞれの構成員の意見を理事会まで組み上げる為にその道筋となる組織図を作成した。年度当初には学長所信表明でそのことを説明し、教職員研修会においてもガバナンス研修で説明をしている。この方法に関しては随時見直していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 26(2014)年以降、「アクションプラン・2020 経営計画」（【資料 5-4-1 アクションプラン 2019-2020 経営計画の取組項目一】）に掲げている計画目標を達成すべく毎年度大学を含めた学園全体の事業計画を作成し、常任理事会、理事会へ提出して将来計画の見通しを立ててきている。また、それらの将来計画達成のためにその計画に基づいた予算編成方針及び大学を含めた各部門の予算編成の大綱の作成に際しての「予算の考え方」を策定している。

また、毎年度の決算後には、PDCA サイクルを機能的に循環させつつ、必要に応じ、これらの事業計画の見直しを行い、常任理事会、理事会の承認を経て、現状に即した財務試算を策定している。

令和元(2019)年度には、令和 2(2020)年度～令和 19(2037)年度までの 18 年間で I 期 6 年の 3 期に分けた中期計画を策定、その中で「財政・財務内容の改善に関する目標」として大きな項目を設け、より適切な財務改善と健全化を目指している【資料 5-4-2 学校法人酪農学園中期計画】。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

過去 5 年間の決算における基本金組入前当年度収支差額は、学園全体で平成 27(2015)年度 304 百万円、平成 28(2016)年度▲65 百万円、平成 29(2017)年度▲107 百万円、平成 30(2018)年度 51 百万円、令和元(2019)年度▲25 百万円と推移しており、また経常収支差額については、学園全体で平成 27(2015)年度 301 百万円、平成 28(2016)年度 85 百万円、平成 29(2017)年度 190 百万円、平成 30(2018)年度▲56 百万円、令和元(2019)年度▲16 百万円と推移している（下記＜表 1 財政収支等の状況＞参照）【資料 5-4-3 2015～2019 年度事業活動収支計算書】。

大学部門の令和元(2019)年度決算では、基本金組入前当年度収支差額 278 百万円、経常収支差額 304 百万円であり、過去 4 年の状況を見ても安定した財政収支となっている。平成 30(2018)年度末からは老朽化した体育施設、課外活動施設等の更新として、総額 20 億円になる多目的体育施設の建設をスタートし、令和元(2019)年度末に完成した。これ以外にも大型の建設事業として、「実学教育」をさらに充実させるため「酪農学園フィールド教育研究センター」及び「附属動物医療センター」施設整備、老朽化した 2 つの男子寮の建替え等をそれぞれの年度において実施している。

平成 23(2011)年度以来、学納金の改定を行ってこなかったが、上述した建設事業の実施、老朽化が進む教育研究棟の整備計画等、学生のキャンパスライフの充実を図っていくため、令和 2(2020)年度新生から学納金の見直しを行った【資料 5-4-4 酪農学園大学 2020 年度以降の学納金改定について】。

最近 5 年間の大学入学生(4 月 1 日現在)は、平成 28(2016)年度は定員の 1.18 倍に当たる 825 人、平成 29(2017)年度は 1.12 倍の 787 人、平成 30(2018)年度は 1.10 倍の 769 人、令和元(2019)年度は 1.08 倍の 755 人、令和 2(2020)年度は 1.12 倍の 785 人と、何れの年度も定員を充足し、安定した財務基盤の根幹となっている。しかし、平成 28(2016)

年度をピークに入学者はやや減少傾向にある（下記＜表 1 財政収支等の状況＞参照）。

専門的研究の成果は、学生への還元だけではなく、社会に対しても還元することが大学の使命のひとつである。本学では、科学研究費や助成金等の外部資金の申請業務等を行う事務体制を整え、社会還元にも対応している。外部資金の獲得状況は、評議会等に報告し、大学 HP に掲載している。令和元(2019)年度における外部資金の獲得は、約 2 億 9 千万円であり、大学の使命としての研究開発の推進、社会貢献はもとより、大学の安定した財政基盤に寄与している。（大学 HP :

<https://s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/rakuno.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/15155000/fecc093cf8e97c4904772916d5c07ea.pdf>)

＜表 1 年度別財政収支等の状況＞

（単位：百万円）

項目	2015	2016	2017	2018	2019
基本金組入前当年度 収支差額（全体）	304	▲65	▲107	51	▲25
〃（大学）	472	216	50	246	278
経常収支差額（全体）	301	85	190	▲56	▲16
〃（大学）	489	302	370	159	304
大学生在籍者数(5/1) [定員 3,040 人]	3,537 人 (1.16 倍)	3,545 人 (1.17 倍)	3,538 人 (1.16 倍)	3,488 人 (1.15 倍)	3,452 人 (1.14 倍)
大学入学者数(4/1) [定員 700 人]	791 人 (1.13 倍)	825 人 (1.18 倍)	787 人 (1.12 倍)	769 人 (1.10 倍)	755 人 (1.08 倍)

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

大学における課題をしっかりと把握し、課題解決に向けて必要となる財源とスケジュールを整理し、それを中長期の財政計画に反映し、安定した財政基盤に基づく投資を行う必要がある。一方で、高校部門での収支改善を進め、学校法人全体で財政基盤を強化する必要がある。

今後も学納金はもとより受託研究等の外部資金、私立大学等経常費補助金、附属動物医療センター診療収入等の収入確保を図り、支出についても節減、見直しを進めていく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

当法人は、学校法人会計基準に基づくほか、「学校法人酪農学園経理規程」【資料 5-5-1】、「学校法人酪農学園支払取扱内規」【資料 5-5-2】、「学校法人酪農学園資金運用規程」【資

料 5-5-3】、「学校法人酪農学園資金運用細則」【資料 5-5-4】、「学校法人酪農学園固定資産及び物品管理規程」【資料 5-5-5】、「学校法人酪農学園機器備品及び物品の取得・検収並びに業務の外部委託等に関する事務取扱要領」【資料 5-5-6】に従って、会計処理を行っている。

予算執行の実務は全てシステム化し、予算管理と支払管理を一元化している。部門別・部署別・業務別に予算管理を行い、適宜、システムによって執行状況を把握することができ、予算統制と支払確認を同時に行っている。

物品の購入や報酬の支払いの際には、各部署担当者がシステムから支払伝票を作成し、出力後、各部署予算責任者の決裁を受けたうえで、請求書等を添付し、学園事務局財務課へ提出する。財務課にて支払伝票・請求書の確認を行った後、相手先へ支払処理を行っている。

システム導入に伴い、部署別、業務別の予算管理を厳格化しており、予算外支出がなされないようシステム上制限が施されている。計画の変更等により予算の超過が見込まれる場合には、予算の補正を行っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

当法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査報告書の添付に関係して監査法人と監査契約を結び、例年 10 月、1 月、3 月の期中監査及び 4 月の期末監査により延べ 75 日に及ぶ会計監査を受けている。内部統制の整備状況、運用状況の確認をはじめ議事録等内部文書の査閲、期中取引の検証、実査・確認、期末監査、計算書類の表示検討が主な内容である。また、各監査の最終日には必要に応じて監査講評による改善点等の指摘があり、その都度対応している。例年 10 月には監査法人より当法人執行理事者とのディスカッションの要請があり、当期の概況、事業計画、予算の執行状況、経営課題等について説明を行っている

監事による会計監査は、業務及び財務、財産状況に関して、期中と期末に実施している。業務全般について、法令及び本学が定める諸規程並びに社会的規範等に則り適正に執行されているかを公正かつ客観的な立場で検討、評価し、本学の発展にとって有効な改善、改革案の助言を行っている。監査結果は、理事会、評議員会に収支決算とともに監査報告書として報告している。また、学園 HP に掲載し公開している【資料 5-5-7 2015～2019 年度監査報告書】(HP : <https://gakuen.rakuno.org/information.html>)。

この他、当法人には、学園の業務全般について監査するため、理事長の下に内部監査室を設置している。内部監査の実施については、「学校法人酪農学園内部監査規程」【資料 5-5-8】及び「学校法人酪農学園内部監査実施要領」【資料 5-5-9】に基づき行っている。

当法人では、これら三様監査体制を敷いており、それぞれの役割は法令に定めるもののほか「学校法人酪農学園内部監査実施要領」の「11.三様監査の連携」に定めている。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計監査について、公認会計士、監事、内部監査室による監査の重要性を十分認識し、監査結果は財務課だけでなく、全学的に共有し、指摘・改善事項があった場合には迅速

な対応を行う。日頃から法令、規程を遵守し、また、業務の改善や効率化など各自意識向上に努め、本学の健全な発展と社会的信頼の保持に資することを目的として努力を積み重ねていく。

三様監査体制（監事監査、会計士監査、内部監査）を行っていく中で、内部統制の有効性を高めるために、三者の連携を促進する組織的活動が必要であることから、積極的な情報交換や意見交換を今後も行っていく。

【基準5の自己評価】

経営・管理に関しては、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする各種法令、寄附行為をはじめとする本学諸規程を遵守し、中期的視点での財務ローリングを基本として策定した予算編成方針に基づき、単年度毎の事業計画を掲げて大学運営にあたり、教育研究目標の達成に向け、日々努力している。理事会は私立学校法及び寄附行為の定めにより設置し、法人の最高議決機関として適切に運営している。評議員会は理事会の諮問機関として、常任理事会は執行機関として十分に機能し、監事も適正なガバナンス機能を発揮している。

理事長及び学長は、リーダーシップを発揮し、経営組織、教育・研究組織、管理組織との意思疎通及び連携を図るとともに、各部門間の円滑な意思決定を図っており、本学の管理運営は、その機能を十分に発揮できる体制を構築している。事務体制については概ね適切な人員配置により業務を執行しており、人材育成の強化、キャリア開発を推進し、新たな制度を導入しながら資質・能力の向上に努めている。

財務運営については、大学部門では収支バランスを考慮した財政運営を行っており、安定した財政基盤を確立している。会計処理については、「学校法人会計基準」、「寄附行為」、「経理規程」に則り、適正に行っている。また、会計監査体制を整備し、厳正に実施している。

以上の通り、本学は関係法令を遵守し、適正な運営体制、監査体制を構築し、適切な会計処理を実施しており、「基準5」について十分満たしていると判断する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証として実施する自己点検・評価は、学則に位置付けしている。

大学学則第 1 条の 2 及び大学院学則第 1 条の 3 には「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定め、これに基づき「酪農学園大学自己点検・評価運営委員会規程」【資料 6-1-1】を制定し、委員会（以下「運営委員会」という。）を設置している。この運営委員会の下に必要なに応じ特定の専門的事項を所掌するため「酪農学園大学自己点検・評価実施専門委員会規程」【資料 6-1-2】により委員会（以下「専門委員会」という。）を置き、機関別認証評価（平成 19(2007)年度・平成 26(2014)年度受審、日本高等教育評価機構）、獣医学教育評価（平成 30(2018)年度受審、大学基準協会）、国際認証評価（令和元(2019)年度予備審査受審、ヨーロッパ獣医学教育機構(EAEVE)イープ）に対応してきた。

運営委員会は、全学的視野に立って、(1)本学における教育研究活動等の点検と評価に関する事項、(2)本学における点検と評価にかかる基本的方針及び実施基準等の策定に関する事項、(3)本学の点検と評価にかかる報告書の作成と公表に関する事項、(4)点検と評価の調整に関する事項を審議する。

運営委員会の構成は、学長を中心として学群主任、学群長、研究科長、学類長、学群教授会から選出された者各 1 人、教育センター長、教育センター教務担当部長、教育センター学生支援担当部長、入試広報センター長、キャリアセンター長、附属図書館長、附属動物医療センター長、社会連携センター長、教職センター長、酪農学園フィールド教育研究センター長、学務部長、学園事務局次長、大学事務局長、情報政策局長の計 28 人で構成している。各部署の長で組織することにより、全学的な視野に立ち、教学、管理運営両面の点検評価に適時対応できる体制となっている。

運営委員会の下に設置する専門委員会は、付託された特定の専門的事項について実務的な点検評価を実施する。そのため専門委員会の構成は、学群長、学類長、学群教授会から選出された者各 1 人、教育センター次長、酪農学園フィールド教育研究センター副センター長、教育センター・入試広報センター及び社会連携センターの事務次長、キャリアセンター・附属図書館及び附属動物医療センターの事務課長、学務部長、学園事務局次長及び情報政策局長、その他学長が認めた者で構成している。各部署内において点検評価をより詳細に実施し、教学、管理運営両面の点検評価が実施できる体制となっており、その結果は自己点検評価書として運営委員会に報告し、運営委員会から評議会及び常任理事会に報告を行う。

自己点検評価報告は、大学内で評議会の機関決定を受けた後、常任理事会の承認を経て大学 HP 等により学内外に公表する。

また、学則に規定する自己点検・評価の客観性及び妥当性を担保するとともに、諸活動全般の改善に資するため、学外有識者による検証及び評価を行うことを「酪農学園大学外部評価実施規程」【資料 6-1-3】で定めている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価を実施する組織のため平成 5(1993)年 2 月に「酪農学園大学自己点検・評価運営委員会規程」及び「酪農学園大学自己点検・評価実施専門委員会規程」を制定し、平成 7(1995)年 3 月に初の酪農学園大学自己点検・評価を行ってから、2 つの委員会が並行して活動し、必要な業務を行っている。これまで、公的な認証評価制度の導入等多種の点検評価を行ってきたため、毎年度の点検評価実施には至らなかったが、学群毎の活動のまとめや 2 度の機関別認証評価を受審し、その間に獣医学教育の相互評価(私立獣医科大学協会)、分野別評価(大学基準協会)、国際認証評価(ヨーロッパ獣医学教育機構)の予備審査等を受審してきた。今後は、その結果を大学の教育運営及び経営改善にさらに役立てられるよう、委員会機能や付託項目の明確化、構成員の見直しと PDCA を可視化できる委員会のあり方を検討する。それにより 2 つの委員会が効率よく連携する仕組みとすることが内部質保証の改善向上につながる。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における自己点検・評価の取組みは、平成 5(1993)年 2 月に「酪農学園大学自己点検・評価運営委員会規程」及び「酪農学園大学自己点検・評価実施専門委員会規程」を制定し、平成 7(1995)年 3 月に大学自己点検・評価を行ったことが初めてである。全学的な点検を実施し、報告書をまとめ、他大学や関係者に送付、公表している。

平成 19(2007)年度及び平成 26(2014)年度には、本学の自己点検・評価を基に「(財)日本高等教育評価機構」の第三者評価を受け、専門委員会を中心として各部署において自己点検・評価を実施、認証評価を受審し、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定され、本学 HP に「大学機関別認証評価結果報告書」及び「自己点検評価書」を掲載、公表した (<https://www.rakuno.ac.jp/outline/evaluation.html>)。

平成 23(2011)年度以降現在までの 2 学群 5 学類体制の中で継続して行ってきた自己点検・評価活動は以下の通りである。

農食環境学群においては、自主・自立的な自己点検・評価として平成 25(2013)年まで 2 年毎に「教育研究の推進をめざして」を出版し、授業アンケートや「学生と教員の対話集会」に関する内容を掲載し点検評価に役立ててきた。それを引き継ぎ、平成 30(2018)年 10 月 31 日には教員・研究室紹介、学位、業績、普及活動、研究費獲得状況等をまと

めた「教育研究業績集」を刊行し、学内外に配布した【資料 6-2-1 酪農学園大学農食環境学群 教育研究業績集 I (2013 年度～2017 年度)(抜粋)】。本業績集の内容は、大学 HP「教員総覧」にも掲載し、広く社会に公表している。

獣医学群においては、大学院獣医学研究科と共同で、「学術研究動向」を 5 年毎に取りまとめ、平成 30(2018)年には第 6 集を刊行した。この中には獣医学群における分野毎の研究動向を掲載している【資料 6-2-2 酪農学園大学獣医学群・大学院獣医学研究科学術研究動向VI(抜粋)】。また、日本私立獣医科大学協会(私立大学 5 校)が主体となる獣医学教育における専門教育の「5 大学の相互評価」に参加し、平成 30(2018)年 6 月に「私立獣医科大学における獣医学教育の相互評価報告書」として取りまとめられ、公表された(https://shijukyo.jp/wp-content/themes/aplan/img/sougo_09.pdf)。平成 30(2018)年度には大学基準協会による獣医学教育評価を受審し、基準に適合していることの認定を受けている【資料 6-2-3 平成 30 年度獣医学教育評価認定証】。令和元(2019)年度には国際認証評価(ヨーロッパ獣医学教育機構)の予備審査を受審【資料 6-2-4 欧州獣医学教育機構の予備審査の終了について】し、本審査を目指すため、大学機関別認証評価(3 回目)の対応を 1 年早め、前回の受審から 6 年目となる令和 2(2020)年度に受審することを決定した。これらの他、獣医学群では「獣医学群改革基本方針 2014」を策定し、20 年後の理想像に向かって教育・研究体制の整備を推進しており、6 年目となる令和元(2019)年度末にこれまでの検証と今後 6 年の取組みについて、教授会で共有した【資料 6-2-5 獣医学群の今後 6 年の取組みについて】。

その他内部質保証の取組みとして、令和元(2019)年度には、大学設置基準第 39 条により必置する附属施設(農場)「酪農学園フィールド教育研究センター」、附属動物医療センター内「動物薬教育研究センター」及び動物実験の外部評価(業界学識経験者等)を「酪農学園大学外部評価実施規程」に基づき実施した【資料 6-2-6 外部評価の実施について】【資料 6-2-7 2019 年度酪農学園フィールド教育研究センター外部評価結果】【資料 6-2-8 2019 年度動物薬教育研究センター外部評価結果報告書】【資料 6-2-9 2019 年度動物実験外部検証結果報告】。これらの結果は大学 HP(<https://www.rakuno.ac.jp/outline/evaluation.html>)に公表している。

上記の他、教育に関連する学内部門では、各種報告書の作成並びに評議会、教授会及びそれぞれの委員会等を通じて現状報告(情報共有)が常時行われている。管理運営部門については、法人による事業報告や中期計画に各部門の自己点検・評価を反映している。

さらに、教育研究の質向上の基となる方策として教職員の評価制度を進めている。職員については、平成 31(2019)年 4 月 1 日施行「学校法人酪農学園 職員自己点検評価制度(マニュアル)」【資料 6-2-10】を常任理事会で決定し、その目的を(1)人材育成と組織の活性化、(2)職員の能力・意欲の向上、(3)コミュニケーションの活性化、(4)職員を活かす職場環境の形成に設定し、令和元(2019)年 6 月から「業務状況・自己申告シート」の集約を開始した。教員については、令和元(2019)年 10 月 3 日評議会にて「教員活動評価(教員活動評価調書)の実施について」【資料 6-2-11】を決定し、教員の活動・業績を評価する制度を令和 2(2020)年度から試行することとしている。

点検評価報告のみならず、日常的に各部署で作成するデータをはじめ理事会公示、評

議会及び教授会議事録、事業報告、財政状況、中期計画等のデータは、全て学内 HP に掲載し、教職員が共有しており、これらのうち必要な情報は学生にも開示している。社会に対しても様々な情報を大学 HP 等により公開している。

6-2-② IR(Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成 29(2017)年度から IR 担当部署として「三愛精神に基づく健土健民戦略本部」がその業務を分掌しているが、学生数等の基礎となるデータは、それぞれの担当部署が収集整理して学内共有している。例えば、在学者数・休学者数は、教育センター教務課において毎月 1 日現在の数値を教授会に報告し、それを学内共有している【資料 6-2-12 学生数について（定期報告）】。本自己点検評価書においても、エビデンスは担当部署のデータが基になっている。

教員の教育・研究業績や社会貢献活動等の情報は、学務部学務課が中心となって進めている「教員総覧」において各教員が入力した内容を、個人研究費傾斜配分や昇格審査の資料として利用している【資料 6-2-13 教員総覧 HP】。

また、平成 13(2001)年度から開始した獣医学部の「学生による授業評価アンケート」は、現在では全学群に拡大し、学生の授業評価や授業に対する意見を把握するに至っている。さらに、近年は外部業者(ベネッセ等)のアセスメントテストを取り入れ、本学学生の動向等を把握するなど調査の方法、データ収集の活用は年々進化している。

各部署との協力・連携の下で、収集・分析したデータ等（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報やその他教育に関する情報等）は、本学 HP に公開しているが、その公開情報は年々多くなっている【資料 6-2-14 酪農学園大学 HP・情報公開】。

なお、令和元(2019)年 10 月 1 日からは、IR 担当部署であった「三愛精神に基づく健土健民戦略本部」が「情報政策局」に変わり、従来以上に経営と教学両面における情報収集と現状分析、未来予測等の実施について継承している。さらに、令和 2(2020)年 4 月からは統計学の教員を当該部署に兼務させて、各種データの分析力と統計手法の強化を図ることにしている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では情報の共有、社会への公表を十分に行っており、公開性は高く、また、その都度要望に対応し公開している。点検評価の結果も共有しているが、共有した情報を改善に向け、どのように活用するかについては、中期計画の中で具体的に位置付けしていかなければならない。より精度の高い点検評価に向けた方策としては、獣医学国際認証評価の予備審査で頂いた意見でもある「質保証委員会の設置」や「教育課程及び学生支援を検討する会議への学生・ステークホルダーの参画」に向けて、早期に計画し実施する。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、平成 23(2011)年度以降の入学生から全ての学士課程の教育体制を大きく変容させ、現在に至っている。この教育改革計画は、平成 19(2007)年 12 月に 6 つの項目（①高大連携、②短大の廃止、③学部学科の再編、④名称の検討、⑤獣医学部の複数専攻化、⑥社会人教育の追及）を検討することを目的に、理事会が大学・短期大学部改革検討委員会（平成 21(2009)年 3 月まで、委員長：学長）を設置したことが契機となり、実現した。

以降、平成 26(2014)年に 2 回目の機関別認証評価を受審（適合）し、平成 27(2015)年 4 月に大学院に獣医保健看護学専攻修士課程を開設した際には、設置計画履行状況報告書【資料 6-3-1】を提出している（意見なし）。

年次的な点検評価としては、授業評価を含む学生アンケート、FD 委員会による「学生と教員の対話集会」、投書箱・メール箱の活用等による日常的点検から各部署・学群における事業計画の中間報告まで幅広く行い、その課題や改善点を学園全体の計画である「アクションプラン」、「中期計画」に反映している。教育面では 3 つのポリシー制定後、シラバス作成に際して個々の科目が建学の精神・教育目的上、どのような役割を担っているかの表記を励行している（項目 3-3-①記述参照）。学生アンケートの結果は、次の到達目標等の参考となるよう各教員に還元している。総括数値等は大学全体で共有し、対外的にも公開し、次期カリキュラム改定の参考データとして活用する。これらは各部署の予算編成や事業計画策定にも活用し、中期計画の中に課題や改善点として反映していく。

項目 6-2-①で記述した各種点検評価は、課題整理（成果の測定・評価、CHECK）と改善（修正や意思決定、ACT）を行い、事業計画、アクションプラン、中期計画等で具体的な行動(DO)に向けた計画(PPLAN)としている。そして、法人全体として、酪農学園の使命（ミッション）を再確認し、具体的ビジョンの下、教育研究・社会連携・国際化・キャンパス環境・財務・組織運営の項目に分けて施策を定めた「酪農学園のめざす姿 アクションプラン」を毎年度策定して、推進担当部署を中心に検討を行い、計画を実施してきた。令和 2(2020)年以降は、これまでのアクションプランを中期計画に包含した。

これら点検評価の核となる組織は、運営委員会及び専門委員会であるが、部署・学群で対応した点検評価も含め、その結果や答申は、評議会に報告・提案し、必要に応じて常任理事会にも報告する。改善・指摘等重要事項は、学園全体の事業計画、アクションプラン、中期計画に反映する。

前述の通り、中期計画は策定済みで、大学として「建学の精神・教育目的の具現化は 3 つのポリシーに基づく教育の実践であること」を理解し、定期の機関別認証評価や国際認証評価（ヨーロッパ獣医学教育機構）の受審に対応していく。

さらに、令和元年(2019)年 10 月 21 日常任理事会において「学校法人酪農学園ガバナンス・コード」案を決定し、令和 2 年(2020)年 1 月 29 日理事会で決定した【資料 6-3-2 学校法人酪農学園ガバナンス・コード】。その中で建学の精神、大学・高校の教育研究の目的、中期計画の策定と取組み、理事会・評議員会や理事・監事・学長・校長の責務の

明確化、学生に対する 3 つの方針（ポリシー）の明示、自己点検・評価への取組み、教職員への教職協働、ユニバーシティ・ディベロップメント(UD)の提示、社会に対する認証評価と自己点検・評価実施の提示、社会貢献の約束、危機管理・法令遵守、情報公開の約束を明示した。

このように、本学は自己点検・評価結果を教育改善に活用するための PDCA サイクルを有し、一定の機能性を発揮している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の課題としては、点検評価に際して学生を含むステークホルダーの参画を進めていくことが必要と考えている。外部委員(理事・評議員、業界関係者、学識経験者)による外部評価を一部の部門で実施してきたが、さらに他の部門においても実施し、内部質保証の改善・向上に取り組む。

また、ヨーロッパ獣医学教育機構による獣医学の国際認証評価の予備審査においても質保証委員会の設置が求められており、より点検評価の過程が可視化できるよう、本学の PDCA サイクルを明示できる規程や体制作りを行う。

【基準 6 の自己評価】

本学では、教育研究業績や各種統計データに至るまで常に学内外に公表し、共有することを基本として進めている。法令に定める認証評価はもとより、自主的に委員会、部署、学群、全学での点検評価を実施している。運営委員会で方針を決定し PDCA サイクルによる自己点検・評価の責任体制は確立している。点検結果の内容は、改善事項として事業計画や中期計画に反映し、本学に必要な課題解決に役立てている。

今後は、組織単位に点検評価結果をフィードバックして PDCA サイクルをより可視化する仕組みを構築するため、質保証委員会の設置や学生・ステークホルダーの参画を促進する。

このように本学では、学校教育法第 109 条、学校教育法施行規則第 166 条、大学設置基準 第 1 条を遵守し、学則に定める自己点検・評価を継続的かつ多角的に実施しており、内部質保証を機能させていることから、「基準 6」を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 建学の理念に基づいた実学教育

A-1 酪農学園フィールド教育研究センターを核とする実学教育の実践

A-1-① 酪農学園フィールド教育研究センターの現状と教育上の役割

A-1-② 酪農学園フィールド教育研究センターの実学実践

A-1-③ 酪農学園フィールド教育研究センターの活用

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 酪農学園フィールド教育研究センターの現状と教育上の役割

酪農学園フィールド教育研究センター（以下「FEDREC」という。）は、本学の建学の精神を実践する重要かつ象徴的な教育施設である。本学は農業及びその関連産業、とりわけ酪農業界に多くの人材を輩出し、わが国の酪農業界を中心的に支えてきているが、その原動力が農場教育であり、FEDREC にその使命が今日も引き継がれている。現在は、FEDREC に「酪農生産ステーション」、「肉畜生産ステーション」、「作物生産ステーション」の3ステーションを配置し、社会の求めに応じた農業教育の多様化に応じた「実学教育」の体制を整えている。FEDREC ステーション全体を本学が創設以来堅持している「循環農法」の実践モデルとし、建学の精神と教育理念に基づく酪農、肉畜及び作物生産の実践的な教育・研究の推進と質を保証する場を提供している。加えて、地域社会との連携による酪農、肉畜及び作物生産を通じた社会貢献の場としての機能も備えている。

1) 酪農生産ステーション

酪農学園の建学の精神と教育理念に基づき酪農生産の実践的な教育・研究の推進と質を保証する場を提供している。本ステーションは、フリーストール牛舎、自動搾乳システム（ロボット搾乳）牛舎、繋ぎ飼い牛舎の3つの異なる搾乳牛飼養システムの畜舎と育成牛舎及び哺乳牛舎を配置し、酪農生産にかかわる専門教育を円滑に、また複数の専門研究と同時並行で実施可能な規模を有し、その基本理念は草地生態系における「土一草一牛」の物質循環を重視した酪農生産を実践している。

2) 肉畜生産ステーション

酪農学園の建学の精神と教育理念に基づき肉牛、豚、めん羊、鶏等、本学園における肉畜生産の実践的な教育・研究の場を提供するとともに、地域社会との連携により肉畜生産を通じた社会貢献の場を提供している。

本ステーションは、江別市元野幌地区に整備した肉牛教育研究施設（肉牛農場）及び中小家畜教育研究施設（実験豚舎、実験羊舎、実験鶏舎、実験牛舎）からなる畜舎と草地を有している。「循環農法」の一形態として、粗飼料は本ステーションから発生する堆肥を活用して生産した自給飼料を最大限利用するとともに、食品加工副産物を利用したエコフィードや作物生産ステーションとの連携により同ステーション生産の圃場残渣等の活用による濃厚飼料削減に努めている。

3) 作物生産ステーション

酪農学園の建学の精神と教育理念に基づく作物生産の実践的な教育・研究の推進と質を保証する場を提供している。「健土健民入門実習（農場実習）」をはじめとする基盤教育や専門教育が効果的に実施できる場を提供するとともに、地域社会との連携により作物生産を通じた社会貢献の場も提供している。本ステーションは、実習棟、ガラス室、乾燥舎、ビニールハウス等の施設と、実習圃場、展示圃場、研究圃場等の圃場を整備している。作物の対象は、水稻、畑作物、野菜、花きを中心とし、酪農・肉畜生産ステーションでは展開できない飼料作物の精密な実験、実習も対象としている。

・ FEDREC・HP：<https://www.rakuno.ac.jp/outline/facility/farm.html>

A-1-② 酪農学園フィールド教育研究センターの実学実践

1) 「健土健民入門実習（農場実習）」

酪農学園の建学の精神と教育理念に基づく「実学教育」の一環として、新入生全員が家畜・作物・土に触れ、農業を五感で体験するとともに、将来学ぶ専門教育の方向性を考えるきっかけを知るために、FEDRECの3ステーションをフル活用した「健土健民入門実習（農場実習）」を行っている。この実習は、学生13～18人の少人数制で各ステーションにおいて、教員、実習をサポートする職員、TAが学生との会話を重視しながら丁寧な授業を展開している（<https://www.rakuno.ac.jp/archives/10142.html>）。

2) 基礎ゼミ農園

1年生が15人前後の少人数グループ（基礎ゼミ）に分かれ、FEDREC内に設置した専用圃場で作物生産を行っており、大学教育の中では「基礎ゼミ農園」と名付けている。この活動では、学生自身がグループ内で独自のテーマに沿った栽培計画を立案し、播種、育苗、定植、栽培管理、収穫までを行っている。学生は約5か月間に渡ってテーマに沿った観察・調査を行い、最終的には全学的なイベントである「収穫感謝祭」においてグループごとに成果をポスター発表し、学生と教職員の投票により優秀発表を選定し表彰している（収穫感謝祭：<https://www.rakuno.ac.jp/archives/3026.html>）。

その後、各基礎ゼミにおいて全体の取組みの振り返りを行っている。基礎ゼミ農園の運営においては、FEDRECが圃場の耕起、整地、区割り等の準備を行い、FEDRECの運営に関わる教職員が教育センターと綿密に連携して、新入生が立案した計画が円滑に進められるよう作物栽培の基礎を指導するとともに、使用農機具の管理や作業上の安全管理に努めている。

3) 堆肥づくりと施肥管理

堆肥づくりと土壌分析に基づく施肥管理は、本学の教育理念である「健土健民」を具現化する取組みとして、各ステーションにおいて家畜糞や植物残渣、未利用資源を活用した良質な堆肥づくりをしている。作成した堆肥は、草地や作物生産圃場に施用し、健土づくりの実践に役立っている。特に、「作物生産ステーション」では、学内で落ち葉やせん定枝等の未利用資源を活用した堆肥づくりを積極的に実施しており、加えてすべての圃場において土壌分析を実施し、これに基づく施肥を行っている。これらの活動は、実験、実習や卒業論文の研究の一環として取り組んでいる。

4) 生産物を利用した販売実習と食材提供

FEDREC の各ステーションは、専門教育や卒業論文等の授業においても数多く活用し、FEDREC で生産した牛乳、牛肉、豚肉、各種作物は専門実習の食材として利用し、また、学外機関との協定等による販売実習等にも活用している。研究室単位ではあるが、包括連携先である札幌グランドホテルでは、研究用に栽培したトマト等を活用した販売実習（接客マナーを研修した学生による宿泊客等へのトマトの機能性や果実品質等の特徴の説明、販売、アンケート調査の実施）を行っている。また、同ホテルのレストランでは、本学産の野菜を食材としたことを周知した上で料理を提供している。このような取組みにより、研究だけでなく食という視点でも実学的な学びを学生に提供している。

- ・収穫体験会：<https://www.rakuno.ac.jp/archives/7080.html>
- ・黒毛和牛販売：<https://www.rakuno.ac.jp/archives/2972.html>
- ・牛乳販売：<https://www.rakuno.ac.jp/archives/3198.html>

A-1-③ 酪農学園フィールド教育研究センターの活用

1) 教育利用

FEDREC は、乳牛、肉牛、中小家畜の飼養管理に関する実習実験、飼料生産のための草地管理の実習実験、作物生産のための土壌・作物栄養、作物栽培に関する実習等に活用している。それら実験、実習を展開する圃場は、北海道を代表する泥炭土、火山培土壌、洪積土壌等が分布しており、どの実験、実習においても多岐に亘る学びが得られる圃場となっている。また、これらの教育活動の内容と質を担保するために FEDREC 内に委員会を設置している。

2) 研究利用（学内、学外との共同研究）

FEDREC の 3 つのステーションを活用した学内及び学外との共同研究を活発に展開している。研究利用をする場合、利用者は利用申請書を提出し、学生の教育展開に支障が生じないように調整を行い、各ステーションの実務者会議等で審議した上で、利用許可している。また、毎年度利用報告書の提出を求めている。令和元(2019)年度は 33 研究室 80 課題の研究で利用した。

3) エクステンション活動（社会貢献）

各ステーションでは、毎年市民や関係機関等の幅広い層から見学者を積極的に受け入れ、教育研究の広報や技術普及に努め、生産者の参考となる農場として位置付けている。なかでも本学を希望する高校生の見学は多く、入試広報担当部署と連携して対応している。生産者及び関係団体の見学では技術情報を積極的に行っている。さらに、北海道内の小学生を対象とした「元気ミルク大学」、「雪印メグミルク新入社員酪農研修」、「フィンドレー大学スタディツアー・搾乳実習」及び日本学術振興会採択事業「ひらめき☆ときめきサイエンス」等、社会連携・貢献の「場」として積極的に利用を受け入れている。また、乳牛及び肉牛では江別市、石狩管内及び全道の共進会等に積極的に参加し、生産者及び関係機関・団体と交流を深め、地域の乳牛、肉牛改良及び活性化並びに担い手養成に貢献している（共進会関係：<https://www.rakuno.ac.jp/archives/3168.html>、見学関係：<https://www.rakuno.ac.jp/information/fieldtrip.html>）。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

酪農学園の建学の精神を実践する重要かつ象徴的な教育施設である FEDREC は、農場の管理組織である 3つのステーションと教育研究組織である 3つの領域が一体となり運営している。これにより「実学教育」の内容と質を担保する仕組みを構築している。今後も FEDREC では関係する教職員の連携を密にし、適正な人員体制の維持、管理技術の向上を図りながら、時代とともに多様化する農場機能を整備していくことが課題である。

また、教育研究での利用を一層促進するため、適正な圃場面積及び飼養規模の継続的な検討、施設や設備の更新を計画的に進める必要がある。さらに、広く本学の「実学教育」を周知して、社会貢献活動を活発化することも重要である。

[基準 A の自己評価]

FEDREC は、本学独自の実学的な教育研究機能を強化するために平成 26(2014)年に再編整備し、それまでの酪農生産だけでなく、肉畜生産（肉牛・中小家畜）及び作物生産へと機能を充実し、教育研究を促進するための環境と仕組みを構築してきた。

全国の農業系大学の中でも大変恵まれたフィールドを擁し、これを最大限に活かした教育研究が展開できる「場」を提供し、特に、1年生全員(約 760 人)が本学の教育理念である「健土健民」を体感できる「健土健民入門実習（農場実習）」や基礎ゼミ農園等の導入教育ではその機能を十分に果たしている。また、専門教育及び専門研究においては「実学教育」を実践する広大なフィールドと施設、多様な畜種及び作物を提供している。

さらに、見学者の積極的な受入れ、エクステンション活動での積極的な活用、教育研究成果の積極的な発信や包括連携協定先との連携による生産物の活用等を通して社会連携・貢献に努めている。

基準 B 実践的学修と地域連携**B-1 多様なフィールドを活用する実習展開と地域連携****B-1-① 「学外農場実習」****B-1-② 環境共生学類と洞爺湖町との地域連携協定における取り組み****B-1-③ 「クリニカルローテーション」・「病院実習専修コース」****B-1-④ 地域連携事業の推進**

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 「学外農場実習」

「学外農場実習」は、本学が開学以来実施している「実学教育」の根幹を成す実習の一つである。この実習は北海道内で受入れを依頼した約 150 戸(令和元(2019)年度は 146 戸)の農家に学生が 1 人ずつ夏期休暇期間中の 20 日間、受入農家と起居を共にする。受け入農家にとって毎年度一定期間の労働力として実習学生に対する期待も大きい。

学生が体験する農場の経営形態は、酪農家や肉牛農家に留まらず、畑作、園芸、果樹、養豚、養鶏等北海道で展開されている殆どの農業種が対象となっており、学生が抱えている様々な農業に対する思いの場を提供することができ、現場での経験を通してその思いが確認できる。

「学外農場実習」を希望する殆どの学生は農家の生活や農作業を初めて体験することから、予め学内で 3 回のガイダンスを実施し、スムーズな実習ができるよう配慮している。実習期間中には本学の教員(2 人 1 組)が受入農家を巡回し、実習中の学生の状況を聞き取るほか、トラブルがあった場合にはその解消に対処する。それらは次年度以降の実施に向け、担当教員にフィードバックする。実習終了後は、受入農家には実習証明書、学生には実習報告書の提出を求め、それらを当該実習の単位認定の根拠とし、総合して全体プロセスの検証を行っている。

「学外農場実習」では、個々の農家の多様な生産システムを直に学ぶとともに、農業に対する哲学的な思いや生き方そのものも学ぶ機会にも恵まれる。さらにはコミュニティ活動への参加を通して農村文化に触れる貴重な機会を得ることで、学びに対する大きな刺激を受け、その後の学生生活と勉学への励みを得ることにつながっている。

学外農場実習 学類別履修者数の推移(人)

年度	学 類					計
	循環農学類	食と健康学類	環境共生学類	獣医学類	獣医保健看護学類	
2015	119	19	7	15	17	177
2016	122	15	1	5	3	146
2017	113	5	2	3	0	123
2018	88	6	3	7	0	104
2019	119	7	5	14	1	146
2020	151	17	8	36	6	218

※2020年度は4月時点の当初履修予定者数

【資料 B-1-1 学外農場実習の履修者数及び実習先地域】**B-1-② 環境共生学類と洞爺湖町との地域連携協定における取組み**

本学と洞爺湖町は、洞爺湖町の自然環境の保全並びに産業・文化・生活観光・教育等

の振興と発展に協力することを目指し、平成 21(2009)年 7 月に地域連携協定を締結し、本学の環境共生学類が連携協力に取り組んできた。これまで新入生の合宿オリエンテーションに始まり、専門教育の実習、卒業研究としてのフィールド、研究成果発表の場としてのフォーラム開催等を通じて洞爺湖町の自然環境を題材とした教育研究を展開するほか、同町成香教育研究センターを開催場所とした地域の祭り等への参加を通じて地域住民との交流を行ってきた。これらの実績を基盤にさらなる継続的な連携を行うため、平成 29(2017)年 4 月に地域連携協定を再締結し、「フィールド実習」、「研究」、「地域交流」の 3 つを柱とした地域連携に取り組んでいる。このような取組みの成果として、平成 27(2015)年度に「洞爺湖町における酪農学園大学の自然環境保全に関する活動」(応募者 酪農学園大学・洞爺湖町) が第 16 回日本計画行政学会計画賞優秀賞を受賞した。

【資料 B-1-2 酪農学園大学と洞爺湖町との地域総合交流に関する協定書】

1) フィールド実習

洞爺湖町は、不凍湖である洞爺湖や活火山の有珠山等の多彩な自然環境を有しており、これらを観光資源として活かしている一方、洞爺湖中島におけるエゾシカの過密化、外来種としてのウチダザリガニの増殖といった環境問題が生じている。環境共生学類は、「地球の生命圏と環境の調和の本質を理解し、その調和が人類の文明活動によってどのように損なわれつつあるかを科学的に理解する思考力を養成する」、さらには「人間が野生動物、生命環境と共生していくための知恵と技術を追求し、環境情報の解析と実践的なコミュニケーション能力を高めつつ、地域社会、国際社会をフィールドとして現場教育を実験、実習科目の中で展開する」をカリキュラム・ポリシーとして掲げており、洞爺湖町の自然環境や環境問題をフィールド実習に盛り込むことで、実践的で効果的な研究教育を展開してきた。

洞爺湖町におけるオリエンテーションおよび実習への参加者数の推移

項目・科目	学年	2015	2016	2017	2018	2019
新入生合宿オリエンテーション	1年	184	183	176	178	180
「自然環境学実験・実習」	2年	149	147	142	151	136
「水圏フィールド実習」/「生命環境学実験・実習」*1	3年	52	71	50	49	53
「生命環境学実験・実習」・「実践野生動物学実習」*2	3年	—	—	23	26	—
合計		385	401	391	404	369

*1：平成 29 年度カリキュラム改定による科目名称変更、*2：平成 29 年度からの新科目

【資料 B-1-3 2019 年度「自然環境学実験・実習」シラバス】、【資料 B-1-4 2019 年度「生命環境学実験・実習」シラバス】、【資料 B-1-5 2017 年度「実践野生動物学実習」シラバス】

2) 研究

実習等を通じて洞爺湖町の自然環境や環境問題を現場で体験することによって、学生が自身の卒業研究を行うフィールドとして洞爺湖町を選ぶケースがある。こうした学生にとっては、大学生活の 4 年間、毎年洞爺湖に赴くこととなり、地元住民や協力者との密なコミュニケーションを通じて、研究活動を円滑に行うことが可能となっている。また、こうした研究調査では、洞爺湖町との地域総合協定施設である「成香教育研究セン

ター」を宿泊地としており、地元住民からの支援が得られている。平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度にかけて洞爺湖町をフィールドとした卒業論文、修士論文及び博士論文は合計 24 件にも上っており、得られた研究成果は年度末に「洞爺湖生物多様性フォーラム」において発表する【資料 B-1-6 洞爺湖町をフィールドとした卒業論文研究等】。

3) 地域行事への参加（洞爺湖マラソン、地域の祭り）

「成香教育研究センター」において開催される地元の祭り、洞爺湖町成香「開拓の集い」や成香神社夏祭りには、教員は盆踊りの審査員として、学生は踊り手として参加するなど地元住民との交流を深めている。さらに、平成 29(2017)年度から洞爺湖町等が主催する洞爺湖マラソンにおけるボランティアスタッフとしての学生参加は、地域イベントにおける組織運営の実践的な学び、コミュニケーション能力の向上や現場での行動力を育成するものとして高く評価している。

洞爺湖町地域事業への参加者数の推移

項 目	月	2015	2016	2017	2018	2019
洞爺湖マラソンでのボランティア	5	—	—	110	100	94
洞爺湖町成香「開拓の集い」	8	5	7	6	3	5
成香神社夏まつり	9	8	0	5	7	4
合 計		13	7	121	110	103

B-1-③ 「クリニカルローテーション」・「病院実習専修コース」

6 年間の獣医学教育を修了直後から最低限の獣医療行為の実践が求められる社会情勢に対応すべく、在学中に獣医師法に抵触しない臨床実習を実施するための資格を与える共用試験が平成 28(2016)年度から本格運用となった。本学においては、4 年生修了までに獣医学に関する基本的な知識と技術（いわゆるコアカリキュラム）を習得した学生に受験資格を与え、獣医師の仮免許（スチューデントドクター）を獲得させている。これによって 5 年生からは、附属動物医療センターにおいて実際の診療に参加してトレーニングする臨床実習（参加型臨床実習）の実践が可能となった。

本学は、毎年百数十人の獣医学類生を対象に斉一教育としての参加型臨床実習「クリニカルローテーション」を学内施設だけで実践できる国内唯一の獣医系大学である。「クリニカルローテーション」では、履修学生が生産動物診療科並びに伴侶動物 6 診療科の診療活動に各診療科 1 週間ずつ計 7 週間参加するが、特に生産動物診療においては診療車両 3 台を用意し、近郊(恵庭市)の契約牧場や一般農家への学生の往診随行・検診への参加を組込む等、産業動物臨床に全ての履修学生が参加できるフィールドを確保し、活用できる環境を構築してきたことは本学の臨床教育の特色である。

また、5 年次以降の専修教育では、さらなる専門手技の習得のため専門特化した診療への参加を希望する学生が選択可能な「病院実習専修コース」を設置している。この実習は、伴侶動物診療と生産動物診療に大別し、本学の特色である生産動物診療はさらに「附属動物医療センター内での生産獣医療」と「オホーツク地区の農業共済組合診療所との連携によって参加する診療」を設定し、計 3 つのコースに分けている。

オホーツク地区の農業共済組合家畜診療所での実践的診療実習は、平成 24(2012)年から生産動物医療学分野所属学生のアドバンスト教育としてトライアル実施を行い、平成 26(2014)年からは学類全学生を対象に選択科目として参加可能とし、平成 27(2015)年からは「病院実習専修コース」の 1 コースとして単位認定している。

【資料 B-1-7 「病院実習専修コース」オホーツク実習実施概要】、【資料 B-1-8 令和元(2019)年度オホーツク臨床実習実施要領】

B-1-④ 地域連携事業の推進

「農林水産省の獣医療提供体制整備推進総合対策事業」による産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師確保のために、平成 28(2016)年度から地域枠推薦入試制度を設け、地域貢献できる獣医師の養成に取り組んでいる。北海道への協力体制として、平成 25(2013)年から本学と地域包括連携協定を締結している「北海道えんゆう地域(遠軽町、湧別町、佐呂間町)」からは、同事業で選抜された生徒が平成 29(2017)年、平成 30(2018)年に 1 人ずつ獣医学類に入学し、2 人とも優秀な成績により本学特待生になっている。

同地域との包括連携協定は、地元では「酪農学園大学地域総合交流推進協議会」の下で活用されており、前記の「病院実習専修コース」履修学生への援助も実施されている。獣医学類以外でも食と健康学類の「公衆衛生学実習」等の運営の場としても活用し、また、社会連携センターが窓口となって同地域の町民向けサマーセミナーや小中学生向けサイエンススクール等を開講している。さらに、「病院実習専修コース」実施の際には、引率教員による地元獣医師への卒業教育、町民対象ペット相談等の機会を設け、知の提供を実践している。

【資料 B-1-9 地域総合交流推進協議会(新聞記事)】、【資料 B-1-10 えんゆう地区地域総合交流について】

(3)B-1 の改善・向上方策(将来計画)

「学外農場実習」に参加した学生の卒業後の進路を辿ると、「学外農場実習」での体験は単に実際の農業生産に関する知識の習得だけに留まることなく、学生自身の卒業後のキャリアに大きな影響を与えている。また、新規就農する人材を育成するだけでなく、農業関係団体、地方自治体や企業の人材として活躍の場を広げ、地方・地域の共同体の担い手を輩出する基盤的学習の機会として、内容の充実とともに履修者数を増やしていきたい。

環境共生学類と洞爺湖町との地域連携活動は、研究成果として洞爺湖中島のエゾシカの高密度化の改善、外来種のウチダザリガニの駆除活動の定着化がある一方、町との懸け橋となっていた教員の退職に伴い実践的教育内容がパターン化し、教員主導による連携が多く、学生の主体性や積極性を欠いた内容が見受けられる。今後は、これまでの教育活動内容の集約と整理を行い、双方にとってプラスとなる新たなるステージに向かうことを検討する。そのためには、これまで成果発表会として行ってきた「洞爺湖フォーラム」においては、洞爺湖町側からの自然資源や観光資源、さらには環境問題等についての積極的な情報提供による相互理解、そして、洞爺湖の基幹産業の一つである農業分野においては、循環農学類や食と健康学類の他学類も地域連携に参画することで、より

多角的な取組みができると考えている。

本学の特色である生産動物診療は、平成 30(2018)年度末には北海道内全ての家畜共済組合 5 団体及び連合会との包括連携協定を締結し、これまで以上に交流を推進している。本学と北海道 NOSAI 連合会研修所とは車で数分の距離にあり、本学及び研修所における講義での人的交流、難治性疾患対処等で日常的な交流を実施してきており、今後も相互協力を推進していく。

【基準 B の自己評価】

本学は、開学時より建学の理念に基づく「実学教育」を実践してきており、その実践的学びを全ての学生に提供できるよう実験・実習の形態を模索し、改良しながら教育効果の向上に努めている。本学学生は、135 万㎡のキャンパス内での学習や実習に留まらず、北海道という広大なフィールドにある地域、自然、産業を活用した実習やフィールドワークを通して、現場の実際をより深く理解し知識と技術を習得していく。

実習先の人、地域、自然が学生を育て、大学がノウハウを提供し地域や産業を育てていく良好な関係が築かれており、農業後継者はもとより、様々な形で本学の卒業生が多く活躍する地域においては、本学教育に対する期待は大きい。

近年の社会的需要として高まりつつある地域連携に関して本学は、北海道内の地方自治体やその他関係団体等における連携強化を推進しており、今後は全国的な連携構築に発展させる可能性について模索する。

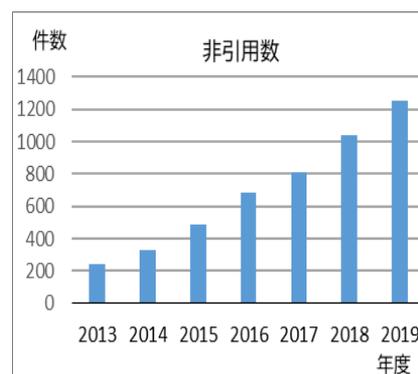
V. 特記事項

1. 学外研究者から注目される機関リポジトリ「CLOVER」(クローバー)

「CLOVER」とは、酪農学園大学機関リポジトリの愛称であり、本学教員の研究成果を収集・掲載する Web データベースのことである。「CLOVER」の特徴は、researchmap → 教員総覧 → CLOVER というフローを採用して、多くの費用を掛けずに研究成果の掲載漏れを減らしたことにある。(URL : <https://rakuno.repo.nii.ac.jp/>)

その成果として、「Web of Science」(世界的に有名な文献データベース)からの論文捕捉率が国内機関リポジトリで第3位となった。これは本学教員の英語論文が、学外研究者から頻繁に参照されることを意味している。研究成果が頻繁に参照されることにより本学教員の論文の被引用件数が増加し、大学としての評価を高める要因となる。

電子ジャーナル価格が高騰している昨今、学外の実験者にとって無料で閲覧できる論文・論稿の増加は、その分野の知見へのアクセスを容易にし、教育・研究への波及効果を生み出し、生命科学・自然科学等本学の学術分野全体の更なる発展を後押しすると考えている。

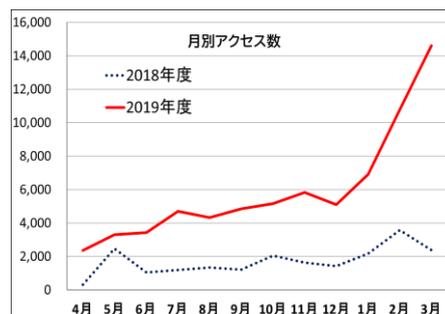


2. 酪農ジャーナル電子版「酪農 PLUS+」(ラクノウプラス)の開設

「酪農ジャーナル」は、酪農学園が昭和23(1948)年に通信教育専門の野幌高等酪農学校を設置した際に学生たちの副読本として作られた「酪農学校」が基であり、その目的・使命は現代まで継承されている。「酪農学校」は、建学の理念や酪農教育、研究成果の普及・啓蒙、酪農家への情報発信を使命とし、昭和39(1964)年には「近代酪農」として名称変更し、以来短期大学酪農学校(卒業生91,517人)の通信教育の教材として約25年間全国の学生に広く活用されてきた。平成元(1989)年には「酪農ジャーナル」へと名称変更し、酪農現場への教育・普及教材として発行を続け、同類の専門雑誌の台頭もあって、平成29(2017)年3月末に一度休刊となったが、本来の存在意義を再確認し、その目的・使命を明確にした上で、平成30(2018)年4月に酪農ジャーナル電子版「酪農 PLUS+」を開設し、新たなスタイルで大学からの情報発信をスタートさせた。

「酪農 PLUS+」は、「土から学ぶ、未来へ紡ぐ酪農学園」をコンセプトに、自己学習の推進と確立、未来への入り口となるユビキタスとして、高校生、大学生、酪農家、農業関係企業、異業種企業等幅広い層に対応し、本学の情報(知財)を提供している。

電子媒体の機能を活かし、動画を活用した技術伝承も行い、双方向型の情報交換により、そこからフィードバックされる研究成果への評価や現場の実情を本学の研究や学生教育に活かすことは「酪農 PLUS+」の大きな役割の一つである。将来的にはグローバル化に対応する多言語も目指しており、「酪農 PLUS+」を活用した新たな双方向の関係を築き、広く世界の現場への知識還元を目指している。(大学 HP : <https://rp.rakuno.ac.jp/>)



VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「酪農学園大学学則」（以下「大学学則」）第 1 条に本学の教育研究目的を定め、広く社会に貢献する人材育成に努めている。	1-1
第 85 条	○	大学学則第 2 条で教育研究上の基本となる組織として「農食環境学群」「獣医学群」を置くことを定めている。	1-2
第 87 条	○	大学学則第 13 条で修業年限 4 年、獣医学群獣医学類は 6 年と定めている。	3-1
第 88 条	○	大学学則第 20 条により委任する「編入学に関する規程」と「転入学に関する規程」で修業年限等の基準を定めている。	3-1
第 89 条	—	修業年限の特例を行っていない。	3-1
第 90 条	○	第 1 項について、大学学則第 16 条に入学資格を定め、毎年度発行する「受験ガイド」及び「入学試験要項」に大学入学資格を明記し、運用している。第 2 項については、実施していない。	2-1
第 92 条	○	職員の配置は大学学則第 6 条に定め、配置している。学長、学群長(学部長)の職務は、「大学職務規程」第 9 条、第 10 条に、副学長の職務は、「副学長の任用に関する規程」に定め、職務を遂行している。教授以下に関する資格等は、「大学教員資格基準」に定め、採用・昇格等を行っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	大学学則第 7 条に教授会の設置を定め、運営に関する事項は、「教授会規程」に定め、運用している。	4-1
第 104 条	○	大学学則第 38 条、大学院学則第 27 条に学位の授与を定めるとともに、「大学学位規程」に基づき授与している。	3-1
第 105 条	—	特別な課程を設置していない。	3-1
第 108 条	—	短期大学ではない。	2-1
第 109 条	○	大学学則第 1 条の 2 に自己点検及び評価を規定し、実施している。また、7 年以内ごとに認証評価を受審し適合の認定を受けている。	6-2
第 113 条	○	教員の基本情報及び研究活動情報等を示した「教員総覧」を大学 HP に掲載している。 (http://souran.rakuno.ac.jp/search/index.html)	3-2
第 114 条	○	大学学則第 6 条に事務職員、技術職員の配置を定めている。また、採用時に事務職、技術職の別を辞令書に記載し、交付している。	4-1 4-3
第 122 条	○	大学学則第 20 条により委任する「編入学に関する規程」第 2 条に具体的要件を定め運用している。	2-1
第 132 条	○	大学学則第 20 条により委任する「編入学に関する規程」第 2 条に具体的要件を定め運用している。	2-1

酪農学園大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	第 1 項に関する事項は大学学則に記載している（第 2 項、第 3 項は該当しない）。	3-1 3-2
第 24 条	○	「学籍簿」として作成し、データで保管している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	大学学則第 40 条に懲戒に関する規定を定め、「大学罰則に関する規程」に基づき運用している。	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿は、担当部署に備えている。また、「酪農学園文書保存規程」で書類の種類に応じて保存すべき年限を定めている。	3-2
第 143 条	○	大学学則第 8 条に代議員会等として「評議会」を置き、「教授会規程」に基づき運用している（第 2 項は定めていない）。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生及び特別の課程履修生に対する修業年限の通算を行っていない。	3-1
第 147 条	—	修業年限の特例を行っていない。	3-1
第 148 条	—	特別の専門事項を教授研究する学部、夜間において授業を行う学部等ではない。	3-1
第 149 条	—	修業年限の特例を行っていない。	3-1
第 150 条	○	大学学則第 16 条に入学資格を定め、毎年度発行する「受験ガイド」及び「入学試験要項」に大学入学資格を明記し、周知している。	2-1
第 151 条	—	当該入学制度を行っていない。	2-1
第 152 条	—	当該入学制度を行っていない。	2-1
第 153 条	—	当該入学制度を行っていない。	2-1
第 154 条	—	当該入学制度を行っていない。	2-1
第 161 条	○	大学学則第 20 条により委任する「編入学に関する規程」第 2 条に具体的要件を定め運用している。	2-1
第 162 条	○	大学においては、大学学則第 20 条により委任する「編入学に関する規程」、大学院においては、大学院学則第 15 条の規定に基づき運用している。	2-1
第 163 条	○	大学学則第 9 条で学年の始期及び終期を定め、第 15 条で入学の時期を後学期の始めとすることができるとしている。卒業の学年途中は認めていない。	3-2
第 163 条の 2	○	「科目等履修生規程」第 11 条により「単位修得証明書」を交付している。	3-1
第 164 条	—	特別な課程を設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	「大学の教育基本方針」に基づき、学群・学類、研究科・専攻ごとに定め、また、その際には一貫性のチェックポイントを設け留意した（2016 年 11 月評議会資料）。	1-2 2-1 3-1

酪農学園大学

			3-2 6-3
第 166 条	○	適切な項目を設け、「自己点検・評価運営委員会規程」等に基づき、実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	大学の教育研究活動等の情報は、担当する部署により大学出版物、大学 HP により公表している(本条第 3 項、第 4 項の情報も同じ)。 https://www.rakuno.ac.jp/outline/disclose.html	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	大学学則第 38 条に学位の授与を定め、「学位規程」に基づき授与している。	3-1
第 178 条	○	大学学則第 20 条により委任する「編入学に関する規程」第 2 条に具体的な要件を定め運用している。	2-1
第 186 条	○	大学学則第 20 条により委任する「編入学に関する規程」第 2 条に具体的な要件を定め運用している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学設置基準その他の法令を遵守し、教育の質保証の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	大学学則第 1 条に教育研究目的を学群、学類ごとに定め、広く社会に貢献する人材育成に努めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者の選抜は入試委員会、教授会での審議を経て決定している。また、出題・採点業務を担う出題・採点委員会を別に組織し、入試広報センターが事務局となり、適切な体制で行っている。	2-1
第 2 条の 3	○	大学学則第 6 条に職員組織を定め、「大学職務規程」「事務組織規程」で教員と事務職員等の役割を定め、連携し職務を行っている。	2-2
第 3 条	○	学群の規模、教員組織、教員数、施設等は、関係法令を十分に満たしている。	1-2
第 4 条	○	大学学則第 2 条第 2 項で学群に学類を置くことを定め、各学類に必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	学科に代える課程を設置していないが、農食環境学群の各学類にコースを置いている。	1-2
第 6 条	○	学部以外の教育研究上の基本となる組織として 2 つの学群を置き、大学設置基準に定める要件を満たしている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	第 1 項について、データ編様式 1「教員組織」欄に示す通り、必要な教員を置いている。	3-2 4-2

酪農学園大学

		<p>第 2 項について、「大学学則」、「教授会規程」、「大学職務規程」等の諸規程により教授会、委員会等の組織的役割と、学群長、学類長等の職務を明確にしている。</p> <p>第 3 項について、【資料 4-2-1】に示す通り、特定の年齢に著しい偏りは生じていない。</p> <p>第 4 項は二以上の校地としていないため、該当しない。</p>	
第 10 条	○	<p>主要授業科目を必修科目として位置付け、原則専任教員が担当し、助手は実験・実習を補助している。専任教員数のうち教授・准教授は 83.5%を占めている。</p>	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 10 条の 2	○	<p>実務経験のある教員による授業科目一覧を大学 HP に公表しており、シラバスについても責任を担っている。</p> <p>https://www.rakuno.ac.jp/outline/disclose.html</p>	3-2
第 11 条	○	<p>授業を担当しない教員として副学長を置いている。</p>	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 12 条	○	<p>専任教員として採用し、「職員就業規則」に職務専念の義務を定めている。</p>	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 13 条	○	<p>専任教員は、基準数 90 人（教授 47 人）に対し、158 人（教授 81 人）を配置している。</p>	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 13 条の 2	○	<p>「学長候補者選定手続規程」第 5 条に学長候補者の要件を定め、手続きを経て、任命している。</p>	4-1
第 14 条	○	<p>「教員資格基準」第 1 条に教授の資格を定め、教員資格審査委員会において審査している。</p>	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 15 条	○	<p>「教員資格基準」第 2 条に准教授の資格を定め、教員資格審査委員会において審査している。</p>	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 16 条	○	<p>「教員資格基準」第 3 条に講師の資格を定め、教員資格審査委員会において審査している。</p>	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 16 条の 2	○	<p>「教員資格基準」第 4 条に助教の資格を定め、教員資格審査委員会において審査している。</p>	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 17 条	○	<p>公募時の応募資格に定め採用している。</p>	<p>3-2</p> <p>4-2</p>
第 18 条	○	<p>大学学則第 2 条に学群ごと学類単位で収容定員を定め、入学者を適切に受け入れている。編入学者は在籍学生数を考慮して受入れているため、募集人員は「若干名」としている。</p>	2-1
第 19 条	○	<p>大学学則第 21 条で教育課程の編成を示し、教育基本方針に基づき「基盤教育」「専門基礎教育」「専門教育」（「専修教育」）に分け体系的に編成している。</p>	3-2
第 20 条	○	<p>大学学則第 29 条に基づく「履修規程」第 2 条で定める「授業科目履修年次配当表」で、必修・選択・自由科目に分け、各年次に配当して編成している。</p>	3-2

酪農学園大学

第 21 条	○	大学学則第 22 条に単位計算方法を定め、授業科目履修年次配当表、時間割に反映させている。	3-1
第 22 条	○	大学学則第 11 条に授業期間を 35 週と定め、学事暦に反映させている。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業は、前学期、後学期とも 15 週の授業時間を確保し学事暦に反映させている。	3-2
第 24 条	○	一つの授業科目について同時に多数の学生に授業を行う場合、諸条件を考慮し、適当な人数にクラスを分け、教育効果が上がるよう配慮している。	2-5
第 25 条	○	大学学則第 21 条の 2 に授業の方法を定め、実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目毎にシラバスに明示、大学 HP 等を通じて周知し、適切に行っている。(https://www.rakuno.ac.jp/life.html)	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会を中心に研修会を開催し、また、学生へ授業アンケートを行うなどの方法で実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制を行っていない。	3-2
第 27 条	○	大学学則第 22・23 条で単位の授与等を定め、「履修規程」に試験の種類、期間等を定めている (大学学則第 22 条第 2 項で卒業論文について必要な学修を考慮して単位数を定めることができるとしているが、その基準を明文化しているものはなく、論文の内容、発表会、取組み等で総合評価している。)	3-1
第 27 条の 2	○	「履修規程」第 9 条に定め、上限を管理している。なお、成績優秀者の上限を超える履修登録は認めていない。	3-2
第 28 条	○	大学学則第 26 条に定め、運用している。	3-1
第 29 条	○	大学学則第 26 条の 2 に定め、運用している。	3-1
第 30 条	○	大学学則第 26 条の 3 に定め、運用している。	3-1
第 30 条の 2	—	当該計画的な履修を認めていない。	3-2
第 31 条	○	大学学則第 43 条に定め、「科目等履修生規程」により運用している。	3-1 3-2
第 32 条	○	大学学則第 13 条で修業年限、第 24 条で修得単位数、第 21 条の 2 第 3 項で上限数 60 単位を定めている。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科を設置していない。	3-1
第 34 条	○	本省令基準を上回る十分な校地面積を有し、教育にふさわしい環境と学生が利用できる空地を有している。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一敷地内に運動場 (体育館、グラウンド、野球場等) を設けている。	2-5
第 36 条	○	本省令基準を満たす施設を有している。	2-5
第 37 条	○	本省令により算出した面積 30,400 m ² に対し、校舎敷地と運動用地	2-5

酪農学園大学

		の面積の合計は約 238,770 m ² と、十分な広さを有している。	
第 37 条の 2	○	本省令基準により算出した面積 37,755 m ² に対し、本学は 85,376 m ² の面積を有する校舎を有している。	2-5
第 38 条	○	本学の図書館は、自己点検評価書 2-5-②に記載した通り、本省令基準を満たす内容を整備している。	2-5
第 39 条	○	農場として「酪農学園フィールド教育研究センター」を、家畜病院として「附属動物医療センター」を置き、大学学則第 4 条に規定している。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科を置いていない。	2-5
第 40 条	○	農食環境学群及び獣医学群は、教育研究上の目的を達成するために必要な種類並びに機械、器具類を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地としていないため、該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度予算を確保し、必要な環境整備を図っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学の名称は、酪農民教育のための創立に原点をなし、学群・学類の名称は、建学の精神を表した教育研究上の目的にふさわしい名称としている。	1-1
第 41 条	○	大学学則第 5 条によって定める「事務組織規程」により、適当な部課等と専任職員を置き、事務を遂行している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行うため教育センター学生支援課を設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	当該教育課程としてキャリア形成に関する科目を置き、担当事務組織を整え、教員組織とも連携を図っている。	2-3
第 42 条の 3	○	「職員研修規程」並びに「FD 委員会規程」に基づき、研修を行っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	当該基本組織を置いていない。	3-2
第 43 条	—	当該共同教育課程を設けていない。	3-2
第 44 条	—	当該共同教育課程を設けていない。	3-1
第 45 条	—	当該共同教育課程を設けていない。	3-1
第 46 条	—	当該共同教育課程を設けていない。	3-2 4-2
第 47 条	—	当該共同教育課程を設けていない。	2-5
第 48 条	—	当該共同教育課程を設けていない。	2-5
第 49 条	—	当該共同教育課程を設けていない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する課程を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する課程を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する課程を設置していない。	4-2
第 57 条	—	外国に組織を設けていない。	1-2

酪農学園大学

第 58 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学ではない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大学学則第 37 条に卒業認定要件を定めて行っている。	3-1
第 10 条	○	大学学則第 38 条に適切な学位の名称を定めて授与している。	3-1
第 13 条	○	「大学学則」及び「学位規程」で定め、学則改正をした場合、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「学校法人酪農学園ガバナンス・コード」等に定め、図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	「学校法人酪農学園利益相反マネジメント規程」により適切に処理している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 38 条第 2 項に定め実施し、また HP で公表している。 (https://gakuen.rakuno.org/information.html?id=donation)	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条に定め、運用している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	役員に私立学校法、寄附行為を説明し、「就任承諾書」を交わしている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 17 条に定め、運用している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 12 条に理事長の職務を、第 13 条に常務理事の職務を、第 16 条に監事の職務を定め、運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 7 条に理事の選任を、第 8 条に監事の選任を定め、運用している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 8 条に監事の兼職禁止を定め、運用している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に役員の新補充を定め、運用している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 21 条に評議員会組織を定め、運用している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 23 条に評議員会への諮問事項を定め、運用している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 24 条に評議員会の意見具申等を定め、運用している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 25 条に評議員の選任を定め、運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 3 条の私立学校法に従う規定により、本条項を遵守する。	5-2 5-3

酪農学園大学

第 44 条の 3	○	寄附行為第 3 条の私立学校法に従う規定により、本条項を遵守する。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 3 条の私立学校法に従う規定により、本条項を遵守する。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 46 条に定め、運用している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 35 条に定め、運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条に定め、運用している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条に定め、運用している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条に役員の報酬に関する規定を置き、「役員報酬等支給規程」に基づき運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条に定め、運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条に情報の公表を定め、出版物、HP を通じて公表している。 (https://www.rakuno.ac.jp/outline/disclose.html)	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的を定め、「大学院要覧」においても説明している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条に「酪農学研究科」と「獣医学研究科」を定め、置いている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 10 条に修士課程の入学資格、第 11 条に博士課程の入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 10 条に修士課程の入学資格、第 11 条に博士課程の入学資格を定め、「大学院入学試験要項」で受験資格を詳しく説明している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 10 条に修士課程の入学資格、第 11 条に博士課程の入学資格を定め、「大学院入学試験要項」で受験資格を詳しく説明している。	2-1
第 157 条	—	当該入学制度を実施していない。	2-1
第 158 条	—	当該入学制度を実施していない。	2-1
第 159 条	—	当該入学制度を実施していない。	2-1
第 160 条	—	当該入学制度を実施していない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	学校教育法、大学設置基準その他の法令を遵守し、教育の質保証の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第1条の2	○	大学院学則第1条に教育研究目的を研究科、専攻ごとに定め、広く社会に貢献する人材育成に努めている。	1-1 1-2
第1条の3	○	入学者の選抜は研究科委員会、大学院委員会での審議を経て決定している。また、組織として入試広報センターが事務局となり、適切な体制で行っている。	2-1
第1条の4	○	大学学則第6条による職員組織により大学院においても、教員・事務職員等の役割分担により職務を行っている。	2-2
第2条	○	大学院学則第2条に4つの専攻の修士課程と3つの専攻の博士課程を定めている。	1-2
第2条の2	—	夜間課程を設置していない。	1-2
第3条	○	大学院学則第1条に修士課程の教育研究目的、第7条に修業年限を定めている。	1-2
第4条	○	大学院学則第1条に博士課程の教育研究目的、第7条に修業年限を定めている。	1-2
第5条	○	大学院に酪農学研究科と獣医学研究科を置き、その収容定員を48人、18人とし基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第6条	○	酪農学研究科に5つの専攻、獣医学研究科に2つの専攻を置いている。	1-2
第7条	○	本学の2つの学群と2つの研究科は、建学の精神を共有し、適切な連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	当該研究科を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の組織を置いていない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	学部（学群）との兼任により必要な教員数を配置している。	3-2 4-2
第9条	○	教員資格の審査に関する規程と資格基準を設け、データ編様式1「教員組織」欄に示す通り、基準を満たす必要な教員を置いている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第2条に専攻を単位として研究科ごとに収容定員を定めている。	2-1

酪農学園大学

第 11 条	○	大学院学則別表に各研究科、専攻ごとに授業科目と単位数を定め、大学院学則第 24～26 条に修了要件として、学位論文の審査及び最終試験の合格を定めている。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 16 条に定め、行っている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 3 条に定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	教員が学群(学部)との兼任のため、集中授業として開講することが多い。	3-2
第 14 条の 2	○	授業の方法及び内容、1 年間の授業計画と評価基準をシラバスに明示し、HP を通じて周知している。「大学院要覧」に学位論文審査基準を明示し、周知を図っている。 (https://www.rakuno.ac.jp/life.html)	3-1
第 14 条の 3	○	FD 委員会を中心に研修会を開催し、実施している。	3-3 4-2
第 15 条	○	授業科目の単位、授業の方法及び単位の授与、他の大学院での履修等、科目等履修生等について、大学院学則第 16 条、第 18 条、第 20 条、第 29 条に定めている。授業を行う学生数については、大学院学則第 2 条に定める入学定員、収容定員に応じて個別指導を行っている。なお、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修については認めていない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 7 条、第 19 条、第 24 条に定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 7 条、第 19 条、第 24 条に定めている。	3-1
第 19 条	○	学群(学部)と共用している。	2-5
第 20 条	○	必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書等の資料を系統的に備えている。	2-5
第 22 条	○	学群(学部)と共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	二以上の校地としていないため、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	毎年度予算を確保し、必要な環境整備を図っている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科、専攻の名称は、建学の精神を表した教育研究上の目的にふさわしい名称としている。	1-1
第 23 条	—	独立大学院ではない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院ではない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	3-2 4-2

酪農学園大学

第 28 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	当該研究科以外の基本組織を設置していない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を設置していない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を設置していない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していない。	4-2
第 42 条	○	事務組織は学群(学部)と共用している。	4-1 4-3
第 43 条	○	「職員研修規程」並びに「FD 委員会規程」に基づき、研修を行っている。	4-3
第 45 条	—	外国に組織を設けていない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	専門職大学院を設置していない。	6-2 6-3
第 2 条	—	専門職大学院を設置していない。	1-2
第 3 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 4 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2 4-2
第 5 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2 4-2
第 6 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第 6 条の 2	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第 7 条	—	専門職大学院を設置していない。	2-5
第 8 条	—	専門職大学院を設置していない。	2-2 3-2
第 9 条	—	専門職大学院を設置していない。	2-2 3-2

酪農学園大学

第 10 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 11 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第 13 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 14 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 15 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 16 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 17 条	—	専門職大学院を設置していない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	専門職大学院を設置していない。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	専門職大学院を設置していない。	2-1
第 20 条	—	専門職大学院を設置していない。	2-1
第 21 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 22 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 23 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 24 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 25 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 26 条	—	専門職大学院を設置していない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 28 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 29 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 30 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 31 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第 32 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-2
第 33 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 34 条	—	専門職大学院を設置していない。	3-1
第 42 条	—	専門職大学院を設置していない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第27条に定め、行っている。	3-1
第4条	○	大学院学則第27条及び関係規程に定め、行っている。	3-1
第5条	○	大学院学則第25条に定めている。	3-1
第12条	○	「学位規程」第16条に定め、報告している。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	大学通信教育を設置していない。	6-2 6-3
第2条	—	大学通信教育を設置していない。	3-2
第3条	—	大学通信教育を設置していない。	2-2 3-2
第4条	—	大学通信教育を設置していない。	3-2
第5条	—	大学通信教育を設置していない。	3-1
第6条	—	大学通信教育を設置していない。	3-1
第7条	—	大学通信教育を設置していない。	3-1
第9条	—	大学通信教育を設置していない。	3-2 4-2
第10条	—	大学通信教育を設置していない。	2-5
第11条	—	大学通信教育を設置していない。	2-5
第12条	—	大学通信教育を設置していない。	2-2 3-2
第13条	—	大学通信教育を設置していない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人酪農学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	酪農学園大学 大学案内 2021	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	1. 酪農学園大学学則 2. 酪農学園大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	1. 2021 年度酪農学園大学受験ガイド 2. 2020 入学試験要項（推薦、第 1 期学力、センター試験併用型、第 2 期学力、センター試験利用、各学類別） 3. 2020 入学試験要項（内部進学） 4. 2020 入学試験要項（社会人特別選抜） 5. 2020 入学試験要項（外国人留学生） 6. 2020 入学試験要項（編入学） 7. 2020 入学試験要項（転学類） 8. 2021 大学院入学試験要項	No.2～7 の 2021 年度版は現在作成中
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生生活の手引き 2020	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2019（平成 31）年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2019 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	1. アクセスマップ 2. キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	1. 酪農学園法人規程一覧 2. 酪農学園大学規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	1. 理事・監事名簿 2. 評議員名簿 3. 2019 年度理事会の開催状況 4. 2019 年度評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	1. 2015～2019 年度決算書類（資金収支計算書・資金収支内訳表・活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表・貸借対照表） 2. 2015～2019 年度監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	1. 2020 大学履修ガイド 2. 2020 大学院要覧 3. 大学・大学院シラバス電子データ	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー一覧	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻（修士課	

酪農学園大学

	程)【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書(平成28年5月1日現在)	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの) 該当なし	
【資料 F-16】	酪農学園法人規程、酪農学園大学規程(電子データ)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人酪農学園寄附行為	【資料 F-1】と同一
【資料 1-1-2】	酪農学園大学学則	【資料 F-3】と同一
【資料 1-1-3】	酪農学園大学大学院学則	【資料 F-3】と同一
【資料 1-1-4】	酪農学園のめざす姿-創立100年に向けて-	
【資料 1-1-5】	酪農学園の教育改革の原点	
【資料 1-1-6】	3つのポリシーの簡略化版	
【資料 1-1-7】	2020 大学入学試験要項	【資料 F-4】と同一
【資料 1-1-8】	2019 年度理事会開催状況	【資料 F-10】と同一
【資料 1-1-9】	学校法人酪農学園職員研修規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	酪農学園大学教授会規程(第8条)	
【資料 1-2-2】	評議会資料(3ポリシー)	
【資料 1-2-3】	「建学原論」シラバス	
【資料 1-2-4】	関連出版物(抄)「学園だより」「健土健民」「身土不二」「人づくり通信」「校友会会報」	
【資料 1-2-5】	学校法人酪農学園職員研修規程	【資料 1-1-9】と同一
【資料 1-2-6】	2019 年度職員全体研修の実施計画について	
【資料 1-2-7】	酪農学園大学 HP・情報公開	
【資料 1-2-8】	アクションプラン 2014	
【資料 1-2-9】	2020 年に向けた経営改革	
【資料 1-2-10】	学校法人酪農学園中期計画 2020 年度～2025 年度	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2020 大学履修ガイド、2020 大学院要覧	【資料 F-12】と同一
【資料 2-1-2】	3つのポリシーの簡略化版	【資料 1-1-6】と同一
【資料 2-1-3】	2020 大学入学試験要項 3 ページ	【資料 F-4】と同一
【資料 2-1-4】	酪農学園大学の建学の精神に基づく教育基本方針	
【資料 2-1-5】	アドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同一
【資料 2-1-6】	2020 大学入学試験要項 4～40 ページ	【資料 F-4】と同一
【資料 2-1-7】	2020 大学入学試験要項(内部進学)	【資料 F-4】と同一
【資料 2-1-8】	2019 年度事業報告書 13 ページ 2)	【資料 F-7】と同一
【資料 2-1-9】	2020 入学試験要項(内部進学) 1～7 ページ(循環農学類・食と健康学類・環境共生学類)	【資料 F-4】と同一
【資料 2-1-10】	2020 大学入学試験要項(内部進学) 8～12 ページ(獣医学類・獣医保健看護学類)	【資料 F-4】と同一
【資料 2-1-11】	2020 大学入学試験要項(社会人特別選抜) 1～3 ページ	【資料 F-4】と同一
【資料 2-1-12】	2020 大学入学試験要項(外国人留学生) 1～4 ページ	【資料 F-4】と同一
【資料 2-1-13】	2021 大学院入学試験要項	【資料 F-4】と同一

酪農学園大学

【資料 2-1-14】	2020 年度入学者数等について	
【資料 2-1-15】	大学等の設置基準の一部改正に関して	
【資料 2-1-16】	共通基礎データ様式 2	【共通基礎】と同一
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2019 年度在学生ガイダンス資料	
【資料 2-2-2】	2019 年度新入生オリエンテーション日程	
【資料 2-2-3】	2019 大学入門プログラム	
【資料 2-2-4】	学生生活の手引き 2020、20 ページ（学生担当教員・オフィスアワー）	【資料 F-5】と同一
【資料 2-2-5】	2019 年度保護者懇談会全体進行表	
【資料 2-2-6】	2019 年度講義参観及び保護者懇談会報告	
【資料 2-2-7】	学習支援室リーフレット	
【資料 2-2-8】	酪農学園大学農食環境学群履修規程、酪農学園大学獣医学群履修規程	
【資料 2-2-9】	「休学願」「退学願」	
【資料 2-2-10】	酪農学園大学障がい学生支援に関する規程	
【資料 2-2-11】	酪農学園大学障がい学生支援委員会規程	
【資料 2-2-12】	酪農学園大学大学院ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-13】	TA 事務手続きの手引き	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学生生活の手引き 2020、46・47 ページ	【資料 F-5】と同一
【資料 2-3-2】	酪農学園大学就職委員会規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生生活の手引き 2020、24 ページ	【資料 F-5】と同一
【資料 2-4-2】	学生生活の手引き 2020、20 ページ	【資料 F-5】と同一
【資料 2-4-3】	学生相談室パンフレット	
【資料 2-4-4】	酪農学園大学学生支援委員会規程	
【資料 2-4-5】	学生生活の手引き 2020、23 ページ	【資料 F-5】と同一
【資料 2-4-6】	酪農学園大学 大学案内 2021、93・94 ページ	【資料 F-2】と同一
【資料 2-4-7】	学生生活の手引き 2020、52～58 ページ	【資料 F-5】と同一
【資料 2-4-8】	2018 年度課外活動報告書 3・4 ページ	
【資料 2-4-9】	2018 年度課外活動報告書 5・6 ページ	
【資料 2-4-10】	酪農学園大学学生生活援護会規程	
【資料 2-4-11】	学生生活の手引き 2020、24 ページ	【資料 F-5】と同一
【資料 2-4-12】	2019 年度新入生健康診断の実施要領、2019 年度在学生健康診断実施要領	
【資料 2-4-13】	各種健康診断実施案内	
【資料 2-4-14】	破傷風予防接種の実施について	
【資料 2-4-15】	バリアフリーマップ（AED 設置場所）	
【資料 2-4-16】	学生相談室パンフレット	【資料 2-4-3】と同一
【資料 2-4-17】	編入生ガイダンス及び新入生ガイダンスについて、2019 年度各種ガイダンス日程	
【資料 2-4-18】	アクションプラン 2019-2020 経営計画の取組項目一、8・9 ページ	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	施設・設備等の概要	【共通基礎様式 1】と同一
【資料 2-5-2】	キャンパスマップ	【資料 F-8】と同一
【資料 2-5-3】	酪農学園大学環境汚染防止対策委員会規程	
【資料 2-5-4】	学校法人酪農学園安全衛生管理規程	
【資料 2-5-5】	2019 年度第 5 回酪農学園安全衛生委員会議事概要	

酪農学園大学

【資料 2-5-6】	校舎等の耐震化率	
【資料 2-5-7】	学生生活の手引き 2020、77・78 ページ	【資料 F-5】 と同一
【資料 2-5-8】	「図書館・図書資料等」の状況	【共通基礎様式 1】 と同一
【資料 2-5-9】	学生生活の手引き 2020、32～35 ページ	【資料 F-5】 と同一
【資料 2-5-10】	酪農学園大学附属動物医療センター規程	
【資料 2-5-11】	附属動物医療センターリーフレット	
【資料 2-5-12】	酪農学園大学 大学案内 2021、19・20 ページ	【資料 F-2】 と同一
【資料 2-5-13】	酪農学園大学附属動物医療センター運営委員会規程	
【資料 2-5-14】	酪農学園大学 大学案内 2021、22 ページ	【資料 F-2】 と同一
【資料 2-5-15】	酪農学園大学 大学案内 2021、21 ページ	【資料 F-2】 と同一
【資料 2-5-16】	酪農学園大学 大学案内 2021、23～26 ページ	【資料 F-2】 と同一
【資料 2-5-17】	2018 年度酪農学園フィールド教育研究センター報告書	
【資料 2-5-18】	バリアフリーマップ	【資料 2-4-15】 と同一
【資料 2-5-19】	2019 年度基盤教育・専門基礎教育・専門教育の履修について	【資料 2-2-1】 と同一
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	酪農学園大学 FD 委員会規程	
【資料 2-6-2】	酪農学園のめざす姿－創立 100 年に向けて－	【資料 1-1-4】 と同一
【資料 2-6-3】	2019 年度 ICT カフェ案内	
【資料 2-6-4】	授業アンケート	
【資料 2-6-5】	授業アンケートに対する検討事項調査票	
【資料 2-6-6】	検討事項調査票まとめ	
【資料 2-6-7】	投書箱記入内容及び回答書	
【資料 2-6-8】	2019 年度学生の意見・要望に関する対応状況一覧	
【資料 2-6-9】	2019 年度酪農学園大学 FD 委員会活動報告書	
【資料 2-6-10】	酪農学園大学ハラスメント防止ガイドライン	
【資料 2-6-11】	酪農学園大学ハラスメント対策規程・インテイク細則	
【資料 2-6-12】	インテイクチラシ	
【資料 2-6-13】	1.2019 年度学生相談室活動報告書 2.2019 年度学生相談室運営委員会議事録・資料 3.カウンセラー打合せメモNo.47～56	
【資料 2-6-14】	2018 年度卒業生アンケート調査結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2020 大学履修ガイド、2020 大学院要覧	【資料 F-12】 と同一
【資料 3-1-2】	ディプロマ・ポリシー	【資料 F-13】 と同一
【資料 3-1-3】	2020 年度学事歴(5 月 8 日現在)	
【資料 3-1-4】	各学群履修規程	【資料 2-2-8】 と同一
【資料 3-1-5】	酪農学園大学大学院酪農学研究科規程	
【資料 3-1-6】	酪農学園大学大学院獣医学研究科規程	
【資料 3-1-7】	1.酪農学園大学大学院課程修了認定のための博士（農学・食品栄養科学）の学位論文に関する取扱要領 2.酪農学園大学大学院課程修了認定のための博士（獣医学）の学位論文に関する取扱要領	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】 と同一
【資料 3-2-2】	学生生活の手引き 2020、100 ページ	【資料 F-5】 と同一
【資料 3-2-3】	2020 大学履修ガイド 62～79 ページ、授業科目履修年次配当表	【資料 F-12】 と同一

酪農学園大学

【資料 3-2-4】	健士健民入門実習ガイダンス資料	
【資料 3-2-5】	基礎ゼミ農園の進め方等	
【資料 3-2-6】	農食環境学群「基礎演習」シラバス	
【資料 3-2-7】	2020 大学履修ガイド 62～79 ページ、授業科目履修年次配当表	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-8】	2020 大学履修ガイド 66・71・79 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-9】	2020 大学履修ガイド 75 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-10】	学生生活の手引き 2020、90 ページ	【資料 F-5】と同一
【資料 3-2-11】	2020 大学履修ガイド 25 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-12】	2020 年度循環農学類コース推奨科目一覧	
【資料 3-2-13】	2020 大学履修ガイド 64 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-14】	2019 年度教職課程履修の手引き 15～24 ページ	
【資料 3-2-15】	学生生活の手引き 2020、92 ページ	【資料 F-5】と同一
【資料 3-2-16】	2020 大学履修ガイド 25 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-17】	2020 大学履修ガイド 67～69 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-18】	2020 大学履修ガイド 72～75 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-19】	2019 年度教職課程履修の手引き 15～24 ページ	【資料 3-2-14】と同一
【資料 3-2-20】	学生生活の手引き 2020、94 ページ	【資料 F-5】と同一
【資料 3-2-21】	2020 大学履修ガイド 25 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-22】	2020 大学履修ガイド 77・78 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-23】	2020 大学履修ガイド 4 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-24】	2020 大学履修ガイド 89 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-25】	2020 大学履修ガイド 92 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-26】	2020 大学履修ガイド 90 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-27】	基礎ゼミ農園の進め方等	【資料 3-2-5】と同一
【資料 3-2-28】	獣医学群「基礎演習」シラバス	
【資料 3-2-29】	「動物倫理・動物福祉学」シラバス	
【資料 3-2-30】	2020 大学院要覧 57 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-31】	2020 大学院要覧 57 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-32】	2020 大学院要覧 58 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-33】	2020 大学院要覧 58 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-34】	2020 大学院要覧 58 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-35】	2020 大学院要覧 12・13 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-36】	2020 大学院要覧 12・13 ページ	【資料 F-12】と同一
【資料 3-2-37】	2019 年度収穫感謝祭開催要領	
【資料 3-2-38】	「キャリア科目」関連シラバス	
【資料 3-2-39】	酪農学園大学共通教育開発室規程	
【資料 3-2-40】	2019 年度 FD 委員会活動報告書 6 ページ	【資料 2-6-9】と同一
【資料 3-2-41】	2018 年度 FD 委員会活動報告書 3～8 ページ	
【資料 3-2-42】	2019 年度英語プレイスメントテスト	
【資料 3-2-43】	飛ぶノート利用マニュアル	
【資料 3-2-44】	2020 年度入学前教育の実施について	
【資料 3-2-45】	1.「家畜管理・栄養学実験Ⅰ・Ⅱ」シラバス 2.「家畜育種学」シラバス 3.「家畜育種・繁殖学実験」シラバス 4.「肉用家畜飼養学実習」シラバス	
【資料 3-2-46】	「食品総合実験」シラバス	
【資料 3-2-47】	1.「臨床栄養学実習Ⅰ・Ⅱ」シラバス 2.「栄養指導論実習Ⅰ・Ⅱ」シラバス	
【資料 3-2-48】	といかけ君マニュアル	

酪農学園大学

【資料 3-2-49】	ARS の仕組み、グループ回答	
【資料 3-2-50】	知識グリッドからの設問生成	
【資料 3-2-51】	2020 大学履修ガイド 88・89 ページ	【資料 F-12】 と同一
【資料 3-2-52】	「獣医生化学実習」シラバス	
【資料 3-2-53】	「獣医核医学基礎実習」シラバス	
【資料 3-2-54】	「獣医細菌病学実習」シラバス	
【資料 3-2-55】	「獣医疫学」シラバス	
【資料 3-2-56】	1.「ハードヘルス学」シラバス 2.「ハードヘルス学実習」シラバス	
【資料 3-2-57】	「産業動物臨床実習 A・B」シラバス	
【資料 3-2-58】	「獣医臨床基礎演習」シラバス	
【資料 3-2-59】	「病院実習専修コースオホーツク」シラバス	
【資料 3-2-60】	「生産動物医療アドバンスコース」シラバス	
【資料 3-2-61】	「動物形態機能学 A・B・C・D」シラバス	
【資料 3-2-62】	「学外動物病院実習 A・B」シラバス	
【資料 3-2-63】	1.「獣医保健看護学演習 A・B・C」シラバス 2.「臨床動物看護演習 A」シラバス	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2019 年度 FD 委員会活動報告書 6 ページ	【資料 2-6-9】 と同一
【資料 3-3-2】	学修成果の可視化を目的とした「PROG」について	
【資料 3-3-3】	2020 年度アセスメントテスト (PROG) について	
【資料 3-3-4】	管理栄養士国家試験結果	
【資料 3-3-5】	獣医師国家試験結果	
【資料 3-3-6】	授業評価アンケートの Web 化	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	酪農学園大学学長候補者選定手続規程	
【資料 4-1-2】	酪農学園大学職務規程	
【資料 4-1-3】	酪農学園大学副学長の任用に関する規程	
【資料 4-1-4】	酪農学園大学教授会規程第 2 章	【資料 1-2-1 と同一】
【資料 4-1-5】	酪農学園大学教授会規程第 3 章	【資料 1-2-1 と同一】
【資料 4-1-6】	学校法人酪農学園組織機構図	
【資料 4-1-7】	学校法人酪農学園事務組織規程	
【資料 4-1-8】	学校法人酪農学園事務職員職務規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	専任教員の年齢構成	
【資料 4-2-2】	酪農学園大学教員資格基準	
【資料 4-2-3】	酪農学園大学学群教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-4】	酪農学園大学大学院獣医学研究科担当教員資格審査基準	
【資料 4-2-5】	酪農学園大学大学院酪農学研究科担当教員資格審査規程	
【資料 4-2-6】	教員（嘱託を含む専任）人事の手順（2017 年度改定版）	
【資料 4-2-7】	酪農学園大学教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-8】	教員の昇格について	
【資料 4-2-9】	「執行部会議」の設置について	
【資料 4-2-10】	教員昇格（2021 年 4 月以降）の評価基準の運用について	
【資料 4-2-11】	教員行動特性評価について	

酪農学園大学

【資料 4-2-12】	教員活動評価の実施について	
【資料 4-2-13】	2020 年度個人研究費傾斜配分について	
【資料 4-2-14】	酪農学園大学獣医学群・大学院獣医学研究科 学術研究動向VI (抜粋)	
【資料 4-2-15】	酪農学園大学農食環境学群 教育研究業績集 I (2013 年度～2017 年度)(抜粋)	
【資料 4-2-16】	酪農学園大学大学院酪農学研究科研究業績集 (2019 年 1 月～12 月)(抜粋)	
【資料 4-2-17】	教員総覧 HP	
【資料 4-2-18】	酪農学園大学 FD 委員会規程	【資料 2-6-1】 と同一
【資料 4-2-19】	2019 年度酪農学園大学 FD 委員会活動報告書	【資料 2-6-9】 と同一
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人酪農学園職員研修規程	【資料 1-1-9】 と同一
【資料 4-3-2】	教育改善・充実資金の活用に関する要領	
【資料 4-3-3】	教育改善・充実資金を活用した職員研修について(案内文)	
【資料 4-3-4】	2019 年度酪農学園大学新任教職員研修会(案内文)	
【資料 4-3-5】	業務状況・自己申告シート	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	酪農学園大学野生動物医学センターWAMC (2016～2019 年) 研究・教育活動報告 (表紙)	
【資料 4-4-2】	酪農学園大学農業環境情報サービスセンターの取り組み	
【資料 4-4-3】	酪農学園フィールド教育研究センター (パンフレット)	
【資料 4-4-4】	2018 年度酪農学園フィールド教育研究センター報告書 9～13 ページ	【資料 2-5-17】 と同一
【資料 4-4-5】	酪農学園大学における公的研究費等の不正防止計画	
【資料 4-4-6】	酪農学園大学責任体制図	
【資料 4-4-7】	酪農学園大学行動規範	
【資料 4-4-8】	酪農学園大学研究費等の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-9】	酪農学園大学科学研究費助成事業取扱規程	
【資料 4-4-10】	学校法人酪農学園公益通報者保護規程	
【資料 4-4-11】	学校法人酪農学園内部監査規程	
【資料 4-4-12】	酪農学園大学研究費等の不正に関する調査委員会設置要領	
【資料 4-4-13】	不正行為に係る取引業者の処分方針	
【資料 4-4-14】	酪農学園大学モニタリング体制関連図	
【資料 4-4-15】	酪農学園大学における人を対象とする医学系研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-16】	学校法人酪農学園利益相反マネジメントポリシー	
【資料 4-4-17】	学校法人酪農学園利益相反マネジメント規程	
【資料 4-4-18】	利益相反マネジメント体制図	
【資料 4-4-19】	研究倫理教育 APRIN e ラーニングプログラムの受講について	
【資料 4-4-20】	2019 年度事業報告書 18 ページ	【資料 F-7】 と同一
【資料 4-4-21】	論文ひょう窃チェックソフトの説明会案内文	
【資料 4-4-22】	誓約書、アンケート	
【資料 4-4-23】	学校法人酪農学園内部監査実施要領	
【資料 4-4-24】	学校法人酪農学園公的研究費に関する内部監査マニュアル	
【資料 4-4-25】	学校法人酪農学園公益通報者保護規程	【資料 4-4-10】 と同一
【資料 4-4-26】	個人研究費の基礎配分について	
【資料 4-4-27】	2020 年度個人研究費傾斜配分 (英文校正) について	
【資料 4-4-28】	2020 年度個人研究費傾斜配分について	【資料 4-2-13】 と同一
【資料 4-4-29】	酪農学園大学科学研究費助成事業の交付前使用に係る立替に	

酪農学園大学

	関する内規	
【資料 4-4-30】	科学研究費助成事業公募説明会	
【資料 4-4-31】	科学研究費の申請について	
【資料 4-4-32】	酪農学園大学科学研究費助成事業アドバイザー制度に関する実施要領	
【資料 4-4-33】	酪農学園大学共同研究規程	
【資料 4-4-34】	酪農学園大学研究シーズ集 2019	
【資料 4-4-35】	北海道健康・医療分野研究シーズ集 2019 (目次)	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人酪農学園寄附行為	【資料 F-1】 と同一
【資料 5-1-2】	酪農学園大学規程一覧、酪農学園大学規程一覧	【資料 F-9】 と同一
【資料 5-1-3】	学校法人実態調査表 (令和元年度) 12 ページ	
【資料 5-1-4】	酪農学園大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針	
【資料 5-1-5】	学校法人酪農学園における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する規程	
【資料 5-1-6】	酪農学園大学障がい学生支援に関する規程	【資料 2-2-14】 と同一
【資料 5-1-7】	酪農学園大学障がい学生支援委員会規程	【資料 2-2-15】 と同一
【資料 5-1-8】	学生生活の手引き 2020、21 ページ	【資料 F-5】 と同一
【資料 5-1-9】	学校法人酪農学園危機管理規程	
【資料 5-1-10】	酪農学園大学危機管理基本マニュアル	
【資料 5-1-11】	学校法人酪農学園安全衛生委員会規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事会開催状況 (2017～2019 年度)	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人酪農学園寄附行為	【資料 F-1】 と同一
【資料 5-3-2】	常任理事会開催状況 (2017～2019 年度)	
【資料 5-3-3】	酪農学園大学教授会規程第 3 章評議会	【資料 1-2-1】 と同一
【資料 5-3-4】	業務状況・自己申告シート	【資料 4-3-5】 と同一
【資料 5-3-5】	評議員会開催状況 (2017～2019 年度)	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	アクションプラン 2019-2020 経営計画の取組項目一	【資料 2-4-18】 と同一
【資料 5-4-2】	学校法人酪農学園中期計画 2020 年度～2025 年度	【資料 1-2-10】 と同一
【資料 5-4-3】	2015～2019 年度事業活動収支計算書	【資料 F-11】 と同一
【資料 5-4-4】	酪農学園大学 2020 年度以降の学納金改定について	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人酪農学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人酪農学園支払取扱内規	
【資料 5-5-3】	学校法人酪農学園資金運用規程	
【資料 5-5-4】	学校法人酪農学園資金運用細則	
【資料 5-5-5】	学校法人酪農学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-6】	学校法人酪農学園機器備品及び物品の取得・検収並びに業務の外部委託等に関する事務取扱要領	
【資料 5-5-7】	2015～2019 年度監査報告書	【資料 F-11】 と同一
【資料 5-5-8】	学校法人酪農学園内部監査規程	【資料 4-4-11】 と同一
【資料 5-5-9】	学校法人酪農学園内部監査実施要領	【資料 4-4-23】 と同一

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	酪農学園大学自己点検・評価運営委員会規程	
【資料 6-1-2】	酪農学園大学自己点検・評価実施専門委員会規程	
【資料 6-1-3】	酪農学園大学外部評価実施規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	酪農学園大学農食環境学群 教育研究業績集 I (2013 年度～2017 年度)(抜粋)	【資料 4-2-15】 と同一
【資料 6-2-2】	酪農学園大学獣医学群・大学院獣医学研究科 学術研究動向VI (抜粋)	【資料 4-2-14】 と同一
【資料 6-2-3】	平成 30 年度獣医学教育評価認定証	
【資料 6-2-4】	欧州獣医学教育機構の予備審査の終了について	
【資料 6-2-5】	獣医学群の今後 6 年の取り組みについて	
【資料 6-2-6】	外部評価の実施について	
【資料 6-2-7】	2019 年度酪農学園フィールド教育研究センター外部評価結果	
【資料 6-2-8】	2019 年度動物薬教育研究センター外部評価結果報告書	
【資料 6-2-9】	2019 年度動物実験外部検証結果報告	
【資料 6-2-10】	学校法人酪農学園職員自己点検評価制度マニュアル	
【資料 6-2-11】	教員活動評価(教員活動評価調書)の実施について	【資料 4-2-12】 と同一
【資料 6-2-12】	学生数について (定期報告)	
【資料 6-2-13】	教員総覧 HP	【資料 4-2-17】 と同一
【資料 6-2-14】	酪農学園大学 HP・情報公開	【資料 1-2-7】 と同一
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	酪農学園大学大学院獣医学研究科獣医保健看護学専攻(修士課程)【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書(平成 28 年 5 月 1 日現在)	【資料 F-14】 と同一
【資料 6-3-2】	学校法人酪農学園ガバナンス・コード	

基準 A. 建学の理念に基づいた実学教育 資料なし

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1.	酪農学園フィールド教育研究センターを核とする実学教育の実践	

基準 B. 実践的学修と地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 多様なフィールドを活用する実習展開と地域連携		
【資料 B-1-1】	学外農場実習の履修者数及び実習先地域	
【資料 B-1-2】	酪農学園大学と洞爺湖町との地域総合交流に関する協定書	
【資料 B-1-3】	2019 年度「自然環境学実験・実習」シラバス	
【資料 B-1-4】	2019 年度「生命環境学実験・実習」シラバス	
【資料 B-1-5】	2017 年度「実践野生動物学実習」シラバス	
【資料 B-1-6】	洞爺湖町をフィールドとした卒業論文研究等	
【資料 B-1-7】	「病院実習専修コース」オホーツク実習実施概要	
【資料 B-1-8】	令和元(2019)年度オホーツク臨床実習実施要領	
【資料 B-1-9】	地域総合交流推進協議会 (新聞記事)	
【資料 B-1-10】	えんゆう地区地域総合交流について	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。